

第 5 回定例会

南部町議会会議録

平成18年 9 月 1 日 開会

平成18年 9 月14日 閉会

南部町議会

第 5 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（9月1日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	3
○ 開会及び開議の宣告	4
○ 議会運営委員会委員長の報告	4
○ 会議録署名議員の指名	5
○ 会期の決定	5
○ 諸般の報告	6
○ 提出議案提案理由説明	6
○ 選任第 4 号 南部町議会運営委員会委員の選任について	1 2
○ 選挙第 7 号 三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙について	1 3
○ 選挙第 8 号 三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙について	1 4
○ 請願第 1 号、陳情第 4 号、陳情第 5 号の上程、委員会付託	1 5
○ 動議の提出	1 5
○ 日程の追加	1 6
○ 発議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
○ 散会の宣告	1 9

第 2 号（9月4日）

○ 議事日程	2 1
○ 本日の会議に付した事件	2 1
○ 出席議員	2 1

○ 欠席議員	2 2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2 3
○ 開議の宣告	2 4
○ 一般質問	2 4
長 根 和 夫 君	2 4
内 村 貞 子 君	3 2
工 藤 幸 子 君	3 8
伊 達 一 夫 君	4 4
○ 散会の宣告	5 1

第 3 号 (9 月 5 日)

○ 議事日程	5 3
○ 本日の会議に付した事件	5 3
○ 出席議員	5 3
○ 欠席議員	5 4
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○ 職務のため出席した者の職氏名	5 5
○ 開議の宣告	5 6
○ 一般質問	5 6
立 花 寛 子 君	5 6
川守田 稔 君	6 8
山 口 博 个 君	7 3
佐々木 元 作 君	8 6
○ 散会の宣告	9 7

第 4 号 (9 月 6 日)

○ 議事日程	9 9
--------------	-----

○ 本日の会議に付した事件	1 0 1
○ 出席議員	1 0 1
○ 欠席議員	1 0 1
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 0 2
○ 開議の宣告	1 0 3
○ 報告第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○ 議案第 1 4 2 号から議案第 1 6 3 号の上程、委員会付託	1 0 4
○ 議案第 1 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○ 議案第 1 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○ 議案第 1 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○ 議案第 1 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○ 議案第 1 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○ 議案第 1 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○ 議案第 1 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○ 議案第 1 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○ 議案第 1 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○ 議案第 1 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○ 議案第 1 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○ 議案第 1 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○ 議案第 1 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○ 議案第 1 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○ 議案第 1 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○ 議案第 1 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○ 議案第 1 8 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○ 議案第 1 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○ 議案第 1 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○ 議案第 1 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○ 議案第 1 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○ 議案第 1 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7

○散会の宣告	159
--------	-----

第 5 号（9月14日）

○議事日程	161
○本日の会議に付した事件	162
○出席議員	162
○欠席議員	163
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	163
○職務のため出席した者の職氏名	163
○開議の宣告	165
○議案第142号から議案第163号の委員長報告、質疑、討論、採決	165
○南部町農業委員会委員の推薦について	168
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	170
○陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	171
○陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	172
○発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
○総務企画常任委員会報告	174
○農林商工常任委員会報告	175
○教育民生常任委員会報告	177
○建設常任委員会報告	178
○日程の追加	180
○追加提出議案提案理由説明	181
○報告第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
○議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
○議案第187号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
○閉会の宣告	190
○署名議員	193

第5回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年9月1日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 選任第4号 南部町議会運営委員会委員の選任について
 - 第 5 選挙第7号 三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙について
 - 第 6 選挙第8号 三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙について
 - 第 7 請願第1号 ふくちジャックドセンターに関する請願書
 - 第 8 陳情第4号 町道相内103号線の拡幅改良舗装整備についての陳情書
 - 第 9 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情書
- 追加第1 発議第13号 産業廃棄物中間処理施設建設に対する意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番	河門前 正 彦 君	3番	川守田 倉 松 君
4番	沖 田 豊 治 君	5番	川 井 健 雄 君
6番	西 塚 英 夫 君	7番	中 村 善 一 君
8番	佐々木 勝 見 君	9番	庭 田 豊 茂 君
10番	夏 坂 清 蔵 君	11番	長 根 和 夫 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	四 戸 清 君
14番	内 村 貞 子 君	15番	工 藤 和 夫 君
17番	佐々木 幹 夫 君	18番	馬 場 又 彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立 花 寛 子 君

22番 大久保 俊 和 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工 藤 久 夫 君
 30番 河 端 幸 蔵 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

欠席議員（ 1 名 ）

2番 高 橋 隆 博 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商工観光課長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長職務代理者	谷 内 弘 司 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中 野 雅 司

主

幹 板 垣 悦 子

主 査 岩 間 孝 幸

開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は37人でございます。議員定足数に達しておりますので、これより第5回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る8月25日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第5回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告1件、平成17年度決算認定22件、平成18年度補正予算10件、条例の一部改正等12件、また議長提出議案は委員の選任1件、一部事務組合議会議員の選挙2件、農業委員の推薦のほか7件でございます。一般質問者は8名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。なお、平成17年度決算認定議案22件につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審査することにいたしました。

以上のことを踏まえて、今期定例会の会期は本日9月1日から14日までの14日間といたしました。9月2日、3日と8日から13日までは休日及び諸行事等の都合により休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたっての今定例会でございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長、代表監査委員であります。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番庭田豊茂君、10番夏坂清蔵君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日9月1日から9月14日までにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、9月1日から9月14日までの14日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました14日間の会期中、9月2日、3日と8日から13日までは休日及び諸行事等の都合により休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、9月2日、3日と8日から13日までは休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、監査委員より平成18年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで本定例会に上程されました町長提出議案44件、報告1件について町長から提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、9月議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成18年第5回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、開会できますことに衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分報告1件、17年度決算の認定22件、18年度一般会計補正予算案、その他条例の制定、一部改正などの案件22件、合わせて45件であります。提出案件の概要をご説明する前に、6月議会以降のこれまでの町政運営の状況につきましてご報告いたします。

まず、総合振興計画についてであります。8月7日に第1回審議会を開催いたしております。審議会は、議員初め教育委員、農業委員の代表者ほか学識経験者の皆様30名で構成され、会長には八戸大学ビジネス学部教授の田中哲氏をお願いいたしました。今後は、町各種団体代表や町民からの一般公募により組織する南部町まちづくり委員会や町職員で構成する南部町総合振興計画策定プロジェクトチームでつくる基本計画を受け、平成19年9月を目標に答申案を作成し、同年12月の議会定例会での議決を経て策定される予定であります。

次に、少子化対策検討委員会ではありますが、少子化問題に関し、その解決に向けた総合的な対策を検討すべく町女性職員12名で構成する委員会を7月11日に発足いたしました。委員会では、今後委員の考える少子化の課題や問題を踏まえ、町内の妊婦サークル、子育てサークルとの意見交換やアンケート調査の結果を通して、少子化対策に向けた実効性のある報告書を年内に提出いただくこととしております。

次に、町内バス運行計画についてではありますが、6月22日に第1回多目的バス運行計画検討委員会を開催し、これまで3回の会議を開いて検討を重ねており、今後はアドバイザーを含めて乗降調査等も実施し、年内をめどに運行計画案を策定していく予定であります。

このほか、集中改革プランにつきましては、6月に2回の行政改革推進委員会を開催し、6月27日の行政改革推進本部会議で改革プランの内容を決定し、議会にも報告させていただいたほか、町ホームページでも公表したところであります。今後ともさらに事務事業を見直し、職員の削減等も含む行政改革を一層推進してまいる所存であります。

次に、農業観光の取り組みについてではありますが、これまでの名川農業観光振興会から新たに南部地区、福地地区の会員も加わり、達者村農業観光振興会が発足いたしました。また、達者村農業観光四季の祭りの体験メニューにもゼネラル・レクラーク狩りやふくちホワイ特六片種ニク狩り等も加え、体験コース数を増強したところであります。4月下旬から8月下旬までの果樹の花見やサクランボ狩り、その他四季の祭りに約6万6,000人が来訪したとの報告を受けております。

次に、農業体験修学旅行受け入れについてではありますが、5月中旬からこれまでに県内を含む首都圏等の中学、高校生711人を受け入れております。受け入れ先としては、これまで南部、名川、それぞれのホームステイ連絡協議会の組織であったものを新たに福地地区からも会員が加わり、達者村ホームステイ連絡協議会として発足しており、9月からは早速福地地区においても修学旅行生を受け入れることになっております。

このほか、パソナ農業インターンプロジェクトにつきましては、現在5名の研修生が11月の研修終了を目指し研修中でありまして、7月10日から6日間の日程で青森県主催のセカンドライフの「暮らし」と「しごと」大学in達者村が当町で開催され、9月下旬には第2回目の開催が予定されております。

これらグリーンツーリズム事業、達者村づくり構想は、新南部町の豊かな農産物や自然、農村文化を活用し、都市住民との交流を推進し、農業はもとより新町全体の活性化を図るため、合併を機にさらに積極的に各種施策を展開してまいる所存でありますので、議員各位のさらなるご協

力、ご支援を切にお願い申し上げる次第であります。

次に、旧名川町の斗賀地区に建設が計画されている産業廃棄物中間処理施設についてであります。平成7年に県の許可を受けておりますが、処理業者から新たに廃棄物の品目及び焼却炉の変更申請が県へ提出されたとのことであり、今後とも処理業者には一層の情報公開を求めるとともに、議員初め地区住民の皆さんの意見を十分聞きながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

今年は梅雨明けが遅く、低温や日照不足の影響で農作物全般に生育がおくれぎみで推移しておりますが、8月に入り太平洋高気圧に覆われ、高温に恵まれ、やませによる気象障害もなく、平年を上回る気温、日照時間により、水稻に関しては順調に回復傾向にあると伺っております。しかしながら、リンゴの果実肥大は例年をやや下回っており、生育回復につながるよう関係機関とともに適正指導に当たってまいりたいと考えております。これからの本格的な台風シーズンを迎え、風水害等の自然災害に見舞われないよう切に願う次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第27号、専決処分報告、南部町健康増進センター条例及び南部町総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例の制定についてであります。9月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、バーデハウスふくちのレストラン部分、各施設の自動販売機等の設置部分の行政財産の使用料に関する特例を定める必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

次に、議案第142号から議案第163号までの平成17年度各会計の決算についてであります。新町発足後の平成18年1月から3月までの3カ月間の予算執行について、監査委員の意見を付して承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、助役、担当課長から説明がありますので、私からは一般会計の概要についてご説明申し上げます。

まずは、前年度と比較するため、旧3町村分を含めた平成17年4月から平成18年3月までの12カ月分をまとめた一般会計の決算状況ですが、歳入歳出とも臨時的経費の町村合併関連経費が増加要因としてあるものの、旧名川町の統合中学校建設事業や旧福地村の統合小学校建設事業等の大規模な普通建設事業が完了したことから、歳出は平成16年度に比べ22.6%の大幅な減となっております。このほか経常収支比率は公債費の償還がふえたことにより、1.3%ふえて94%になりました。また、起債制限比率は3カ年平均で14.5%となり、平成18年度において財政運営計画、公債費適正化計画を策定し、県に提出することとなっており、今後とも地方債について借入額の削

減及び繰上償還を含めた借り入れ残高の減少に一層努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案第142号、平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算額は歳入歳出それぞれ42億5,034万4,000円で、これに対し収入済額は42億807万4,000円、支出済額は39億9,246万3,000円となり、歳入歳出差引額、いわゆる歳計剰余金は2億1,561万1,000円で、このうち205万8,000円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は2億1,355万3,000円となり、このうち地方自治法の規定により財政調整基金に5,000万円、減債基金に5,700万円の合わせて1億700万円を積み立てしております。

監査委員からは、予算執行は適正に行われたものと認められたとの意見をいただいておりますが、今後とも収入の確保、支出の節減に努め、健全な財政運営に傾注してまいる所存でありますので、ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成18年1月から3月までの主要施策の成果について、行政報告書として別冊にし、お手元に印刷配付しておりますので、決算審査の参考にさせていただきたいと存じます。

次に、議案第164号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院規則の一部改正に伴い、育児を行う職員の早出、遅出勤務の適用範囲の拡大及び休息時間の廃止のため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第165号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町リサイクル推進員に対する報酬及び費用弁償を定めるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第166号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。消防組織法の一部改正により条項の繰り上げが行われたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第167号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法の一部改正に伴い、特定療養費の名称が保険外併用療養費に改められたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第168号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、知的障害者援護施設の名称が障害者支援施設等に改められたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第169号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、70歳以上の高齢者の医療費の自己負担割合の改正及び出産育児一時金の額を30万円から35万円に改めるため、所要の改正を行うものであ

ります。

次に、議案第170号、青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。市町村合併等に伴い、青森県市町村職員退職手当組合理約の選出区域及び定数を変更するため、規約を変更する必要があると、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第171号、青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合理約の変更についてであります。消防組織法の一部改正により条項の繰り上げが行われたため、規約を変更する必要があると、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第172号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、施設名称を改める必要があると、規約を変更するため、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第173号、字の区域の変更についてであります。青森県が施行した県営高橋地区圃場整備事業の工事完了により、大字苫米地及び大字高橋の字区域を変更するものであります。

次に、議案第174号、土地の処分についてであります。旧名川町森越地区の町営森越団地の建てかえに伴い発生した団地跡地約5,700平方メートルを20区画に分け分譲するもので、その土地の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第175号、工事請負契約の締結についてであります。名川中学校隣接地に整備を進めておりますふるさと運動公園の陸上競技兼サッカー場整備工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第176号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ5,200万3,000円を追加し、予算の総額を98億2,769万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、町内循環バス運行計画策定に係る調査業務費として105万円、社会福祉専門員を設置している町社会福祉協議会へ人件費補助として342万9,000円、障害者福祉推進のためのサービス利用計画作成委託や自立支援システムの導入など、障害者福祉費に822万1,000円、ごみステーション設置に補助する環境衛生費に426万4,000円、観光案内パンフレットを増刷する観光費に283万1,000円、町道の維持改修工事などを行う道路橋梁維持費に4,063万7,000円、消防団員の活動服を統一するため、その整備に1,119万円、この4月に統合した名川南小学校の遊具整備や耐震化調査を行う小学校費に851万7,000円、グラウンド改修や環境システム保守などを実施する中学校費に711万9,000円、学校給食センター建設基本設計業務委託料に100万円などを計上いたしましたほか、農業集落排水事業の福田地区事業費変更に伴い、下水道事業債元利償還基金

積立金562万5,000円、農業集落排水事業特別会計への繰出金5,932万9,000円をそれぞれ減額し、計上しております。

これらに充当する財源として、町税が東北新幹線の法師岡地区の変電所の固定資産税及び青い森鉄道軌道評価地目の変更による所在市町村交付金など、合わせて7,743万3,000円、地方特例交付金264万3,000円、障害者自立支援のための国庫補助金として289万1,000円、前年度繰越金5,655万3,000円を計上したほか、財政調整基金繰り入れを9,901万2,000円減額し、今後の財政運営に資することとしました。

次に、議案第177号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。名川学校給食センターの調理用器具の修繕のため補正するもので、歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、予算の総額を2億3,539万円とするものであります。

次に、議案第178号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。チェリウスの浴槽配管等の洗浄作業委託費を補正するもので、歳入歳出それぞれ7万4,000円を減額し、予算の総額を7,742万7,000円とするものであります。

次に、議案第179号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,863万9,000円を追加し、予算の総額を26億2,093万7,000円とするものであります。歳出においては、この10月から国保連合会を実施主体として事業が始まる国保保険財政共同安定化事業の拠出金として1億5,783万9,000円を計上したほか、社会保険加入等による保険税還付金、支払基金への返還金など401万円を追加し、これらに対し高額医療費共同事業の国、県の負担金、保険財政共同安定化事業交付金などの歳入を充てることとしたものであります。

次に、議案第180号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。居宅介護サービス、高額介護サービスの給付費が伸びたほか、前年度給付費の確定により国、県支出金の返還金が生じたため、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,049万1,000円を追加し、予算の総額を19億8,769万5,000円とするものであります。

次に、議案第181号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。南部地区の下水道工事について、県との実施計画の協議がなされ、補償費等を減額し、管渠工事を行うもので、歳入歳出それぞれ8,000円を追加補正し、予算の総額を2億1,279万1,000円とするものであります。

次に、議案第182号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。青森県内の事業費配分調整により、上名久井地区事業費及び福田地区事業費を

調整したもので、歳入歳出それぞれ6,860万円を減額補正し、予算の総額を10億8,440万3,000円とするものであります。

次に、議案第183号、平成18年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、クリプトスポリジウム菌対策について、当初のリース契約を補助対象とするため、その変更許可書作成業務の委託料などを補正し、歳入歳出それぞれ215万4,000円を追加補正し、予算の総額を616万1,000円とするものであります。

次に、議案第184号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてありますが、トイレ改修工事として市場管理費に226万8,000円のほか、業務勘定予備費を追加補正し、予算の総額を30億5,871万8,000円とするものであります。

次に、議案第185号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてありますが、施設の浴槽工事など一般管理費に396万9,000円を追加し、予算の総額を3億9,663万1,000円とするものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、またご質問応じまして本職初め助役、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、会期中に八戸圏域水道企業団規約の変更、人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただきたいと思いますので、つけ加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。

○議長（工藤久夫君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

選任第4号 南部町議会運営委員会委員の選任について

○議長（工藤久夫君） 日程第4、選任第4号、南部町議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、議会運営委員2名の欠員に伴い、その選任を行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、17番佐々木幹夫君、36番伊達一夫君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に佐々木幹夫君、伊達一夫君を選任することに決しました。

.....

選挙第7号 三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙について

○議長（工藤久夫君） 日程第5、選挙第7号、三戸地区環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、三戸地区環境整備事務組合同規約第6条第2項の規定により、2名の欠員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、小職議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、小職から指名することに決しました。

これより指名いたします。選挙第7号、三戸地区環境整備事務組合議会議員に12番工藤幸子君、31番相田耕作君を指名いたします。

ただいま小職から指名いたしました方々を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、三戸地区環境整備事務組合議会議員に工藤幸子君、相田耕作君が当選されました。

ただいま当選されました工藤幸子君、相田耕作君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

.....

選挙第8号 三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙について

○議長（工藤久夫君） 日程第6、選挙第8号、三戸地区塵芥処理事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、三戸地区塵芥処理事務組合同約第5条第3項の規定により、1名の欠員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、小職議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、小職から指名することに決しました。

これより指名いたします。選挙第8号、三戸地区塵芥処理事務組合議会議員に4番沖田豊治君を指名いたします。

ただいま小職から指名いたしました方を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、三戸地区塵芥処理事務組合議会議員に沖田豊治君が当選されました。

ただいま当選されました沖田豊治君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項

の規定により告知いたします。

請願第 1 号、陳情第 4 号、陳情第 5 号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） 日程第 7、請願第 1 号、ふくちジャックドセンターに関する請願書、日程第 8、陳情第 4 号、町道相内103号線の拡幅改良舗装整備についての陳情書、日程第 9、陳情第 5 号、義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情書、以上 3 件は会議規則第92条第 1 項の規定によりお手元に配付いたしました請願、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

なお、常任委員会は本日本会議終了後、開催いたします。

動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 西塚英夫君。

○6 番（西塚英夫君） 動議を提出します。

先般全員協議会で説明がありました産業廃棄物中間処理施設の建設に関して、私西塚英夫ほか 6 名から建設に対する意見書案を提出したいので、日程に追加し、議題とすることを望みます。

○議長（工藤久夫君） ただいまの動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。

この動議は、所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

日程の追加

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子議員。

○20番（立花寛子君） もう少し時間を見てというか、皆さん方に事前にお知らせしてもいいと思いますので、ここで休憩を要求いたします。

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩にいたしたいと思いますが、それにご異議ありませんか。

（「賛成」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 他に賛成者はありますか。

（賛成者なし）

○議長（工藤久夫君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

この際、本動議を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることにご賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、本動議を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配付のため暫時休憩いたします。

（午前10時44分）

.....
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第1、発議第13号、産業廃棄物中間処理施設建設に対する意見書案を議題といたします。本案について提出者の提案理由の説明を求めます。西塚英夫君。

（ 6 番 西塚英夫君 登壇 ）

○6番（西塚英夫君） 発議第13号、産業廃棄物中間処理施設建設に対する意見書案について提案理由の説明をいたします。

この意見書は、先般の議員全員協議会で理事者から説明がありました産業廃棄物中間処理施設の建設に対して、地域住民が抱えている不安や疑問を解消するため、県に対して今後の建設に対する対応を強く求めるものでございます。

それでは、意見書を朗読します。

産業廃棄物中間処理施設建設に対する意見書。

一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、その処理場が必要であることは論をまたない。だが、廃棄物処理場のあり方については、多くの問題点があり、全国各地で紛争等を引き起こしているのが現状である。

当町の斗賀地区に建設が予定されている産業廃棄物中間処理施設についても、地域住民をはじめ町議会や行政側に対して納得のいく説明が不可欠である。近隣の県境産廃不法投棄問題もまだ記憶に新しく、多くの地域住民が不安や疑問を抱えている。

去る8月25日に開催の町議会議員全員協議会において、1995年12月にアセス青森有限会社が県から許可を受けていたこと、さらに同社は環境アセスメントを実施し、本年3月30日県に施設変更許可申請を行い、建設計画等の縦覧も7月24日から8月23日まで行われ、既に終了したことが報告された。

しかし、この報告2点については38名の議員は誰も知る由もなく、また、過去2回の周辺住民への説明会でも、誰も納得のいくような説明は受けていないと不安の声が上がっている。

このことは、許認可制度上の問題が露呈し、地元住民と申請した企業との十分な理解が得られないままに計画が進んだ場合、修復しがたい不信感が増長することになる。

よって、南部町議会は、建設を許可する県に対し、下記の事項についての対応を求めるものである。

１、立地について。

建設予定地は山間部ではあるが、周辺には果樹園、水田が隣接しており、土壤汚染や煤煙による農作物への影響が懸念される。更には、多量の地下水が使用されることから、田畑の水不足が予想される。

２、環境衛生について。

食物残渣による汚臭や工事による騒音、振動及び地下水汚染の影響など、地域環境の保全を損なうおそれがある。また、経営破綻後の施設や廃棄物の残骸処理が出来ないで残る心配がある。

３、安全性について。

感染性廃棄物、廃油等を扱うことから、感染被害や火災等事故に対する不安がぬぐいきれない。また、地震、台風、大雪など天災時の対応にも懸念がある。「処分場はきびしい基準に対応して完璧である」といわれて最新の科学技術を駆使した原発でも完璧は期待できないことは、近年の事例でも明らかである。

４、住民等理解のための方策について。

平成７年に許可を受けて以来10年あまりも動きがなく、平成17年の２回だけの説明会では住民に理解されていると言えない。住民、町、議会に対して十分な説明をして納得してもらった上で建設すべきである。

よって、地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により意見書案を提出します。平成18年9月1日。提出者、南部町議会議員、西塚英夫。賛成者、南部町議会議員、佐々木由治、同じく西塚芳弥、同じく金沢和夫、同じく佐々木元作、同じく山口博介、同じく川守田稔。

以上で意見書案の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月2日、3日は休日のため休会とし、9月4日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時58分）

第5回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年9月4日（月）午前10時開議

第1 一般質問

11番 長 根 和 夫

1．全国学力テストについて

14番 内 村 貞 子

1．温暖化防止（クールビズ）について

12番 工 藤 幸 子

1．町立南部公民館の建て直しについて

2．高齢者の老化防止対策と環境づくりについて

36番 伊 達 一 夫

1．町内会館の維持管理などについて

2．三教研について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（38名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君

20番 立 花 寛 子 君
 24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

22番 大久保 俊 和 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工 藤 久 夫 君
 30番 河 端 幸 蔵 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商工観光課長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長職務代理者	谷 内 弘 司 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中 野 雅 司
主 査 岩 間 孝 幸

主

幹 板 垣 悦 子

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。定足数に達しておりますので、これより第5回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたしますので、制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

通告順に順次発言を許します。

11番長根和夫君の質問を許します。長根和夫君。

（11番 長根和夫君 登壇）

○11番（長根和夫君） 私は、文部科学省が来年4月実施を予定しております全国学力テストにかかわる質問をいたします。

青少年の凶悪犯罪が低年齢層へ拡大するなど、子供を取り巻く環境は大きな社会問題となっている中で、受験戦争の加熱や詰め込み教育への反省から、これからの学校教育のあり方として、ゆとりの中でみずから学びみずから考える力などの生きる力の育成を基本とし、一人一人の個性を生かすための教育、豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育の推進が盛り込まれたゆとり教育が導入されましたが、ゆとり教育の目玉であった考える力、生きる力を養う総合学習の時間が主要教科の時間数を削減して新設され、その結果学力の低下が問題視されるようになり

ました。2004年、経済協力開発機構が加盟国を中心に40カ国の15歳を対象にした学習到達度調査結果を公表しました。日本の高校1年生は読解力も数学的応用力も前回4年前に比べ大きく低下したということでした。基礎学力が低下したということは憂慮すべきことではありますが、ゆとり教育のせいにするのはいささか疑問を感じます。確かに学校教育では読み書き、計算といった基礎、基本をしっかりと身につけることが大事なことであります。ゆとりを基本とした総合学習の時間が取り入れられ、教科の学習時間が削減され、教育現場の教職員は多忙をきわめ、子供とじっくり接する時間もなくなり、また生きる力、考える力を身につけさせることを目玉とした総合学習も、その手だてを考える暇もないという状況にもあるようであります。また、子供が自然体験や社会体験を通じて大きく成長するためには、総合学習の時間だけでなく、多くなった休日等を活用し親子のコミュニケーションを深めることであり、教育現場や家庭のかかわりについてもっと気を配ることが大事ではないでしょうか。

学力低下批判を背景として、学習指導要領の見直しが議論されております。来年4月実施される全国学力テストもその方向を探るものだろうと思います。その全国学力テストについて、全市区町村長のアンケートが実施され、その結果が新聞紙上で紹介されました。大半の市町村長は参加の意向を示しているようであります。実施する文部科学省は、自治体や学校の序列化を避けるため、結果の公表は原則として都道府県までとしているようですが、参加した以上は、その結果を把握して教育行政に反映させるため結果公表を期待する首長、地域や学校の規模に違いがあり、全国一律では自治体や学校が序列化されるだけと公表を懸念する首長等、対応は一樣ではないようであります。町長も当然アンケートに回答されたわけですが、実は私は町長がどのような回答をされたのかわからないまま今回の一般質問の通告をし、その後町長が不参加の意向を示したということを知りました。私は、町長の不参加という意向に対してどうこう言うつもりはありません。むしろ町長が答えられた、既に都道府県や市町村単位で実施しており、同様のテストは必要ないという点では同感を覚えます。ゆとり教育から学力低下批判を意識した学習指導要領が方向転換をしようとしております。教育現場の実情をしっかりと把握しているのか、疑問を感じます。教育の充実を公約の一つとして掲げている町長は、今回のアンケートに対し次代を担う子供たちの教育がどうあるべきかを考え、どのような思いで回答されたのかをお尋ねいたします。また、回答に当たって、教育行政をつかさどる教育委員会の考え方や方針をどのように考慮されたのか、また町長の計らいで特色ある学校経営を推し進めている現場教職員や父兄の思いをどのように把握しているのか、お伺いをいたします。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、長根議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、先般6月の9日でございました、全国自治トップアンケート2006というアンケートがございました、その中で全国の学力調査に参加しますかという項目があったわけでございます。限られた期間の中での回答ということで、この回答については非常に悩む点がございました。参加する、これも間違っていないと私は思っているわけです。というのは、議員も先ほど申し上げました、既に県、また市町村単位で行われていると。そこにまた新たな学力テスト、いわゆる一つの受験戦争みたいな部分を追加することに意義があるのかなという一つの疑問も持ちながらの点、逆にもう一つは、全国の統一テストによって、いわゆる市町村の学校単位というよりも、青森県自体の学力がどの程度なのかと、こういう2点からこれ考えていかなければならないわけでございました。あくまでも調査内容は、参加、最終的にする、しないというアンケートではないわけです。正式に参加するときは、文科省の方からしっかりとした文書が入ってするわけでして、このときは当然教育委員会、関係者、おのおの方々からも意見を聞いて、町の方針として決定していかなければならない。今回は、首長としての考えというアンケートでございましたので、回答につきましてはあくまでも私の個人的な意見として参加か不参加としか書きようがないわけでしたから、不参加と。その理由としては、同じようなテストを既に行っていますからということを書いてあります、新聞にもそういうふうに掲載しておりましたが。調査結果新聞で見ましたら、私と六戸町の町長さんという結果でございましたが、数が少なければ間違っているということではない、吉田町長さんともその後2人で話をした、考え方がやっぱり全く同じ考えでした。ただ、その後私もいろいろな教育関係者なりから聞いたときに、先ほど長根議員もおっしゃっていました、学校規模によって違うわけです。生徒数、またそれに伴って職員の配置も違う、いわゆる専門の先生がつけられないような学校もあるわけです。

そういう部分で、各南部町の学校においても一理言えると思いますけれども、学校単位によってはやはり教師の配置等によって差がやっぱりあるだろうと。ただ、では青森県全体として、これは青森県に限らず、ほかの都道府県においても大規模小中学校、小規模小中学校がこれはあるわけですから、その中で青森県の学力テストの結果はどういうふうな位置づけになるのかなという部分を把握したいという方々は確かにいらっしゃいます。ですから、非常に難しい部分があり

ますが、今後についてはしっかりといろいろな方々の意見も把握しながら、最終的には参加するのかもしれないのか、これを決めていきたいと、こう思っておりますし、私は国が統一をするのであれば、もう少し各県、各市町村もどういうテストをやっているのか、これを国もしっかりと考えて、同じようなのを二つも三つもやるのではなくて、国がちゃんとやるのだったら国の統一でしっかり一本でやって、どういう検体の結果こうなのかと、こういうことを私はしっかり国がやるべきではないのかなと。同じようなことを2度、3度、これが果たして本当に子供たちのためになるのか、いわゆる競争のための学力向上になっては私はいけないと思っております。自分自身の学力向上につながる方針でなければならない。とかく受験戦争、そういう社会風習になっておりますけれども、まさにゆとり教育、これを打ち出したときは何だったのかなと。一大臣の一声で2年もするかしないうちにゆとり教育が学力低下に結びついているという、2年もしないときにゆとり教育というゆとりというのがその2年で結果が出るはずがないと私はこう思っておりました。そういうことで、今後しっかりと教育委員会を筆頭として確認をし合いながら、また国の実施するときの要項、またそれにあわせて県、また市町村、内容的にはどうなのか、そういう部分も加味しながら決めていきたいと、こう思っております。

教育委員会の取り組み、考慮されたのかということですが、先ほどと同じ部分がありますけれども、直接的な部分、そういう時間がない中での回答ということで、ただいろいろな方々からはお考え、そういう部分も自分自身では聞きながら回答したものでございます。一番大事なのは、私は子供たちに、昔の先輩たちは今の子供たちより恐らく勉強時間がなかったはずで。自分の、特に農家の方々の、うちの仕事を手伝い、そして学校に通っている。恐らく日曜日は農作業を皆さんが手伝う、そういう中においてもすばらしい学力を持って先輩たちはきたわけです。そうすると、今の子供たちは、時間は昔の方々よりあるはずで。私は、足りないのは、やっぱり集中力ではないのかなと。しっかりと、勉強するときは短い時間であってもそのときにやっぱり集中して勉強してきた、これが私は昔の先輩方の姿ではないのかなと。今の子供たちは、どちらかというと時間はあるけれども、集中力に逆に欠けている、その分が学力低下になっている、これはあくまでも私の個人的な考えでございます。ですから、ゆとり教育イコール学力低下、そうではない原因が私はあるのではないのかなと、こう思っております。

3点目でございますけれども、特色ある学校づくり等の取り組みについてのさまざまな方々のどういうふうに把握しているかという部分につきましては、教育委員会の方が詳しいと思いますので、その部分については教育委員会の方から答弁をいたしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 町長の計らいによる特色ある学校経営に取り組んでいる現場、教職員や父兄の意向をどう把握しているかとの質問についてお答えいたします。

特色ある学校経営につきましては、各学校がそれぞれ今年度の事業を実施中であります。合併後、旧名川地区以外は初めての事業ということで、5月の教育大会では名川地区の各学校から前年度の特色ある学校事業について事例発表をしていただき、各学校、教職員の方々には事業の趣旨の再確認と質疑を交え説明し、徹底いたしました。父兄の方々は町広報、学校だより等でお知らせしております。PTAとの協同のボランティア事業と実施している学校もありますので、十分認識はしていると思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。11番長根君。

○11番（長根和夫君） 全国学力テストの参加については町長の意向がよく理解できるわけです。ちょっと質問が拡大するかもしれませんが、人の心の痛みをわかる心の豊かさとたくましい体を鍛えるゆとり教育がなぜ今批判されるような状況にあるのか、ちょっと疑問を持っているわけですけれども、学歴社会や親のエゴで子供が押しつぶされて、行き場を失っております。そんな感じさえします。そういうことが親、兄弟を恨んだり、いろんな問題に発展をして、世を震撼させるような事件が起きております。我が町ではそのような事例はないわけですが、これからはもちろんあってはならないことであります。できればそういった問題には事前の取り組みが必要になるのでしょうか。いざ取り組もうとすれば個人情報保護、プライバシーの問題が大きな壁になってくるのもまた事実なわけであります。そういう問題に対してどう取り組んでいくのか、これからきっちりと考えていただきたいものだというふうに思います。

教育委員会にもう少し質問をしたいと思いますが、今申し上げたような豊かな人間性を形成するはずのゆとり教育が基礎学力の低下を招いたという批判を受けているわけですが、どう受けとめているのでしょうか。また、全国学力テストについても、町長はまだその方向ははっきり示していただけないですが、いろんな情勢からして参加の方向になるのかなという気もいたしますけれども、町長も言われた、県が実施をしている学力テストの結果やその対応はどのようになっているのか。

また、一般行政では、地方分権等の進展に伴って、行政独自の取り組みが進んできておりますけれども、教育行政、特に学校教育については学習指導要領一辺倒と申しますか、そういったいわゆる上意下達といった管理体制がいまだに根強く残っているような気がいたします。そのために、それぞれの学校で子供たちに応じた事業への取り組みが実際にはできていない、そういう感じを受けます。何とかこういった問題を解消するために、地域や子供たちの状況に合った取り組みを現場の裁量にゆだねるというふうな形はとれないものでしょうか。

以上、お伺いをしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） ただいまの長根議員の質問にお答えいたします。

質問は3点あったかと思えます。その第1点は、ゆとり教育が基礎学力の低下を招いたことについてであります。各教科の基礎的基本事項を重視し、指導内容を精選したり、ゆとりと充実した学校生活を実現するために、各教科の標準時数を少減、または5日制実施のために授業時数の減少、教師の指導力不足が指摘され、学力低下を招いていると言われることは十分承知しております。まことに残念であるという心境であります。2004年12月7日、OECDが2003年に実施した国際的結果が公表され、2000年に最初の調査が行われたときと比較した結果、得点が低下していることがわかりました。文科省は早速調査を分析し、平成17年1月に都道府県指定都市教育委員会指導主事会議を開催し、資料を配付、善処を求めたとしており、現在その後対策を講じてきている次第であります。簡単にOECDの調査について申し上げましたが、文部科学省が学力低下を認め、改善の方策を検討しているということは先ほど申し上げたとおりであります。学校の教育活動は、授業が中心であります。教師は指導力を身につけ、授業改善に努め、確かな学力を身につけさせ、みずから考え、判断し、行動できる人間の育成に努める必要があると思っています。そのため教育委員会は、学校教育活動への援助、環境整備に努めていきたいと考えております。また、再度申し上げますが、人づくりの根幹である学力向上の一助になるように最大限の努力をしまいたいと、このように思っております。

次に、第2点目の青森県の実施している学力テストの結果やその対応についてであります。少し県の学力テストの内容と目的についてお話ししてみたいと思います。学力テストの概要についてであります。県内一斉に行われている青森県の学力調査は、指導要領における各教科の目標や内容の定着状況を把握し、学習指導上の問題を明らかにし、指導の改善に活用することがで

きるように、県全体の結果と学習指導の改善の方向性を示した資料を作成し児童生徒の学力向上に役立てるとしております。15年度から実施されているわけですが、小学校は5学年で、国語、社会、算数、理科の4教科の45分、中学校は第2学年で、国語、社会、数学、理科、英語、各50分で行われております。今年の実施日は18年8月30日であります。県全体の小中学校を対象にしております、378校の小学校、173校の中学校を対象としておるところであります。対応についてではありますが、各校でそれぞれ実施いたします。これは当然であります、それぞれの学校の採点は教師が全員で行うと、こういうふうになっております。ここに今までの学力の調査の違いがはっきり出てきておるところでございます。それぞれの学校の採点はそれぞれの学校で行うということであります。採点した結果を、児童生徒すべてを一覧表にして県教委へ提出すると、こういうふうになっております。県教委では、全県をまとめた結果を各教科ごとにそれぞれ通過率を出すと。そして、県全体、各事務所、各市町村ごとにまとめて一覧表にして配付すると、そういうことになっております。先ほども申し上げましたが、自校のものは自校の教師が採点するということでありまして、結果は県、三八、あるいは三戸郡の結果とは自校では比較できるわけですが、各町内の比較はできないようになっております。

以上のような概要であります、各校の教師一人一人がその結果を重要視し、児童生徒一人一人の教科のつまずきの原因を把握し、解消に活用するとともに、みずからの指導方法の改善に努める必要があります。長根議員のおっしゃるご心配はここにあると思います。ここが大変重要な点であります。私も長根議員のご意見に賛成の心を持っております。特に今言われていることは、個に応じる教育であります。つまり個人差に応じた指導と、こういうことになります。個人差に応じたということは、三つ申し上げますというと、学習の進度、学習の到達度、生活経験、こういうものを個人差と、こう呼んでいるところであります。私たちは、学校と教育委員会が密に連携を深めて、今より少しでも子供たちが学力向上、あるいは生活ができるように努力してまいりたいと、こう思っているところあります。

次に、第3点目ですが、教科により画一的な授業の展開から、地域や子供たちの状況に合わせた取り組みを現場の裁量に任せられないものかについてであります。学校は学習指導要領に示されている方針に従って教育課程を編成し、教育活動を実践しているところあります。このことは、法律や規則に定められており、裁量がないように受けとめられている面があるかと思いますが、しかし学習指導要領の教育課程編成の一般方針として次のようなことが書かれてあります。各学校には法令に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指して、地域や学校の実体及び生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して適切な教育課程を編成するも

のとしてあります。学校は教育課程を編成する場合、地域、生徒の学力、心身の実体を把握することに努力、相当数の日数と時間をかけて職員会議を開催し、検討して編成しております。このことから、学校の裁量が生かされている面が多いかと、こういうふうに受けとめているところがあります。今文科省改革が盛んに検討されておりますが、校長の権限、あるいは校長の裁量についても拡大する方向で検討しているということが言われております。学校裁量の分野を広め、特色ある学校づくりを推進できるように配慮していることを心から期待しているところでもあります。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今教育長の方からもありましたけれども、まず第1は、確かに学力向上、そのための学力テスト、そして自分たちがどのぐらいの成績なのかと把握する、これは大事なことで、これは私も思っております。ただ、特にこれから学力向上のみに視点を置いて、いわゆる競争社会をさらに築いていく傾向にもなりかねない。子供たちが逆プレッシャーになっている部分もなきにしもあらず。今回いろいろな方ともお話ししたときに、教育に関係した方々、そういう方々からも、だれだれは余り成績がよくなかったとか、だれだれはよかったとか、こういう言葉を耳にすることがあります。非常に残念です。教育者を経験した方からそういう言葉が出る、そして周りもそういう言葉がよく聞かれる、本当に果たしていいのかなと。やはり子供たちにはそれぞれの個性があります。勉強が苦手でもスポーツが得意な子、芸術文化が得意な子、そういう子供たち、この子供たちもしっかり伸ばさなければならない。ですから、長根議員からも、いわゆる学校教育の中での上下関係等々含めて、何のためにゆとり教育をしてきたかと、打ち上げたかというのを考えたときに、まず外で遊ぶ子供たちが非常に少ない。ほとんどの子供たちがうちの中で、恐らくテレビゲームでしょう。自然とともに生きる子供たち、そういう中で命のとうとさ、大切さ、こういうのを私は学んでいくだろうと。ゲームの中には人を殺していくゲームがいっぱいあります。恐らく今さまざまな複雑な事件、事故が発生している中で、そのゲーム感覚で人を簡単にあやめてしまう、そういう部分もあるのではないのかなと。ですから、学力も当然上げていかなければなりません。しかし、大事なやっぱり心の部分、長根議員おっしゃってありました痛みのわかる子供たち、こういう子供たちを育てていくという部分も非常に私は大事である。そのためいろいろな取り組みもしております。B & G海洋センターにおいても水辺の空間、子供たちと先生方が一緒になって1年間を通して研究していく、そういう自然と触れ合う

事業等とやってございます。成績が悪いよりはいい方がいいと、これはだれでもそうなわけですが、会社一つとったときに、私が東京に勤めているときに、ある会社からどういう採用方針か聞いたことがございます。三つのパターンに分けて採用しています。いわゆる企画立案をしていくための社員採用、同じ年に。もう一つは両方を見られるような職員採用、もう一つは現場で働く、こういう三つに分けて採用する。ですから、成績がよい人だけ集まる、企画立案だけ集まる会社も成り立たないわけです。やはり実行、いわゆる民間でいけば営業マン、そういう方々もあって会社というのは成り立っていく、社会というのは成り立っていく、そう思っておりますので、学力向上、もちろん大事なことであり、同時に、そういう子供たち、個性を生かす、そういう教育環境づくりということも同じく大事だと、こう思っておりますので、また議員からのご指導をいただきたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。11番長根君。

○11番（長根和夫君） いろいろ伺いました。学力テスト参加につきましても、私は例えば我が町1町でも不参加を表明してもいいのではないかと、いうふうな感じさえいたします。今いろいろ町長からもお答えをいただいた結果、そういう思いもしております。

それから、きのう青森県駅伝競走大会が行われました。新しい我が南部町が総合で8位、町の部で4位と大変な健闘をされました。これにも中学生が参加をしております。こういった感動をさらにやはり広げていくためにも、こういった面でもさらなる展開を進めていただきたいという思いを申し上げて、終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で長根和夫君の質問を終わります。

14番内村貞子君の質問を許します。内村貞子君。

（14番 内村貞子君 登壇）

○14番（内村貞子君） 前に通告してありました温暖化防止について伺いいたします。

2005年に京都議定書が発行されました。2008年から2012年の間に日本は6%のCO₂、温室効果ガスの排出量の少減を約束しました。このことは国が対応するのかと思っておりましたら、環境省では国民一人一人の取り組みが重要であるということで、国民運動の統一ロゴ、「みんなで止めよう温暖化、チーム・マイナス6%」を作成しました。また、国立大学法人東京大学気候シ

ステム研究センターほかの合同研究チームは、世界最大規模のスーパーコンピュータである地球シミュレーターを用いて、100年後の地球温暖化の見通しを行いました。それによりますと、温暖化が進めば巨大なハリケーンの上陸、集中豪雨や洪水の多発、熱中症患者の増加、感染症、マラリア、デング熱等の発生、真夏日の日数の増加、猛暑、海面の上昇、気温の上昇が4ないし5度以上となり、草木が生えなくなり砂漠化、このような極端に現象の大規模化、頻発化が懸念されるというシミュレーターの警告です。南の小さな島ツバルが、現在温暖化のため海面が上昇して水没の危機に瀕しています。また、世界最大の島グリーンランドの氷が解け始めているということです。環境省では、地球環境の破壊は世界共通の危機であり、変調を来す地球の気候の温暖化防止は待ったなしであるということです。温暖化防止の最大の課題はCO₂の少減であり、世界の二酸化炭素の排出量は企業が8割、家庭が2割ということで、身の回りのことが温暖化防止につながるということです。

そこで、伺いたいします。役場は地域における温暖化防止対策の牽引者であると思いますが、公共の施設に対する取り組みは暖房、冷房の室温調節はどうなっているのでしょうか。

2番目に、家庭における省エネの取り組みについてはいかがでしょうか。

3番目に、再生可能なエネルギーの活用はあるのでしょうか。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー、地熱利用、その他であります。

次に、温暖化の少減に役立つ植林、森林の育成についてはどうでしょうか。京都議定書は、要点として吸収源の欄に森林等による二酸化炭素の吸収量を算入しています。森林は二酸化炭素を吸収し、土壌の浸食を防ぎ、温暖化、酸性雨、災害防止等、豊かな生態系をつくる役目をしていて、杉は特に二酸化炭素の吸収が多いということです。ブナは涼しい地域の落葉、広葉樹林を代表する樹種で、ブナ林は大型動物のすみかにもなり、豊かな生態系を維持するためにはなくてはならない森林です。しかし、温暖化が進み、気温が3.6度以上上昇すると、ブナ林の分布域、分布確率50%以上の地域は約90%減少すると予測されております。そのため、日本の生態系が大きな影響を受ける可能性があります。ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣のワンガリ・マータイさんや衆議院議員の和田洋子さんらが植林を奨励しています。

次に、町民の環境学習についてはいかがでしょうか。

以上、伺いたいします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、内村議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、今地球温暖化、二酸化炭素増加、さまざまな部分において、国内ばかりではない、世界的な環境問題として取り組みをしているところであるわけでございますけれども、いろいろな取り組みがある、現代社会に合った取り組みも必要であり、ただこの後申し上げますけれども、森林等の植栽、そういう部分等非常に大事な部分もあると思っております。

まず最初に、役場含め公共施設等の省エネルギー対策というご質問でございますけれども、役場、公共施設の省エネ対策としましては、まず冷暖房の温度設定については適正な温度設定、そしてまた時間前に切るなどのまず実施を行っております。昼休み時間等は当然節電に努めて対応しておりますし、夏季における、今年は特に暑い夏でございました。職員の業務上の制服が定められている場合を除きまして、ノーネクタイで軽装でもって事務能力の向上を図ってきたということでございます。ちなみに、本庁舎、そして名川分庁舎は役場自体が冷房施設が整備されておりますので、私も本庁、分庁舎に行きましたけれども、非常に冷房がきいていない庁舎は、暑い中での職員の仕事ということも、これ大変だなということも感じてきました。そういう中で、しっかりと我慢しながらも、節電等に今後とも努めていきたいと、こう思っております。また、庁舎においては、再資源化のごみの分別収集も行って、再資源化に努めているところでございます。

2点目の家庭における省エネの取り組みについてでございますけれども、国の施策であります循環型社会の形成の一環として、ごみの再資源化のリサイクル率向上のために、再資源化のための分別収集をこれは徹底していかなければならないと、こう思っておりますので、行政としても今後さらに意識の向上に向けた啓蒙普及、これを図っていききたいと、こう思っております。分別収集、最初は、始めたあたりは非常に面倒くさいなという町民の声も聞こえておりましたけれども、一つやっぱりなれてしまえばそんなでもないし、やはりしっかりとした啓蒙活動を行って、しっかりと町民の方々にも協力して、一緒になってやっぱり取り組んでいくことが大事だなと、こう思っております。

3点目の再生可能なエネルギーの活用というご質問でございますけれども、民間におきましては太陽熱を利用したソーラーシステム住宅や省エネ住宅の普及が出てきています。事務組合の清掃工場においては、ごみを燃やして出る蒸気を冷暖房に利用しておりますし、また町の建物においては、名川中学校においては風力を外灯に活用しております。また、福地小学校におきましては、名川中学校と同じに風力を外灯に活用し、また太陽熱を自家電力として利用をしてござい

す。県においても地球温暖化防止計画の中で、風力を中心とした新エネルギーの導入によって、削減目標を60万7,000トンCO₂と掲げておりますし、これからも公共施設建設等につきましては、当然そういう自然エネルギーを活用したそういう部分、財政的な部分はあるのですが、十分検討しながら取り組むべきことだと、こう考えております。

4点目の植林、森林等の育成についてでございますけれども、植物はその成長過程の中で二酸化炭素吸収、固定するために森林資源の保全、地球温暖化防止に大変大きな役割を担っているわけでございます。こうした森林の持つ役割、適正な育成保全、植林、こういう部分をしっかりと取り組まなければならない、こう思っております。地域によっては、一昨年は蛍が来るような、そういう地区にしようと。そして、今年はドジョウがしっかりすむ町にしようと、こういうすばらしい取り組みをしている団体の方々がございます。ドジョウのときちょっと私は行けなかったのですが、去年は蛍が来るように水を田んぼに回し、どういうふうな水の流し方をするか、そういうふうな工夫をしてやっておりました。夜8時に招待いただいて、その現場を見て、本当に蛍がいっぱい飛んできていました。そういうすばらしい取り組みしている団体もありますし、そういう部分のいわゆる方々含めながら、そういうふうにするこの南部町に蛍もいっぱい来ますよ、昔のようなドジョウもいっぱいふえますよ、タニシもふえますよと、こういういわゆるPR、そしてそういう団体がまた一つでも二つでもふえてくれればいいなと、こう思っております。

5点目の町民の環境学習についてでございますけれども、町としての取り組みとしまして、温暖化問題に対する町民の普及啓蒙活動の推進、これはもう重要なことでございますので、今後ともパンフレット、また広報誌を活用しながら、町民にも呼びかけをしてまいりたいと、こう思っております。実は、先般第2回目の町長と語る会がございました。その会話の中で、やはり環境問題の話が出まして、かなり時間をその環境問題に費やしましたが、町民の方々も非常に関心を持っている、そしてやはりそういう方々、みずから語る会に出席をしていただいて話を聞いておりますと、それぞれの方々がやはり個人的にもそういう活動をしている方でありまして、そういう一生懸命頑張っている方がいる中で、逆にごみを平気で捨てている、これも現実にあるわけですし、実は私のところに、名前はついておりませんでしたが、どここの地図を自分で書いて、そしてここここここここにごみが捨てられていますよと、確認してみた方がいいのではないですかという、そういう手紙をくれた方もありまして、早速担当課の方で現場に行って、やはりそういうのがあったと。片方で一生懸命頑張っている方がいる中で、片方では平気でこう捨てていく、非常に残念な部分がありますけれども、まずそういう部分においても時間をかけても、しつこくきれいにしていって、そして早く間違った考え、そういう中で捨てているその人た

ちが、やっぱり自分が大変なことをしていたと、そういう思いに気づいてもらう、そういう部分では繰り返し繰り返し呼びかけをしていくことが大事であると、こう思っております。町としても、今回の本議会におきましてリサイクル推進員の方々を各町内に委嘱をしまして取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、本議会においてもリサイクル推進員の議案についてまた議員の皆さんからも可決をいただいて、そして環境美化等も含めながら進めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。14番内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 役場の各分庁舎の暖冷房をもう少し詳しくお伺いしたいです。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

合併後につきましては、まだ温度設定の基準を定めておりませんし、指示も出していません。ただ、過去においてどのようにしてきたかということは調査してみたわけですが、まず本庁舎の方ですが、福地の本庁舎の方はこれまでも温度設定をしていません。ただ、うちの方は事務室に冷房が入っていないものですから暖房だけになるわけですが、最初から設定したボイラーにつきましては、古くなっておりますので、最近は温度が上がってこない状況にあります。ですから、寒中になりますと1階の事務室は寒いという声がしょっちゅう聞かれているようですが、これももうどうにもならない、次壊れたときには更新するということしか考えていない状況にあります。2階の方は若干、2階、3階に行きますと2度ぐらいずつ上がっていくわけですが、2階はどうかそういうお話が聞かれていない状況にありますけれども、そのようであります。それから、名川分庁舎の方につきましても、これまでは温度設定をしていないわけですが、職員の感覚で、少し暑くなったなとなりますと、例えば午後の時間帯からスイッチを切るとか、そういうことをして、温度が上がらないように努めてきているということでもあります。それから、南部分庁舎につきましては、以前にこの京都議定書というのが出ておりますけれども、これに努めて努力していこうということで、冷房の方は28度、暖房の方は20度ということで設定して努めてきているというお話は伺っております。温暖化だけではなくて、それぞれ夏

場は温度が余り下がらないように、それから冬場は上がり過ぎないようにするということは経費の節減にもつながっていくと思いますので、これからも意識してそのように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。14番内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 役場分庁舎以外の公共施設の温度設定というのはあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今のご質問でございますが、分庁舎と同じように庁舎以外の公共施設がございますけれども、それもまだ設定とか指示を出しておりませんので、今後検討しながら、もしそういう設定ができる、また必要であるということになりましたらその設定をし、それぞれ指示を流していきたいと思えます。施設によって、ここには冷房が整備されておりますけれども、整備されているところ、それからしていないところそれぞれありますので、もう一度調査して、その取り組みに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 南部総合サービス課長。

○南部総合サービス課長（山口裕貢君） 南部分庁舎の場合ですけれども、先ほど総務課長の方からもありましたように、室温調節等につきましては環境省で地球温暖化に優しい適温、これが先ほど総務課長が仰せられましたように、冷房については28度、暖房は20度と、こういう適温を示してございますので、旧南部町の場合は庁舎もそのように設定しておりますし、ふれあい交流プラザ等につきましてもそういう冷暖房を心がけて使用してございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 既にある実用的な温暖化対策、技術の普及、自然エネルギーの利用等により、革新的な温暖化防止に役立つ技術の開発、研究、交通体系の見直し等によって、経済活動を維持、発展させながら温暖化を防止することができて、私たちの努力によって豊かな生活と温暖化対策の両立ができるようになればいいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 以上で内村貞子君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

.....
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

.....
○議長（工藤久夫君） 12番工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、南部町立南部公民館の建て直しについてであります。南部町立南部公民館は、昭和47年3月に南部地区に創設されました。南部公民館は、町民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって町民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として建立されたものでございます。そして、おおよそ35年間、その目的達成と時代の変遷を見間違えることなく、町民と一体となり見守り続けてまいりました。しかし、にもかかわらず、老朽化に伴い継続不能のときを迎え、今は人一人訪れるでもなく、時には暗やみに黙々と建ち及んでいるのも、一日でも早くこの地を訪れる町民の足音に耳を傾けながら、無言を決めて建っているようにさえ思えてならないのであります。町長もご承知のように、公民館は地域に住むさまざまな人々の自分づくりへの思いやまちづくりを進めていくことができる、またまちづくりをデザインしていく力量を持つ主人公となって、町の拠点となり、地域にとってはなくてはならない存在であります。公民館は、人々の学びの創造を通して、21世紀の地域未来を決定すると言っても過言ではないのであります。つまり公民館は、町民が相集まって教え合い、お互いの教養文化を高めるための社会教育機関で

あり、町民の教養文化を基礎として郷土産業活動を奮い起こす原動力となる機関でもあります。また、中央文化と地方文化が接触、交流する場所であり、特に青壮年層の積極的な参加により、さらにふるさと文化と郷土振興基礎づくりを主目として活用している施設であるのであります。したがって、35年間その機能を発揮してきた南部公民館の全面停止は、地域の人々の学習、連携、出会い、創造、意識の高まり、感動や再発見等々の低迷に対する落胆の町民の思いの現実がはかり知れず、特に南部藩の歴史文化を再確認のこの機に、その中核となる南部公民館設置をなくしている現状を町長は傍観するのみでよいのでしょうか。傍観しているのではないとすれば、町長、どのような計画がなされているのか、さらに早期実現がされるのか、町長にお伺いするものであります。

2点目でございますが、高齢者の老化防止対策と環境づくりについてであります。高齢化社会の到来は予測して久しいながらも、昨今の目まぐるしい高齢社会の発展は、時を待たずしてその施策を余儀なくされています。高齢者にとって現代社会の環境変化に対する不適応とストレスは心身の安らぎどころか、もしかすれば絵にかいたもちかもしれません。このような状況が加速している高齢社会だからこそ、今高齢者の生きがいと老化防止、健康保持の施策が急務であるのであります。こうした高齢社会の弱体現象によって、社会の経済活動や活力に問題が生じ、高齢者の扶養の問題も出てくるのであります。例えばこれまでと違って21世紀では4.3人で支えなければなりません。さらに、生産年齢人口を20歳から64歳とすると、現実的な立場からすれば2025年には2.6人で支えなければならない、このことは生産労働者に極めて重圧を与えることを意味しているのであります。つまり高齢社会は、確実に到来する以上、そこに生ずる問題を解決しなければ、社会は崩壊の危機に向かうのであります。これらの問題を軽減するためにも、高齢者の老化防止対策と環境づくりが必要であることは言うまでもありません。そこで、言うには及びませんが、壮年期及び初老期の防衛体力の増強、心身の活発化、老化の予防が必要であります。心身の活発化の継続は、老化予防には必要不可欠であり、特にスポーツは大きな意義があります。ちなみに、老人福祉法令通知のシルバープラン案に老人の能力を生かしとあり、また老人福祉法概念に老人は生きがいを持ってともあります。今全国的に高齢者のグラウンドゴルフやゲートボールが爆発的勢いで普及しています。もちろん南部町でもグラウンドゴルフ協会に加入するまでになりました。しかし、その環境は今もなお十分ではなく、むしろ隅に追いやられる環境悪に悩んでいます。老人期は精神が沈滞しやすいが、スポーツ活動はこれらに対する抵抗力や回復力を持つために、明るく健康な生活ができる。そのためにもせめて屋外スポーツ、グラウンドゴルフが安心してできるよう、グラウンドの確保と整備をしていただけるのか、また日に日に迫ってくる

高齢社会の真のバリアを町長はどのように考えておられるのか、そして高齢者が唯一楽しみにしているスポーツもできる住みよい環境づくりを目指し、また考えておられるのか、町長に心からお伺いいたすものであります。時間も切迫しておりますので、超簡潔にご答弁をお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

超簡潔にということでしたが、まだ49分ございますので、余り簡潔に申し上げて誤解を招いてもいけませんので、簡潔に近いような形で答弁をさせていただきたいと思います。

第1点目でございますけれども、町立南部公民館、議員ご指摘のように、鉄筋コンクリート2階建て、面積1,578.5平米の建物でございます。昭和46年度に公立社会教育施設整備補助金の交付を受けて47年3月に建設をされたものでございます。大変老朽化が進み、雨漏り等も発生して、使いようがないということ、そしてまたアスベスト診断においてアスベストも含まれていると、こういうことで今使用を中止しているわけでございます。議員さんからはただ傍観しているのではないかというご意見でございましたけれども、決してそういうことではなくて、解体するのに恐らく五、六千万かかるでしょう。また、議員の要望の建設になると1億単位の建物になるでしょう。それを合併して8カ月の間に建てられる、そういう余裕もありませんし、予算の確保がないわけでございます。いかに計画的に進めていくかということが大事でありまして、その中に今既に取り組みをしております総合振興計画、これが町の最上位計画書でございます。ここにしっかりと組み入れて、そしてどういうふうに予算を確保して、何年度をめどに着工していけるのか、これを総合振興計画の中でしっかりと議論をして取り組んでいきたいと、こう思っております。事業というのは1年でできる事業というのはほとんどございません。金額が少ない部分の町単独事業であれば、それも少ない金額であれば何とか対応していけるわけでございますけれども、大きな事業というのは最低3年をかけて行うのが普通の取り組み状況でございます。どこから事業を持ってきて、補助事業何を活用するか、それを県に申請をして、そして県が国に申請して国が審査して、許可が出て、そしてやっていくという、そういう期間がかかるわけでございまして、そういう部分につきましては何とか議員さんからも事業の経過という部分もご理解を賜りたいなと、こう思っております。

現在南部町において取り組んでいる事業というのが、ほとんどまず旧町村のときに事業をしてきたその継続事業を中心に行ってきております。新規というのは非常に今厳しい状況でございまして、ただ今後合併前から進めておりました学校給食センター、そういう部分については合併前から取り組みを3町村で進めていたわけです。これも本来は合併前に事業に着手することはできました。しかし、同じ数億というお金がかかるセンターを建てるときに、これだけは合併特例債を活用した方が絶対有利なのです。ですから、合併前に着手できたのですけれども、ここはもうちょっと我慢して、現在使っているものを使って、そして合併したら合併特例債で建てましょうと。7割の、75ですから7割ですか、地方交付金に算入されてきますので、その前にすると補助事業を使ったとしても3分の1補助とか、持ち出しがふえるわけですから、そういう部分。ですから、我慢をしていただきながらもそれやらないということではなくて、それを着手するときに、いわゆる町としても最少限の経費でもって建てていく、こういうことをしていかないと、幾ら合併しても南部町の財政大変なことになるわけですので、それにつきましてはご理解をいただいて、私どもも財源の確保に努めながら取り組んでまいりたいと。当初はアスベストを含んでおりますので、アスベストの関係の補助事業を対象に解体もなるのかなと思っておりましたが、担当課の方で確認したら、その解体でも補助対象にはならないと。となりますと、解体するだけで何千万が町すべて持ち出しと、こういうこともあります。ただ、私も非常にあそこの公民館、いつまでも、特にまたアスベストを含んでいるとなると、ずっとその状況にはしておけないだろうと。それを早くやるためには、今何をしなければならぬかということは今後も取り組みはしているということはお理解いただきたいと思います。

それから、2点目の高齢者の生きがい、老齢化、老化防止等、ゲートボール、グラウンドゴルフ等の確保ということでございますけれども、現在ゲートボール場として使っている場所、これははっきりした数ではございませんが、大きい面積で言われているところが、福地地区が3カ所、名川地区2カ所、南部地区3カ所というふうに伺っております。名川地区の場合チェリリン村、また福地地区はふれあい公園と馬淵川遊水地公園、南部地区は向小学校の第2グラウンドと、こういうふうにお伺いしてございます。このゲートボール場については、もちろん要望する規模にもよるでしょうが、名川地区にも室内ゲートボール場、これは日本財団の方から社会福祉協議会が申請をして助成金をもらって建てている施設もありますし、当時ゲートボールが普及したときに、各町内につくったのです。これは社会体育担当して、そのときゲートボール普及しましたから、私もみずから町内会に行って、その町内会の敷地に行ってコートづくりをして、メジャーを持って角度を決めてつくりました。そして、そのときはほとんどの町内が自分たちに近い町内の

敷地でやっていたのです。これが徐々に数も少なくなってきた部分もあるかと思いますけれども、広範囲な場所でやるようになった。いわゆる自分たちのチームだけではなく、他のチームと練習をするようになって、そしてまた練習だけではなく、そこでも試合をするという、逆に私はそういう形は悪くない、交流する機会がかえってできてきている、いいことではないかなと、こう思っております。

ですから、ただただふやして進めていくだけではなくて、今ある施設をどういうふうを活用していくのか、このことも大事なことでございまして、お金かけて整備するというのは簡単なのです。それはお金かければすぐ。しかし、財政状況もあるわけですが、それだけではない、そういう別な交流にもなっている、そういうことも大変重要だと思っております。また、ゲートボールに限らず、ゲートボールの次に普及してきたのがグラウンドゴルフなのです。今普及しているのがパークゴルフ。これその時節時節でやっぱり変わってきております。ペタンクゴルフ愛好者もおりますし、さまざまの方々がまず要望してくるわけございまして、今回パークゴルフの部分は、文言では入っていませんけれども、おそらくパークゴルフも含めた工藤議員のご質問になるだろうと思っております。パークゴルフの方々からも要望されております。そういう方々から話も聞きました。そうすると、意見がまだ一致していない。現在使用しているところでパークゴルフをできるような、そういう部分でいいのだと、同じメンバーの中でもそういう人もあれば、別に新しくつくってほしいと、こういう同じ愛好者の方々、まだ統一性がなくて、私はしっかり統一してほしいと。そして、パークゴルフの場合は、ご存じのように大野に五十何ホールですか、大きな大会もしている。ですから、そういうところでやるときと、身近なところでまず練習をする、こういう区分けがあっていいのではないかなと。同じ大会ができるようなのをつくって、大会あるときはいいのです、本当に来るのです。ただ、毎日となると、どうしても人数が限られている、そこに維持管理が入ってくる、非常に厳しい部分が出てくるわけなのです。ですから、今グラウンドゴルフやっている方々の場所でもパークゴルフができないのか。特にチェリリン村の部分は、そういう形で担当課の方が進めております。

私もパークゴルフ場、大野に行って見てきました、兼用できないのかと。兼用できるのです。グラウンドゴルフの場合のボールが入るとき、使わないときはふたをしていますし、ふたをしてグラウンドゴルフの方々がやればいい。ただ、大野村はスタートするときに、スタートを高台にして立派にやっているわけです。そういう部分までは日常やるときは我慢してもらってもいいのではないのかな。ただ、パークゴルフ、グラウンドゴルフというその一つのスポーツは十分楽しめる。ちゃんとした大会、そういうときは大野村、整備されている、そういうところも活用して

いかないと、だれでもわかります、ないよりはあった方がいいというのがだれでもの意見なのです。すべての町民がないよりはあった方がいい。ただ、それをすべて要望に対してやっていたら、南部町自体が成り立たない、これいつも申し上げる。ただ、何でもかんでも私もやらない、やらないという、そうではないのです。そうすると全く夢もなくなってしまいますから。そうではなくて、有効活用できるものは活用し、新たに整備しなければならない部分はそのかわりちゃんと取り組みができるような安定財政をつくっておかないと、本当にやりたいというときも、それもやれなくなる、そう思うのでございますので、まず有効活用を図っていただきながら、決して高齢者の方々、隅に追いやられていないと思っております。適正な場所で張り切って元気に、むしろ我々若者が高齢者の方々から元気を逆にもらっているような、そういう状況だと思っておりますので、いろいろな部分でまた調査をしながら、どういう活用方法がいいのか、こういう部分はきっちりと検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。12番工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 希望のあるご答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、公民館の方ですけれども、公民館制度といいますか、そういう方向がちょっときつくなるようで、だんだんと公民館の設置も禁止状態が出てくるのではという、そういう状況も聞かれております。合併建設計画の中にあるのは、特例債でいろいろ対応できる部分もちろんあるわけですけれども、ただそういうふうな国の方針と特例債が果たしてスムーズに対応できる、地方の手だてでスムーズにできるのかなという、そんな国の方向性とタイアップできて念願のものが建設されたりできていけばいいけれども、いろんな制度が変わってきますので、後で危惧されたり遺憾な状況が出ないように、ぜひその辺は頭に置いていただいて進めていただければいいのかなと。1年間、7カ月のうちにくぎを打って、建設の状況を始めてくださいというのではもちろんありません。ですけれども、町長のご答弁の中で、これから計画をして、いい時期に余り無理もないのだけれども、早期の時期にやりたいという意向も酌み取られましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、グラウンドゴルフですけれども、先ほど町長もおっしゃったように、なかなか24ホールぐらいで1ヘクタールという大変規模の、県大会であれば3ヘクタールとか、そういう大規模な施設が必要になるようですけれども、そこまではいかなくとも、練習にしてもスムーズに練習が進めるようなくらの状況でぜひ整備をしていただきたいと、こう思っております。何より

もきょうは担当者の方々がそれを手がけてくださる方向にあるという、整備といいますか、状況を見据えて動いてくださるというお話がありましたので、それはそれでまたお願いしていきたいと思いますし、例を言えば、福地は河川敷で一生懸命頑張っているようですけれども、今は日向端会長を先頭に、48種といいますか、たくさんの人数がふえ、50人ももう超えて、協会にも入っているようです。全国的にもそういう流れがありますし、そうなりますといろいろまた大会にも出たいという気持ちにもなれば、会場整備ということも頭に置いてくると思いますので、徐々に無理のない整備を進めていただければいいのではないかと、このように思っております。念願の大きな部分は少し徐々に歩を進めてくださるというご答弁、それから担当者がそれもやってくださる方向にあるということと、公民館にしても国の方針と合併特例債のタイアップをいいあंबあいになさってくださって、いい結果ができて、その公民館も実現できるようにぜひよろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時01分）

○議長（工藤久夫君） 36番伊達一夫君の質問を許します。伊達一夫君。

（36番 伊達一夫君 登壇）

○36番（伊達一夫君） さきに通告しておりました2点についてお伺いいたします。

町内会館の維持管理などについてでございますが、8月の9日の臨時会で、指定管理者制度について説明を受けました。そのときはよく理解ができませんでした。それで質問もできませんでした。公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するということを承認したわけでございます。公の施設でも収益に関係のある施設は3年半で9施設、収益に関係のない施設は2年半の指定期間で30施設を承認したわけですが、この公の施設の維持管理と南部地区に多くある町内会館的施設の維持管理の仕方が違うと思います。そこで、双方の維持管理はどのようになされているのか、ひとつお答え願います。

公設と公設以外の維持管理などに財政的に大きな差があると思います。そこで、南部地区で町内会館的施設を維持管理をしている住民たちが不満を持つのは当然だと思います。この差を速やかに解消すべきだと思います。町内会では、会費をいただいて町内会を運営していると思いますが、名川地区、福地地区の平均的な町内会費は幾らなのか。南部地区では4,000円のところもあります。私は、大向地区に住んでいますが、世帯数は約350戸で、町内会費は大向消防コミュニティセンターの維持管理費を含めて2,500円で、何とか運営をしているそうです。世帯数の少ない町内会では、維持管理に苦労していると思いますので、公設同様の維持管理にすべきだと思います。町内会活動についてですが、地域住民の潤いとまとまりを保持するなど、地域ごとに長い文化と歴史があり、文化活動や風習を守ってきましたが、最近は何となく希薄になっていると感じています。役場からの配布物や福祉協議会からの募金の要請など、また地域で抱える問題を行政に提起し、まちづくりに積極的に協力していますが、悩みも抱えています。というのは、町内会に加入しない人がふえているそうです。アパート住まいの人や転勤族の方々だそうです。また、高齢化が進み、班長をやれないとか役員をやれないなど、さらに繰り返し申し上げますが、町民会館の維持管理で役員の方々が大変苦労していると思います。行政として今後どのように支援をしていくのか、ご答弁願います。

次は、三教研についてでございますが、三戸地方教育研究所から三教研に加入してくださいとの要請があったそうですが、どう対応するのか。3月定例会では、教育関係者からの意見を参考に決めていきたいとの答弁でした。おそらく協議をなされたと思います。そして、今回も協議なされたと思いますが、その経過と結果についてご答弁お願いいたします。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、伊達議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の町内会館等の維持管理等についてでございますけれども、現在のいわゆる町内会館として使用されている施設の中には、それぞれの地区によって異なっております。公で建てた施設、これを町内の会館として使用している地区、またそれぞれの町内会さん、または財産区等で建てて使用している施設等がありまして、ここにつきましては私も就任してやっぱりおかしいのではないかと。町が補助事業を活用して建てた施設は、いわゆる維持費も町が管理して、

町内の方々が当時町内会で施設が欲しいということで、みずから資金を出し合い、材料を出し合
って建てた施設は自分たちで管理を賄うと、これやっぱり不公平感があるのではないかというこ
とで、担当課の方に私の方から指示をして、きっちりこれを調査する必要があると。よって、今
総務課の方では、それぞれの施設がどういう状況になっているのか、これを今まとめているとこ
ろでございます。ただ、非常に伊達議員さんおっしゃるように、南部地区については大方が町内
会の方でというあれがあって、考え方によれば南部地区の方々は自主自立の精神が逆に強い、前
向きな地域であるのかなと。片や逆に少し行政に頼り過ぎている部分もあるのかなと、という
ふうにも感じたりはしますけれども、ただいずれにしても公で建てた場合には恵まれ、そうでな
いところが負担が強く強いられるということは決してよくないと。ですから、今後我々検討して
いく中で、ではすべて町が全部見て、それを全施設に見ようとなると、これもまた大変なわけ
です。そういう中で全体的にすべての施設を考え、例えば現在町が持っている予算の中でこれ
を全施設に対応できるようなやり方がないのか。例えば100%町が出していた部分を2割、3割
はやっぱり地元の町内会さんでも見てもらう、その分を逆に全く支援がなかったところにはその
範囲内でまた助成をしていく、そういうやり方も私はあると思っております。ですから、100%
見ることができるかどうかという部分はまだ現在の段階では私も明言できませんけれども、いず
れにしても格差がないような公平感のある、そういう形にはしていかなければならないと。それ
をするために総務課の方で全施設の管理状況、これをまとめております。そして、今後どうい
う形がいいのかというのを取りまとめていきたいと、こう考えております。詳しい維持管理費等、
町内会費等につきましては担当総務課長の方から答弁をさせたいと、こう思っております。

町内会費でございますけれども、これはそれぞれの町内会さんの活動内容が違ふと思いますの
で、これは町内会費、一律ということはまた別ではないのかなと。いろいろな部分で活動が積極
的な町内会さんもありますでしょうし、できるだけ負担を抑えながら活動を抑えている町内会さ
んもあるでしょうし、ここの部分についてはあくまでもやっぱり町内会自身が自主的にとり行う
べきものだと思っておりますので、会費については町内会さんの方に私はこれはお任せをして、
町内会の役員の方々が決定していくべきではないかと、このように思っております。

それから、2点目の三教研でございますけれども、経過等についてはまた教育委員会の方から
も答弁をいたしますけれども、私のところに正式に三教研の加入という要請は私には入ってござ
いません。教育委員会の方にはどういう形で入ったのか。ただ、いわゆる三戸地区の方、田子
の方、それから個人的にお話をいただいたことはございます。別な会合のときに会ったときに、三
教研に南部町も加入してもらえないかというお話は、雑談的な会合の中ではございました。もち

ろん即答できることでもございませんし、いろいろな部分も課題もあると思いますので、検討はしてみますということを申し上げましたけれども、三教研につきましては、従来三戸町、田子町、旧南部町、3町で組織をしていたわけでございます。そして、平成17年3月31日をもって旧南部町がまず脱会をいたしました。おそらくこれ3町村合併が進められていく、また当時はまだどうでしたか、八戸広域ですか、そういう部分があって、おそらく三教研から旧南部町さんが脱退をされたのかな、これは逆に議員さんの方が、地元でございましたから詳しいと、こう思いますけれども、まずいずれにしても脱退をして、今日においては田子町、三戸町、2町で行っているわけでございますが、南部町におきましては平成17年4月1日から、いわゆる名川、福地地区、この両地区で就学指導委員会というのを設置しておりまして、そこに脱退をしてから旧南部町も入会をして、3町村で活動してきて今日に至っているわけでございます。

現在三教研は2町において2名の相談員、指導員を置いて行っているわけですが、今までもいわゆる旧田子町、三戸町、南部町、3町において2名の指導員が設置をされていました。今話を聞いてみると、1名削減されるのではないかなというお話、それを2名を何とか維持していきたいということで、南部町も加入してもらえないかと。ただ、そこに負担金というものが伴ってきまして、これは正式な数字ではまだないと思うのですが、600万円ぐらいの負担をと、かなりの負担になるのです、この数字が最終的な金額になったとしますと。そうすると、かなりの負担をして、今までは田子町、三戸町、2町を見ていた範囲が、南部町も入るとことは旧町村単位で考えますと、福地村、名川町、南部町、同じ体制で、旧町村で考えると五つの町村になるのです。そこに600万円出して、果たして我々南部町から見たときにその部分の活動が南部町に対してあるのかどうか。今までさえも2町、3町のエリアを今度は旧五つのエリア、町自体は三つで少ない、こう見えますけれども、学校数から考えると旧5町村分の学校を見なければならない、活動しなければならないとなったときに、南部町から考えるとどの程度のメリットがあるのか。逆に三教研が設置されている三戸町さん、ここの活動がふえるでしょうし、変に誤解されてもあれですけれども、そういう部分があって、ではすぐ加入という部分は、これはまだまだ検討しなければならない、そう思っております。広域的な部分で考えていく部分も必要でございますけれども、それを南部町が入ることによってエリアが広がって、活動自体が南部町にもそうメリットが出てこない、そんな中でもう既に南部町としての就学指導委員会というのが組織されていて、全く同じ活動はできているわけです。そこにあえて負担をして、加入という部分は、同じ三戸地区で活動している中で、大変申しわけない部分があるのですけれども、私の南部町長としての立場、南部町を考える立場からすると、その金額に対しての分という部分がまだまだ自分自身にお

いてもすんなり了解しましたということまでいけないという考えであります。いずれにしても非常にまだ三教研の加入については厳しい部分があると、こう思っておりますので、よろしくご理解を賜り、決して三教研に加入しないから南部町の教育振興が出来る、そういうことは全くない、そう思っておりますので、逆に南部町で取り組む方が南部町の子供たちにとってはいいのかもしれないと、こう思っております。後は総務課長と教育委員会の方から追加の答弁をさせたいと思っております。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 集会施設につきまして、維持管理の状況を調査しております。その状況についてお話を申し上げます。

今年の6月、集会施設の調査をしております。公設と民営の施設に分けて、その維持管理費に係るアンケート調査を行いました。これについて調査対象施設、71ありましたけれども、このうち65施設から回答をいただきました。それによりますと、公の施設、26施設ですが、これは条例に設置条例がありますけれども、それに定められている施設の年間維持管理費は910万円、1施設当たり平均35万円であります。その内訳についてですが、町が負担しているものは火災保険料、電気料、水道料、浄化槽保守料、下水道料金であります。年間約570万円、1施設約22万円、地元町内での負担をしている部分もありまして、340万円、1施設平均13万円となっております。次に、ほかの施設、これは条例にない部分の施設であります。年間維持管理費は総額で約670万円、1施設平均22万円です。そのうち町で負担している料金のある施設は11施設で、約70万円、およそ1施設7万円弱になりますが、地元町内での負担は約600万円、1施設約15万円となっております。こういう状況で、民営の方は地元負担がやはり多くなっております。

次に、維持管理面でございますが、この前地方自治法の一部改正によりまして、公の施設管理に関する指定管理者制度が想定されてございます。それにより、町が設置し町内会に管理運営を委託している公の施設については、指定管理者制度に伴い平成15年9月から3年の猶予期間内に直営、または指定管理者を選定をしなければなりませんでしたが、8月に開催されました議会において指定管理者とする内容の議案を提出し、9月からこちらの方へ移行することになっております。

それから、町内会の会費でございますが、すべての町内会の方を把握したわけではありません。アンケートによって記入してきているところ、してきていないところもありましたけれども、記

入されていた部分を見ますと、年額1,000円から8,000円まで、まちまちの金額になっております。町内会費につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、活動がいろいろであります。幾ら徴収されるかは町内会で決めていくものと思っております。ただ、この会費につきましても、これから町が施設の運営管理費の部分にどのように助成していくかということが見えてきますと、町内会の会費にも影響はしていくかもしれません。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 三教研への加入の要請に対する対応ということですが、先ほども町長がお話ししましたように、確かに教育委員会への加入のお話はありました。三教研の経緯につきましては、三戸町、田子町、旧南部町、3町村で組織運営をしておりました三戸地方教育研究協議会から、合併前、平成17年3月31日をもって旧南部町は脱退いたしました。よって、平成17年4月1日からは、名川、福地地区就学指導委員会に旧南部町も入会し、3町村で活動してまいりました。合併後、現在18年度からは新たに南部町就学指導委員会を組織し、就学関係、教育相談業務、特別支援、教育業務、これは特別学級の子供さんの活動ですが、これらの活動を行っております。現在三教研は、三戸町、田子町、2町で教職員の研修、就学相談業務等幅広く活動しており、入会することによって教職員研修、就学指導の充実も考えられますが、南部町でも学校教育部会で教職員研修、就学指導委員会では就学指導業務を行っております。現在三教研では2名の指導主事がおりまして、仮に南部町が入会したとすれば、この今の2名で活動できるかは不透明な点もございます。また、三教研の負担金は旧南部町においては約400万円で行ってまいりました。これも指導主事2名、教職員数の負担割となりますので、新町、南部町が加入した場合は、正確な算出はできませんが、2名であっても約600万ぐらいと思われます。このような現状から、現在三教研への入会は大変厳しいと考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 維持管理費の関係については大体理解はしましたが、やはり住民が望んでいるのは不公平をなくすべきだと。合併した場合にはみんな同じになるのだという考えを持つ

のが当然だと思います。それで、この格差是正を21年度をめどにやるというような説明でございましたが、町長、この関係について3年間もかかるということはどういうことだか、行政がそんなにスローでいいのかと、こう思うわけでございます。ですので、やはり合併してよかったというようなあれを速やかに見せてほしいなと。それでないの、国民健康保険ですか、あれなどは速急に決めた経過もありますし、やはりもう少しスピードアップをして、何とか不公平是正をやっていただきたいと、こう思うわけでございます。午前中の答弁の中にも、公民館建設には3年かかるか5年かかるかわからないと、こういう話でございましたが、それとは別次元のこれは問題ではないのかなと、こうも思っております。

それから、三教研の関係ですが、よくわかりました。財政的な面からも、やはり今独自の就学指導委員会ですか、などをつくって、三教研に入らなくても独自の方がやりやすいと、また児童、また教職員に対してもうち方はしていないというような話でございましたので、ひとつ就学指導委員会ですか、それを充実させながら教育面で進めていってもらいたいと、こう思います。

前者の関係について、町長のご答弁をお願いします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、維持管理費の件でございますが、21年度までという部分は19年度、20年度にしっかりとの方針を決めていきたいということから、21年度というふうに担当の方から説明を受けておりますが、そもそも最初に申し上げましたように、私自身がまずこの町内会費が差があるのがおかしいのではないかと、疑問点をまず投げかけた一人でございますから、そういう部分において全部町が持ちますよと言ったらもうあしたからでもすぐ可能でしょう。皆さんは、ああ、もうそれでお願いします、これは簡単にできると思いますが、そうではない部分も考えていかなければならない、どのくらいでは負担をもらったらやっていけるのか、町としても見られるのか、これは十分検討する時間もいただかないといけませんし、そのためにもう現在我々職員も動いているわけです。決して21年だからゆっくりやるという意味ではなくて、きちっとその年度までに間に合わせるために、もう既に動いているのだと、ここをまずご理解をいただきたいなと。早く解決していけばこれは早まることもできるでしょうし、まずそういう部分で町内会の方々からも、今まで特に負担がなかった部分に負担を求めるときにすんなりいかないわけです。そういう部分も町内会さんとこれからきっちりと話し合いもしていかなければならない、そういう問題もありますので、ただ合併して、今までのいわゆる街灯料金、これもまちまちでございま

た。南部地区は逆に町で見えていた、名川地区、福地地区については町内会さんが見ていた、ここはまず町で見ましようということで、住民の方々、町内会の方々にはサービスアップになっているわけです。ですから、こっちもサービスを上げていく、今度はこっちも上げていく、そういうことも非常に将来の南部町を見た末に、本当に今度は町が維持管理していけるのか、ですからこっちの部分はサービス提供した部分、こっちの分では少しご理解もいただくとか、そういう部分がまだまだこれから時間が必要だと、こう思っておりますので、決してゆっくりという考えは毛頭ございません。そのときにもきっちりやるために、今からもう動いている、そのことはご理解をいただきたいなと、こう思っております。

それから、三教研でございますけれども、同じ三戸地区、そういう中で本当は共同体、こういう考えも当然持っていかなければなりません。しかし、現在の段階ですと、今2人の指導主事が見ている範囲を10とした場合に、南部町が加わることによって同じ2人で20幾つの範囲を見なければならぬ、そこに南部町が600万ほどの負担をして、南部町としての成果がその分あるのかなということも町長という立場からは考えていかなければなりませんし、広域的な部分もわかりますけれども、そのために三八教育事務所もあるわけですし、そういう部分また関係機関と十分検討をしながら、しっかりとした回答を、正式にまだ来ておりませんし、ただそういう加入の働きかけがあるということは現段階でもありましたので、ただ非常に慎重にこれは対応するべきだと、南部町としては、そのように考えております。

○議長（工藤久夫君） 伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） よくわかりました。しかし、どうしてもぜひ21年という期限をつけなくても、今動いているということですから、今までも相当調査をしてきたという関係ですので、21年にこだわらずにひとつ進めてもらいたいということを要望して、終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で伊達一夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月5日は午前10時から本会議を再開いたしますが、私は所用のため出席できませんので、副議長に代理をお願いすることになりますので、ご了承願います。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午後1時37分)

第5回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成18年9月5日（火）午前10時開議

第1 一般質問

20番 立花 寛子

- 1．南部町集中改革プランについて
- 2．農業行政について
- 3．入札・契約制度について
- 4．安全対策について
- 5．青い森鉄道について

25番 川守田 稔

- 1．PPPの行政への導入について
- 2．町所有の遊休財産について

32番 山口 博 个

- 1．南部町の活性化について

35番 佐々木 元 作

- 1．聖寿寺館跡について
- 2．災害対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君

11番 長 根 和 夫 君
 13番 四 戸 清 君
 15番 工 藤 和 夫 君
 18番 馬 場 又 彦 君
 20番 立 花 寛 子 君
 24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 30番 河 端 幸 蔵 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

12番 工 藤 幸 子 君
 14番 内 村 貞 子 君
 17番 佐々木 幹 夫 君
 19番 日向端 猛 君
 22番 大久保 俊 和 君
 25番 川守田 稔 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

欠席議員（ 1 名 ）

27番 工 藤 久 夫 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君

教 育 委 員 長	赤 平	實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木	秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長職務代理者	谷 内	弘 司 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村	森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○副議長（沼畑繁君） 本日議長が所用のため欠席でございますので、小職副議長が代理を務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は37名でございます。定足数に達しておりますので、これより第5回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○副議長（沼畑繁君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

20番立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。9月定例議会に当たり一般質問を行います。

南部町集中改革プランについて、1、どういうところに重点を置いて計画を立てたのでしょうか。7月6日、議員全員協議会を開催し、南部町集中改革プランについて協議されました。協議されたとはいえ、どう説明されたとしても、記録にとどめる必要のない会議であり、検討のしようがありません。そこで、お聞きいたします。事務事業の再編、整理、廃止、統合は、どう考えて計画したのでしょうか。民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財源効果、病院事業、介護保険施設事業、市場事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業について、どう説明されたのか、この場で説明を求めるものであります。

南部町集中改革プランの内容には、交通整理員事業廃止、南部幼稚園児送迎事業廃止、国保人間ドック廃止、手数料、利用料見直し、保育所、給食等一部委託など、住民生活において安全上不安を抱える問題がふえたり、手数料、利用料の見直しで住民負担がふえるなど、結果的に住民サービス低下になる項目が多くなっているのではないのでしょうか。また、保育所、児童館、子育て支援センター、学童保育は、指定管理者制度導入を計画していますが、具体的にはどうということになるのでしょうか。今まで全部直営で行ってきた事業を指定管理者制度に移行して、保育サービスの低下や不安が残っては問題です。詳しく答弁していただきたい。

農業行政について質問いたします。農業をとりまく状況は年々厳しくなっていることは、ご承知のとおりです。農家の景気がだめになると、商店はどうしようもないと言われ始めて何年、何十年になるのでしょうか。大多数の農家を農政から排除する品目横断対策が始まると、農村はどうなるのか。迫る地域崩壊を何としても食い止めねばと思います。条件が合うならば、使える農業制度は使ってほしい。そのためには制度紹介はどうなっているのか、制度を知らせることが必要ではないかと考えた次第です。

7月19日から21日まで建設常任委員会と合同で農林商工常任委員として視察研修を行ってまいりました。岩手県紫波町、北上市、福島県三春町に行ってきたわけですが、農村地帯が多く、緑が豊かでした。岩手県紫波町で中山間地域直接支払い制度について学んだ後は、この地域は中山間地域直接支払い制度の指定を受けているのかなと、田んぼを見るたび考えさせられました。紫波町の視察現場では、田んぼの傾斜はあるものの、平野と言っているほどの条件のよいところでした。ここが中山間と言えるのかと、驚きの声が上がったほどです。条件に合っていればよいわけで、申請できる農地は当町では相当あるのではないのでしょうか。中山間地域直接支払い制度紹介はどのように宣伝され、お知らせしているのでしょうか。現在制度を利用している方は何人でしょうか。交付金交付状況、集落協定等締結状況はどうなっておりますか。集落協定等における具体的活動内容で共同取り組み活動、体制整備に関する取り組みはどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

入札、契約制度について、入札制度改善として条件つき一般競争入札を導入する考えはないかについて質問いたします。これまで公共事業をめぐる問題の改革で政府や地方自治体、住民運動の働きかけで予定価格の事前、事後公表が行われ、もう一つの重要な動きは、一般競争入札の導入です。予定価格の公表につきましては、談合の誘発、機密漏えいの危険がつきまとい、入札が形骸化しているという疑いが常にあります。落札価格や入札経過に加え、予定価格を開示することは、自治体の予定価格の設定水準が妥当であるかどうか検証できるようになる上、入札参加業

者の談合など、不正行為を防止する効果があります。また、公共事業につきまとう不正や利益あさをなくす上でも効果を発揮できるものです。

入札、契約制度の改革のもう一つの重要な動きには、一般競争入札の導入があります。国の会計法では、一般競争入札が原則となっています。しかし、政府は従来ほとんどの公共工事の入札に指名競争入札を採用してきました。指名競争入札は、特定の業者を選定することから、制度上発注官庁や政治家の恣意性が働くという問題点が指摘されてきました。もともと一般競争入札は、ゼネコン汚職事件に端を発した不祥事の表面化と日米構造協議で政府調達分野の開放などを要求したアメリカの圧力によって導入されました。中央建設業審議会は、1993年12月に公共工事に関する入札、契約制度の改革についてという建議を出し、公共工事をめぐる不祥事を回復するとともに、建設市場の国際化への要請に対応して、不正の起きにくい入札、契約システムの構築を目的に制度の透明性、客観性、競争性の大幅な向上を発注官庁に求めました。具体的には、大型工事に一般競争入札、中小工事は透明性の高い公募型指名競争入札を導入、入札監視委員会の設置などの改革を提起しています。

そこで提案なのでありますが、資本金力、技術力、工事実績などによる等級区分のほかに地元優先、中小企業優先などに配慮して、工事規模に対応して入札参加資格者を限定する条件つき一般競争入札の導入、予定価格と入札経過の事後公表、工事積算と予定価格の適正化、工事設計の体制確立、監視検査体制の確立などを導入する考えはないのでしょうか。さらに、大手の中小分野への進出を規制するために、きめ細かいランク別による中小規模の工事への大手業者の参入を規制する改革が必要ではないのでしょうか。以上の点を提案し、入札、契約制度の改革を進めていただきたい。

安全対策について、剣吉踏切を改良する工事は、現在どのようになっているのかについて質問いたします。国道、県道、町道を巻き込んで道路拡幅を図り、見通しのよい安全な道路をつくる、その過程で剣吉踏切が改良されるという点で住民説明会が開かれてからしばらくの時期がたちます。住民説明会に集まった方々は、不安や疑問を持った方もおられましたが、これからの話し合いに期待を持った人々もいたわけであります。剣吉踏切に手が加えられることには、大いに賛成です。剣吉踏切から剣吉橋にかけては歩道が設置され、喜ばれております。しかしながら、消防車、救急車など急を要する事件が起こりました際には、通行が遮断されるなど、安全上問題ではないのでしょうか。計画があるわけですので、国や県に計画を促進するように働きかける考えはないのでしょうか。

三戸警察署、剣吉駐在所の統廃合が計画されているが、中止を求める考えはないかについて質

問いたします。自主、自律の青森県づくりを支える行財政基盤の確立、組織の簡素、効率化の項目の一つに警察署、交番、駐在所の統廃合、駐在所16カ所の統廃合、交番等198カ所から182カ所にする計画はあるようですが、地域の実情に合わない画一的な計画ではないでしょうか。人口があり日本一危険な剣吉踏切を抱えている地域としては不安がいっぱいです。県に中止を求めていると思います。

青い森鉄道について質問いたします。6月定例議会で青い森鉄道の問題が取り上げられ、営業状況、利用状況は、なかなか厳しい部分があると話されておりました。そこで提案なのですが、日常ふだんに鉄道を利用してもらう機会をふやすことが必要ではないでしょうか。通勤、通学に、買い物や行楽に鉄道を利用させるためには、何らかのメリットをつける、割引することも必要ではないでしょうか。鉄道利用者に割引補助をした事例はないのでしょうか。ぼたんまつりには青い森鉄道で来られた方には割引がありますと、受付近くの看板に書いてありましたが、どういう経緯で行われたのでしょうか。南部町において青い森鉄道利用で割引活用した経緯はあるのか質問いたします。

次に、利用客促進を図るため、さくらんぼまつりに青い森鉄道を利用させる工夫をしてはどうかという質問を行います。当町には、苫米地駅、剣吉駅、諏訪ノ平駅、三戸駅と四つの駅を有しております。1町村に四つの駅を有することは、他町から見ますと、うらやましく思うことの一つのようであります。駅周辺に人が集い、発展する、昔からよく言われたことであります。工夫次第で駅周辺の商店活性化のために鉄道を利用できるのではないのでしょうか。そのためには、商工会などとの十分な話し合いは必要です。

そこで、今考えられますのは、さくらんぼまつりを中心に運行しておりますフルーツバス運行方法を変更し、青い森鉄道を利用してもらい、剣吉駅周辺の商店街を歩いてもらうとか、南部伝承館で手踊りの歴史を知ってもらい、秋祭りにも足を延ばしてもらう機会をつくるなど、工夫してはどうでしょうか。運賃に対しましては、何らかの割引をつけて、割高感を与えないようにする必要はあると思います。日常生活で鉄道を利用する場面は少なくなっているのではないのでしょうか。意識的に鉄道を利用してもらい、鉄道のよさを知ってもらう、利用客促進になればと考えておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（沼畑繁君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、南部町集中改革プランについての中で3点ございますけれども、集中改革プランにつきましては、行財政改革を集中的に実施をするために事務事業の再編、整理、廃止、統合、2点目として民間委託等の推進、3点目として定員管理の適正化、また4点目として給与の適正化、5点目として第三セクターの見直し、6点目として経費節減の大きく分けて6項目について平成21年度までの具体的な取り組みを示したものであります。限られた財源の中で効果、そしてまた効率性の観点から事務事業を検証し、町内の有識者で組織する南部町行政改革推進委員会のご意見を取り入れ、事業の継続や廃止、統合及び縮小について精査して策定をしたものであります。

公共施設の管理運営につきましては、現在のサービスを維持しながらも、経費を節減するために民間委託、そしてまた指定管理者制度の導入について検討したものでございます。

職員の定員管理につきましてでございますけれども、将来を見据えた組織体制の構築に向け、退職者の補充は計画的な採用に務め、職員削減による人件費も抑制をしていかなければならないと、こういうふうにとらえてございます。

次に、サービスの低下をもたらす結果になるのではないか、この計画によって住民サービスの低下にならないように、また改革というのは、一部低下という部分も当然含まれてくるのではないかと、具体的な部分ではまだ今後十分検討していくことになっていくわけでございますけれども、ただ安易な廃止、縮小をするのではなく、住民のサービスの維持、そしてまた向上を考えながら役割を終えたもの、そういう部分は当然見直しをしていかなければなりませんし、類似する事業についての再編、こういうのも当然行っていかなければならないわけでございます。改革というのは、やはりすべてがバラ色でもないだろうと、向上していくものもあれば、一部においては我慢していただく部分もなければ、これは均衡性がとれない、幾ら財源があっても大変なことになる、そういう部分をしっかりと精査しながら、しかし低下のぐあいでもどの程度の低下する場合なのか、大きな低下なのか、我慢できる低下なのか、そういう部分も十分検証していかなければならないことだと思っております。

3点目の保育園、児童館、子育て支援センター、学童保育の指定管理者制度導入についてということでございますけれども、他の自治体においては、指定管理者制度や民営化も行われておりますが、これらの施設についてはまだまだ課題もございます。現に民営委託して成功している事例もあれば、民営化することによって、やはり保護者の方々から不安があると、やはり公的機関で行ってほしいという、こういう事例もあるわけでございます。ただ、私どももどのようなやり方があるのか、どのような方法があるのか、これはしっかり、やっぱり検討していかなければならな

い、そういう時期でタイミングがいつがいいのか、町の保育士、職員もいるわけですから、この方々をやめてもらうという、こういうのもできないわけですから。一つは、そういう中で、いわゆる団塊の世代の方々に該当しますけれども、保育士さんが恐らく2年後、いわゆる当時保育園、児童館が一斉に全国に整備されたときに同じ年代の保育士さんが一堂に会して採用されているわけですから。そういう方々が退職を迎えるときに、やはり民営化というのも、これは考える必要はあるわけです。それを今まだ実施するか、しないかというのは別としても、どちらのやり方がいいか、そういうのを今後時間をかけて指定管理者制度の導入についての可否というものも検討していかなければならない。大事なものは、住民の安心度を考えていくことが行政でもある、そう思っています。

ただ一つだけ議員に申し上げたいのは、議員のご指摘すべてお聞きすれば、改革というのができないような感じもしますので、小泉首相ではないのですが、私は性格も違いますけれども、改革もしなければならぬ、するときは痛みも多少はやっぱり出てくるものもある、そう思っています。ただ、いずれにしても住民の方々に納得できるような、いわゆる判断をするまでの過程というものを大事にして取り組んでいきたいと思っています。

次に、中山間地域直接支払い制度についてのご質問でございますけれども、この中山間地域直接支払い交付金制度は、第1期事業の前期対策は平成12年度から16年度までの5カ年事業として実施されてきました。第2期事業は、次期対策として平成17年度より21年度までの5カ年事業としてスタートをしております。まず、議員のご質問の紹介はどのように行われたかということでございますけれども、旧名川町の前期対策でございますけれども、12年度から制度が開始された、12年度から14年度までの3年間につきましては、各農家にパンフレットの配布の上、町内全地域を対象に各集落の集会所で説明会を実施しております。次期対策の紹介については、実施している集落については県職員に来ていただき、名川中央公民館で開催をいたしましたし、未実施の地域については町内9カ所の集会所において説明会を開催をしております。旧南部町でございますけれども、前期対策は14年度からスタートしておりますが、13年度より各地域での説明会や広報に掲載するなど、周知を図ってきております。また、次期対策の説明会は、昨年旧南部町中央公民館において2回開催したと聞いております。旧福地村でございますけれども、前期対策スタート時点で全戸にパンフレットを配布し、10集落で部落座談会を開催して説明会をしたと伺っております。この交付金事業の特徴は、集落からの申請主義になっていることであります。

次に、制度を利用している状況、具体的活動内容、体制整備に関することはどうなっているかということでございますけれども、平成18年度でこの制度を利用している集落は65集落でござい

ます。対象面積は464ヘクタール、交付金額2,358万7,000円、この事業の内訳は、補助率、国2分の1、県4分の1、町4分の1、こういう状況になってございます。それぞれの集落において活動内容が伴っております。事業主体は集落でございますから、それぞれの集落で抱えていることを話し合い、個人的に行うものではございません。集落の活性化のために行う事業でございまして、一集落については水路に関して必要なところがあれば、そういう事業をするでしょうし、芸能活動の部分で活動したいという地域があれば、そういう活動にもするでしょうし、活動内容については、それぞれの集落が自分たちで役員等が考えて実施したものを私どもは県の方に掲げると、こういうことになっております。

次に、入札制度についての条件つき一般競争入札の考えはないかというご質問でございます。入札制度についての条件つき一般競争入札の件でございますが、これは地方自治法施行令第167条の5の2の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式でございます。現在、この制度の導入に当たっては、実施要綱の定めが未整備でございまして、執行に際し導入していないところでございます。まず、入札制度、一番大事なのは、公明性、透明性、そしてまた公費の経済性等を考えていかなければならない。いろいろな制度があります。恐らくどの制度も一長一短がありまして、100%という制度はどれもないでしょう。そういう中で我々も100%に近い制度はどういうものなのか、このことをしっかり考えていかなければなりませんし、そして地域、地元企業発展というのも考えていかなければなりません。これは、立花議員もそのようなことを先ほど申し上げておりましたから、そういう考え方はご理解をいただけるだろうと、こう思っております。

事前公表についても、それぞれの自治体において、これも検討してきたことだろうと思います。当時は、いわゆる官と民の癒着、そういう部分も取り上げられ、公職の者がいわゆるそういう疑惑を持たれることがないようにするために事前公表という制度を活用してきたのだと、こう考えております。ですから、決して悪いことではない、ただ片方が言い分があると、片方がいろいろなまた課題も出てくる部分というのがあるのかなとは思いますが、いずれにしても私どももいろいろな制度があります。そういう中で常に透明性、公明性、経済性、そういう部分をしっかりと研究、検討、常にこれはしなければならぬと、このように考えております。

次に、剣吉踏切を改良する工事の状況についてでございますけれども、これはたしか3月議会でもご質問があったと思います。ご承知のとおり県道軽米名川線は、国道104号を起点として剣吉、下名久井、鳥舌内、鳥谷を経由し、岩手県軽米町まで全長1万3,771メートルの道路であります。そのうち議員ご指摘の剣吉踏切に係る改良計画は、三八地域県民局地域整備部の道路整

備課が担当しており、現在その予算獲得に向けて尽力していると伺ってございます。その計画内容でございますが、国道104号入り口から踏切までの区間については拡幅改良し、剣吉駅方向からの合流地点を改善することとしており、現在国道事務所との協議中であり、済み次第用地測量も行う予定になっております。また、踏切を挟んで反対側、軽米名川線と名川階上線とが踏切地点で合流しているため、大変見通しが悪く、たびたび人身事故等が発生していることから、名川階上線の拡幅改良とあわせ、軽米名川線との交流地点を森越方面へつけかえ、安全の確保を保つことにしてございます。

今後の予定であります。用地測量については、既に発注済みであり、現在は地権者の調査を行っておりまして、恐らく9月中には地権者の説明会を開催できるのではと、こういうことを県の方から伺っております。また、平成19年度には建物調査のため6,000万円の県の予算計上を予定しており、できれば一部工事にも着手したいという県の方針でございます。

しかしながら、移転しなければならない住宅が恐らく相当数になるだろうと、こう思っております。恐らく全体事業費が14億ぐらい、そういう大きな事業でございますので、県の方にもしっかりと県の事業として予算確保できるように当然私どもとしても早期着工、早期完了に向けて働きかけてまいりたいと、こう思っております。

この踏切問題は、名川町時代から、もう何十年の課題でございました。なかなか話が出ても実現できない、当時もいろいろな工法を考えてきていたわけですが、やっと県が真剣にこの事業に取り組み、この方針が出てきたので、いろいろ地権者の方々の問題もあるでしょうが、今これを逃すと、恐らくもう将来あそこの改良というのはもう無理になるだろうと、そのぐらいの認識を持って私どもも取り組んでいきたいと考えております。

次に、安全対策についての剣吉駐在所の統廃合計画の中止の要求はということでございますけれども、正式な報告はまだいただいておりますが、一部そういう県の方針であると、基本的には1町村1駐在所という形で青森県警察署の方では進めているということでございます。恐らく構想はもうできているのかなと、こう思って聞いておりましたけれども、私どもも仮にそういう部分にならざるを得ないとしても、人員については従来どおりの警察官の配置、こういうのをしっかりしていただかなければ、これは地域住民も納得してもらえないと思いますよという部分をお話はさせていただいておりましたし、ここはしっかりと地域の治安が低下するようなことが絶対あってはならないと、こう思っております。また、県の警察署の方とも私どもの状況というものをお話をさせていただきながら、万が一そういう1町村1駐在所と、こういうことになるとしても、人員配置についてはきっちりとその地域を見られる、そういう配置を強く要望してまいりた

いと、こう思っております。

そして、先般三戸地区犯罪のない安全、安心まちづくり推進協議会というのも新たに設立をされました。いろいろな部分で警察官だけでは解決できない部分の中にはあるでしょうし、大事なのは、また地域が一体となって取り組むことが犯罪のない安全で安心できるまちづくりにつながっていくものと、こういうふうに考えております。

次に、青い森鉄道についてでございますけれども、南部町において青い森鉄道利用で割引活用した経緯があるかというご質問でございますけれども、非常に青い森鉄道、我々市町村も役員になっているわけですし、片や南部町の町長という立場、片や青い森鉄道に行けば役員ということで、非常に我々も辛い部分も時にはあるわけでございます。そういう中で青い森鉄道も利用促進を図っていかなければならない、そういう中で旧南部町においては、ぼたんまつりのときに入園料の割引を実施してきておりました。その割引分は実行委員会の方で負担をしてきたと伺っております。料金に限らず、地域住民の方々清掃作業、または名川中学校、名久井農高の生徒たちも環境美化に努め、先般は南部町の職員全員でもって町内にある4駅の構内の駅掃除奉仕活動も行いました。気持ちよく利用してもらおうということで、職員、互助会の皆さんが先頭になってそういう活動もしております。

そして、2点目とも関連しますけれども、さくらんぼ狩りに鉄道利用させてはどうかということで、これは以前にもそういうのを検討したことがございました。そのときにいわゆる問題になったのが、割り引いた部分をだれが負担するのかという議論になったようでございます。園地の方々も、では自分たちが負担するのかと、では町が負担して解決するのかと、こういう議論になったようでございますが、そういう部分もありまして、現在さくらんぼ狩りにおいての割引は行っておりませんけれども、今後もそういう問題について、いわゆるその差額分、そういう問題も考えていかなければならない、では町が出せばいいのではないかと。それは、もう簡単な解決策でしょうが、そういうことを行っていたら、また大変なことになるわけですし、どういう割引で、ではその割引はどのようなふうにするかと。これは、一つの例として、青い森鉄道ではございませんが、八戸からのシャトルバス、これについては、お弁当を準備した業者さん、食事をとった施設または園地に入った農家、園主さん、その方々からは少額でございますけれども、お金をいただいて運行しているのです。そういうやり方ができないのかどうか含め、ただ青い森鉄道を利用促進する場合、私は割引だけでは解決しないだろうと、こう思っております。大事なのが駅からのいわゆる2次交通、3次交通、これがどう確立されているか、この方がもっと大事だと思います。割引できても、そこからの手段がないと、割引しても利用、恐らくしないでしょう。頭の

中の計算はわかるのですけれども、実際取り組むとなると、いろいろな課題があります。一つだけの考えだけでは解決できない。一方からの考えを持ったときに、もう一方の方から見たときはどういう課題があるのか、そういう部分を両方私どもは考えながら取り組まなければならない部分でございますので、いずれにしてもそういう割引または第２次、第３次交通を駅から確立すると、こういうこともするときには、シャトルバスの見直しも、これは図っていかねばならないと。シャトルバスも運行し、そしてなおかつ青い森鉄道もということになると、どうしても町負担がただふえる一方になりますので、そういう部分も含めて現在、いわゆる南部町になって全町内を走れるようにするバス運行計画、これの実行委員会がもう既に発足して検討に入っております。その検討委員会の方で青い森鉄道に関しての部分も検討してもらいながら、どういう方針が少ない経費で、そしてまた利用者の方々にも効果が出るのか、こういう部分も検討して取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○副議長（沼畑繁君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、再質問の第１点目であります、この集中改革プランについての考え方をまず述べさせていただきます。集中改革プランの策定についてであります、全国のほとんどの自治体が総務省の通知に基づいて改革プランを策定し、公表するということは、新地方行革指針の拘束力が極めて強いことのあらわれです。国は2004年度に地方交付税を２兆9,000億円も一方的に削減するなど、三位一体の改革で地方自治体を財政的に締めつけつつ、また財政危機を最大の口実に市町村合併押し付けを推進し、さらに公務員攻撃の世論を意図的に広げ、国、地方一体に行革キャンペーンを展開してまいりました。地方自治体の使命は、何よりも住民の福祉の増進を図ることであり、行政改革も本来行政の施策が住民の福祉の増進に、より役立つものにするという観点から取り組むべきものです。もちろん経費節減イコール効率性を追求すること自体は、住民の税金が財源の基本である以上、当然のことであります。しかし、いくら財政難だからと言って経費節減を自己目的に住民の安全や生命、サービスを犠牲にするのでは、本末転倒ではないでしょうか。住民の理解と支援が得られるように、住民アンケートの実施とか、直接の話し合いを設けるなどして、無理な計画や住民の望まない計画は変更するなど、強引な推進は行わないようにしていただきたい。まず、第１点目はこのことですが、次に時間もありませんので、また集中改革プランについての件であります、各種団体の補助金等の見直し、手数料、

利用料の見直し、人員削減などでどのぐらいの経費節減になるのでしょうか。プランの全体像がわかる説明はいただけないのでしょうか。

中山間地域についての再質問であります。中山間地域直接支払い制度を進めるに当たって障害になっていることは何でしょうか。農業政策に対しましては、農産物の輸入自由化をやめ、農産物の価格、所得保障を十分にしてほしいと思っております。中山間地域直接支払い制度は、不備な農業政策を幾らかでも埋めるため、全国の運動でここまで来たわけでありますので、条件の合う方には大いに活用してほしいと思っておりますので、これからのご指導をよろしく願いまするものであります。できれば現場の声も聞かせていただきたいと思いますと思っております。

入札制度の改善についてであります。この点につきましては、やる気さえあれば、今すぐにも手がつけられる課題ではないでしょうか。地域が広くなった分、指名競争入札に参加している業者がどのように選出されているのか疑問が残ることではないでしょうか。早急に調査、研究し、改善に足を踏み出していただきたいと思いますと考えておりますが、答弁を求めます。

○副議長（沼畑繁君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、集中改革プランの件でございますが、我々も安易な廃止、縮小、そういう方針では考えておりません。しっかりとただ役割を終えたもの等、そういう精査することは大事なことでございますから、そういう部分もしっかりと認識をしながら取り組んでまいりたいと、住民の福祉向上というのはもちろんなことでございますし、そういう中であれもこれも全部ということも、これもまた難しい部分があるでしょうから、しっかりとそういう部分のめり張りもつけなければならない、そういう部分もあると思っております。

集中改革プラン、有識者の方々から検討していただいて策定をしたわけでございますが、当然これはその後の進捗はどうなっているのか見直しをしなくてもいいのか、これは当然やっていかなければならない、そういうことだと思っております。また、住民の意見等、これについても私自身もあらゆる会合に出かけて、いろいろなご意見も伺っております。町長と語る会、そういう会でも聞かれますし、それ以外でも聞くことができますので、住民の意見というものはしっかりと聞く姿勢は持たなければならないと、こう思っております。ただ、その中でできるものの要望、厳しいものの要望、そういうものもあるわけでございますから、それはしっかりと理事者としての立場、今後の南部町、そのことも考えながらきっちりと発言もしなければならないと、こう思っております。

各種団体等の見直し、どのぐらいの削減になっていくのかということですが、恐らく議員さんにも資料が、計画が行っていると思うのですが、プランの23ページの方に書いてあります17年度から21年度までにおいて、約10億3,400万円程度の効果が出るであろうと、こう思っておりますが、これも実際動いていくと、どのように変化するのか、できるだけ計画に沿って行えるように進捗状況、そういう部分をしっかり我々もチェックしていく必要があると、このように考えております。

中山間制度についてでございますが、どういう問題があるのかという部分についても含まれておりますが、今のところこの制度、集落の方々も有効に活用したいということでありまして、我々もせっかくこういう制度があるわけでございますから、呼びかけをしてもなかなか説明会にこない集落の方々等もあったわけですが、担当職員の方も直接こういう制度があるので、来て説明を聞いてみたらどうですかとか、役場に来たときに説明をしたりとか、積極的に推進を図っているところでございまして、現在65の集落が取り組んでいると、これは非常に集落活動においていい取り組み事業だと、こう思っておりますので、今後ともしっかり推進を図ってまいりたいと、こう思っております。

入札制度でございますが、この制度について、いろいろやっぱり一長一短あります。どの制度にも恐らく長所もあって欠点も、これはあるだろうと、そういう中で先ほども申し上げましたけれども、我々もいろいろな角度から研究しなければならない、そういう指示をしっかりと審査委員会の方にも、きょうも当然助役、課長たちもいるわけでございますから、議員の考えというものも十分認識しておりますし、我々もそういう部分でいろいろな研究をさせていただきながら取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（沼畑繁君） ほかに質問はございませんか。立花寛子君。

○20番（立花寛子君） これから具体的に南部町集中改革プランについては、保育所、幼稚園、子育て支援センター、学童保育などがこの指定管理者制度導入で具体的にどのように変化していくのか、現場の声をしながら質問をさせていただくということできょうの一般質問はこれで終わります。

○副議長（沼畑繁君） 以上で立花寛子君の質問が終わりました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

(午前10時58分)

○副議長(沼畑繁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

○副議長(沼畑繁君) 25番川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

(25番 川守田稔君 登壇)

○25番(川守田稔君) おはようございます。私は、次の2点について本議会で質問させていただきます。

まず初めに、PPP先ほど休憩中に3Pとは何ぞや説明しろという話がありましたが、これはピーピーピーと読んでいただきたい。決して3Pとは読まないでいただきたいと思うのですが、今議会において既に指定管理者制度であるとか、民営化云々ということについては広く質問があったり、答弁もなされておりますが、その一環としてパブリック・プライベート・パートナーシップという考え方、観念のことを申したのが、いわゆる頭文字をとってPPPということであります。つまり民間の資本経営のノウハウ、経営能力等と自治体とのよき関係を図りながら、今後の行政サービスを推進していこうという、そういう考え方にとらえていただきたいと思います。

そこで、具体的にお聞きしたいことは、当町において導入可能な事業としてこういったことが現在考えられるのか。また、先ほどの質問にも関係しますが、これからの行政運営と、また集中改革プランとの整合性をどのように図っていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

また、そのPPPの手法を取り入れていった場合の自治体としてのメリットとデメリットについて考えられるところをご指摘していただきたいと思います。また、全国さまざま取り入れている自治体があると思うのですが、そういう事例をご存じでしたら説明に加えていただきたいと思います。

2点目についてですが、町所有の遊休財産についてお伺いいたします。今後町所有の遊休財産の運営計画はどのようなになっているのか、基本的な考え方としてお示しいただきたいと思います。さらに、現在はどのような段階であるのかということを含めてご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○副議長(沼畑繁君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

P P Pの行政の導入についてということでございまして、私も正直きょうまでP P Pという言葉を知らないで、職員と一緒に勉強させていただきましたが、川守田議員さんからも略称の説明がありましたパブリック・プライベート・パートナーシップという頭文字をとってP P Pと言うそうございまして、官と民がパートナーシップを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態であります。基本的な考え方としては、住民や企業も公共サービスを提供する主体として認識すべきであるとしております。簡単に申し上げれば、行政が担ってきた公共サービスの部門で民間サービスとしてお願いできるところを官と民のパートナーシップでやりましょうと、こういうことだと理解をしております。

こういう事業、いろいろな同じような言葉も今まであったわけでございます。P F I、これもいわゆる官と民、そういう中で仕事をしていく、こういう事業もありましたし、そのほかにもたくさんあります。いわゆる民営化、委託、そういう部分もそういうエリアの中に入っていることだと思います。先ほど立花議員さんにもお話をした部分とも若干関連も出てくると思いますけれども、官民協力してやれる部分、そしてまた官から民へお願いをしていく、さまざまな取り組みがあるわけでございまして、私どもも今後どういう方向がいいのか、それはそれぞれの恐らく施設によってもそうですし、それぞれの事業によってもいろいろ違いがあると思いますので、すべてがP P Pでできるということでもないでしょうし、そういう部分をきっちりどの部分はP P Pの方がいいのか、どの部分が民営化がいいのか、どの部分はやはり従来どおり公設でいくべきなのか、こういう部分を検証していかなければならないと、こう思っております。

一つ課題としては、調べましたところ、民間の活用は、公共サービスの提供において非効率を拡大させる場合もあり得る、こういう部分もやっぱり考えなければならない、すべてが民営ということも中には課題もあるということでございます。そして、民間に求めることができる公共サービス提供に関する、いわゆる役割の限界、これもいわゆる短所的な部分とすればあり得るのかなと、こう思っております。先ほどの保育所の問題についても、ある一方では民営化という声を挙げられます。ある一方では、やはり公設の方が安心できる、そういう声も聞かれるわけございまして、そういう中で我々は両方しっかりと精査をして判断をしていかなければならないだろうと、こう思っております。長所的な部分としてP P P、挙げられるのは、とかく行政頭がかたい部分がある、少なからず多少あるわけでございまして、そういう行政が想像できなかった、

しなかった手法、そういう部分というものに関して、いわゆる民間パワーといいますか、そういう部分を有効に活用できる部分というものも期待があるのではないかなと思います。それと、行政のスリム化と民間の活性化、これをともに実現していくために地域住民とのパートナーシップによって新たな地域づくり、町づくり、そういう部分に挑戦できるのかなと。では、行政だとできないのかなと、決してそういうことでもないと思いますし、今後の行政も今までの行政スタイル、これではもう続かないだろうと、そう思っております。行政であっても民間的な発想で取り組んでいかなければならないと思いますし、そういう中で民間パワーの方がある場合、そういう部分も一緒になって取り組む、こういうことも大事だと思っております。

それから、当町において導入可能な事業としてはどういう事業が考えられるかということでございますけれども、従来のパートナーシップは、言い方が変かもしれませんが、官がどちらかというと指示する側、民はその事業を行う方、そういう構図もなかったわけですが、そういう部分において官と民が一緒になって考える、行動する、これが本質でございますので、そのために官と民が共通の課題を語り合い、そして信頼関係をまず築いて、同じ立場で、そしてそれぞれの役割を果たしていく、このことが不可欠であると思っております。行政改革、費用対効果、コスト意識、経費削減、事務改善等さまざまな部分で町にも求められている課題が数多くあるわけございまして、PPPを導入したからといって、必ずしもコスト削減につながることもすべてではない、いわゆる今回の指定管理者制度もそうでございますけれども、指定管理者制度にしてお願いをしたから、コスト削減につながるのかという部分においては、施設によって異なるわけでございます。いわゆる町内会館等の指定管理者制度と、使用料が、収入が、歳入が入ってこない施設なわけですから、そこに町が何も支援しないをお願いしますと言ったって、これはどこの町内会も受け入れる町内会はないわけですから、そういう部分はコストの削減にはならないけれども、事業を展開していく上においては、町内会さんの方が指導権をしっかりとって使用できる、有効活用できる、こういうコスト削減だけではない部分というのがあると、こう思っております。

ですから、指定管理者制度自体も考え方によっては一つのPPPの部分にもなるのかなと思っております。いろいろなやり方あると思います。いわゆる全国においても取り組んでいる、いわゆる材料費等は、では町内会さんに配備をして、そこで行ってもらう、そういうことも考えられますし、ただそれが全部なったときにコスト削減になっていく、そのときに地域地元企業に影響はどう出るのかとか、そういう部分もさまざま課題はあるのかなと、こう思っております。いずれにしても、やはりどの施設、どの事業はPPPというやり方が一番ベターなのか、またほかの

委託、PFI、そういう部分、名前、呼び方は違いますが、同じような取り組みということもたくさんありますので、そういう部分は検討してまいりたいと、このように思っております。

それと、参考にするべき自治体の事例でございますが、恐らくもっとあるだろうとは思いますが、今現在において、近隣におきますと、八戸市、ここで16年度に協働のまちづくり基本条例というものを制定しておりまして、住民と行政が一体となった市政運営の実現を目指し、協働のまちづくり事業をスタートしております。こういうのも一つは公から民へという取り組みなのかなと、こう思っております。

それと、これは東京の事例なようでございますが、杉並区、働く女性をサポートする事業の一環として、区が設置する保育施設の運営を地域の任意団体に委託し、地域密着型の保育サービスを提供していると、こういう事例もございます。ここでは、先ほども申し上げましたが、保育園の場合に、いわゆる子供たちを預ける保護者側からは公設でそのままと、こういう声も中にはあります。そういう部分、意見も聞きながら、仮に保育園を民営、委託していく場合にも、きっちりとした計画を持って納得してもらえるように、決して民だからサービスが低下すると、そうは私は思っておりませんし、逆に民の方がサービスが向上する部分もあるわけでございますので、そういう部分を該当する保護者の方々がまずは不安にならない、そういう説明をきっちりしていく、仮に官から民へ移譲していく場合にも、そこが一番大事だと、こう思っております。

もう一つの事例としまして、千葉市でございますが、老朽化した給食センターの改築整備においてより効率的な事業実施のために民間の有するノウハウを活用し、より豊かで安全な学校給食の実現を目指しております。これも一つ事例として伺っておりますが、こういう部分については南部町においても取り組んでおりますし、それぞれ合併する前に南部中学校さん、福地小学校さん、そして名川中学校、新しく開校したわけでございますけれども、恐らくそれぞれの地域でも十分住民の意見を酌み入れて取り組んだ学校だと思っております。たまたま私は旧名川町時代に名川中学校に建設にかかわりましたので、ここにおいては100名以上の住民の方々を入れて部会をつくり、夜集まって何十回も協議して、そして住民の声を吸い上げてつくった校舎でございますから、そういう部分も事例にもなるだろうと思っております。ですから、いかにやはりそれぞれのご意見というのを聞きながら取り組む、公務員もいつも私も職員に申し上げておりますけれども、しっかりとまず聞いて、そして町としての考え、方針というのもきっちりと伝えることも大事である。そこできっちり議論をして、逃げないようにして対応してほしいと、こういう指示を申しておりますし、そういう形で取り組みをさせていただきながら、いろいろな角度から検証してまいりたいと、こう思っております。

次に、町所有の遊休財産でございますけれども、今後どのように計画があるのかということでございます。町村合併によりまして、旧町村からの財産はすべて新町へ当然引き継がれ、その財産について台帳の整備を進めてまいりました。その内容を財産としまして分類した物件は、約44件でございます。いわゆる遊休財産の状況であります、その物件の建設及び取得の経緯、補助金絡みでの用途変更の状況並びに土地については、その場所、その形態、現状等々複雑な態様を呈しているところでございます。活用策につきましては、ただ宝の持ちぐされ、一番非効率的になりますので、売却できる物件に対しては売却を図っていききたいと、こう思っております。今そういう土地の整理をしてございますので、有効に、厳しい財政の中でただ眠らせるというのももったいない、そう思っております。そういう一つの基本的な考えと、いわゆる事業をやっていくときに代替用地等を求められるときがあります。そういう部分でそういう事態が発生したときに代替用地として活用できる場所もあるのか、そういう部分も両方検討しながら取り組んでいきたいと、こう思っております。

進捗状況等でございますけれども、現段階での計画の進捗状況でございますが、確定した物件は今のところございません。ただし、今後処分、売却可能な物件を洗い出して処分計画、そういう計画書をしっかりと立案しまして、遊休財産の活用を図ってまいりたいと、こう思っております。一気に処分できないでしょうが、一つずつでもむだのないような土地利用を図ってまいりたいと、このように思っております。

ちなみに旧名久井第一中学校の跡地については、もう既に町営住宅で事業が進められておりますし、今旧森越団地、町営住宅がある一角を20区画分譲をする予定になっております。この分譲の仕方も今後検討して、いわゆるできるだけ他町村からも来ていただけるようなやり方、そういう部分もその20区画の中で限定というのも考えていく必要があるのかなと、いわゆる人口減少解決策を考えながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○副議長（沼畑繁君） 再質問はありませんか。川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 遊休地に関してはわかりました。ですが、さまざま聞かれる機会があるのです。あそこはどうなのだ、例えば剣中どうするのだってと、そういった、1人や2人ではないので、非常に皆さん関心を持っておられる物件というのは、それぞれにあると思うのです。ですから、財政的なことがどうのこうのということよりかも、例えば剣吉中学校であれば、その周

辺の環境はどう変わるのだという、そういう不安材料のようなものも持っておるのかなというふうに私は聞いて承るのですが、そういった意味でも、なるべく早くそういう分類するなら分類すると、これは売る、これは持っている、そのぐらいの基本的な方向だけは早く持って、早くそのプランをつくっていただければ、もっと住民の意識もちょっと違うのかなという気はします。答弁は結構でございます。

以上です。

○副議長（沼畑繁君） 以上、川守田稔君の質問が終わりました。

ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午前11時34分）

○副議長（沼畑繁君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後１時00分）

○副議長（沼畑繁君） 32番山口博个君の質問を許します。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） ご通告申し上げましたとおり質問します。

南部町が誕生し、初代工藤町長が就任をして５カ月がたちました。利益追跡企業では、毎月動態把握のため資産書を取り、目標と照合し、ローリングをしながら前進します。合併の効果や町長立候補の公約に対する進捗度を検証する、そのときに来ているのではない、鉄は熱いうちに打ての鉄則です。少しでも目標の緒についたか、それぞれの町村を始まって以来の地域住民挙げての総選挙であり、それほど新しい南部町誕生、これに最もふさわしいリーダーの誕生に夢と希望を託し、期待をしたはずであります。首長だけではありません。唯一合併特例法をみずからの手で決め、在任特例を決めた議会議員の一挙手一投足が町民の負託にこたえ得る民主的議会行動を行っているのか、その姿勢が今問われています。

新しい南部町、町民の福祉や文化、生活、さらに所得の向上を目指し、行政を一部の業者の既得権域に私物化をさせてはいけない、すべてが公明正大なガラス張りの政治、行政と町民がキャッチボール、会話のできる明るく近代的な町民主役の政治を目指し、勇気を持って行動するをターゲットに期待と不安の交錯をする異常な興奮の中で誕生した南部町であり、工藤町長でありま

す。記念すべき初代リーダーを選ぶ千載一遇のチャンスを末代までも町歴に残るプロセスの中で選挙違反者逮捕と、決して消すことのできない最悪の汚点を残しました。いまだその終結に至ってはいない現状であります。同僚議員の一人として善良な町民に対し、責任の重さと釈明の言葉ありません。猛省と今後一層の議会活動を通じ、奉仕の所存であります。

さて、南部町の活性化についてであります。6月の議会定例会において一般質問をしました。持ち時間及び再質問、再々質問まで講じられておりながら最初のことであり、有効に活用できず真意もままならぬ状況で甚だ不本意な質疑のまま終わったこと、深く反省しております。私の質問は毎回同じようなくどい内容で、町長もさぞ食傷ぎみではないかと懸念しております。でも、めげずに質問します。町長もよろしく願います、答えてください。

行政運営の基本は、日々の住民生活向上と所得を増し、夢を与えることです。人口の流出、減少をとめ、出生率を高め、所得の安定を図る、その選択肢としてイ、雇用機会の増大、特に男子型企業の誘致と既存企業の育成であります。中央と地方を問わず、当町への進出企業の打診はないかを伺いたい。二つ目は、既存企業の増設または関連企業の進出はないか。三つ目、パイオニアスピリット、資本金1円、役員は社長1人で企業を起こすことができる時代になりました。進出企業がなければ育てる、町の中から起こす、来る者がなければ、有能な若手企業を育てるということについてご答弁願いたい。

口、次に、出産手当金の増額について伺います。6月の医療改革関連法の一部改正に伴い、10月1日から5万円引き上げが決まりました。当町では、6月の議会にも申し上げましたが、50万円ぐらい上げたらどうだろうと、私はそんなことを考えて質問をしております。理由もございいます。健保では、もちろん保険料の格差もありますが、さらに出産手当金のほかに産前産後6週間、84日間の育児手当金が出ます。保健福祉課長から答弁をいただきたい。

次、4歳、5歳児保育料の無料化について伺います。これは、あくまでも自治体情報誌ディーファイルからの抜粋です。同じく保健課長答弁してほしい。

次、社会施設の整備について、子育てタウンの設置について伺います。地域環境に恵まれた南部町の一角に子育て天国タウン、子供さんたちを産み、育てる、そのときにこの町のこの一角、団地、ここへ行って暮らして育てたい、そういう団地をつくられないものだろうか。就学前の子供がいる家族が移住をする、募集して参加をしてくださる、そのときに入居促進策あるいは子育て支援策として相当の金額を送り、土地も相場の半額ぐらいにして与える。さらに、町内施設利用の特典を授与して環境の整備を図り、他町にはない我が町だけのオリジナルな子育て天国団地をつくられないだろうかを提案したい。町長の答弁をいただきたい。

次、町民の所得向上策について伺います。農業が基幹産業の我が南部町であります。農家に勢いをつける、町長がいつも言うように、農業生産者の所得向上が町内の商工に経済的波及効果をもたらすという原則のもとで町長もおっしゃっておるし、私も賛成です。農家の皆さんも1日の労働時間を設定し、年間の稼働日程表をつくる。12等分し、月計画書を立てる。全天候型労働の一部施設を併設、そして生産と販売の研修、研究、作付品種等の開発、農業高校とジョイントをする、そしてさらには職員の専門職員を配置する。行政が県知事が言うように、攻めの農業を目指したならば、きっと農家の所得もふえる、安定収入があったならば、必ず前進をする、私はそう考えております。町長の答弁の後、助役さんのご答弁もいただきたい。

次、梅の豊作時対策についてであります。これは、個人的には町長と何回も議論しました。梅の生産量青森県一の我が南部町、受給、つくったものは処分しなければならない、受給調整がないと私は思っております。豊作貧乏の悲哀を繰り返す悲しい現実を見ると、他方青森県の特産品であるリンゴ、リンゴは経営安定対策協議会をつくって、そういったときに価格低迷のときに差額補てんをしています。毎日のようにサクランボとかリンゴとか梅ばかりではなく、横断的に何の農産物にも適応するような、そういう補てん策あるいは救済策と云えばいいですか、共済策を今県でも大分気にしているようです。我が町のことを、県はどうでもいいとは言いませんけれども、県はさておいて、我が町で我が町の生産農家を助けてあげたい、そういう施策がないか、これを模索しているわけです。

次、教育委員会のあり方について、教育委員長、教育長、怒らないで聞いていただきたい。教育委員会とかけて盲腸と解く、心は何もない、なくてもよい、教育委員は教育委員会廃止論、この本を私読みましたけれども、弘文堂が出した穂坂邦夫さんの本です。教育委員は、首長が選び、議会が同意をして就任をする。つまり人選に絡め、教育委員を意のまま、また子供の暴力、不登校、学力の低下と課題、問題点が多い。しかしながら、現行の義務教育制度の欠陥はだれにも責任がない、責任をとらない。教育行政をチェックする、新しい第三機関が必要、これは私ではないです。この本を書いた人が言っています。に対してどのように教育長、考えているのか。6月の議会において、委員長と教育長からこれに準じた質問に答弁をいただきました。再度私がこの質問を項目に入れている理由があります。私は、町長が掲げるまちづくり、人づくり、これを町の活性化の第一義に町長は言ってきたはずです。その根幹となるのが、やっぱり私は教育だと、生涯教育、このレベルの向上を図る。今まで最初から今しゃべってきましたけれども、これらもすべてが根幹、原点になるのは教育だと私は思っています。教育のレベル向上、それがすべてに波及する必須条件です。私は、これをつかさどる南部町の全町民の教養を高揚させる絶対的な力

強い教育委員会であってほしい、私を取り上げているのはこのことなのです。教育委員会廃止論ではありません。教育委員会、強い、他に類を見ない、南部町の教育委員会はオリジナルなまちづくりのためのすばらしい教育委員会だと、これをつくり上げたいから毎回のようこうして質問をしているのです。これを教育長からご答弁いただきたい。

○副議長（沼畑繁君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、私も就任をさせていただきまして半年になりました。さまざまな公約を掲げて当選をさせていただき、公約もたくさん掲げさせていただきましたので、すぐ実行できているもの、時間が必要なものもございます。そういう中で、今取り組んでいかなければ、その先もまたおくれる、そういう部分につきましては、循環バスの運行についてもそうですし、さまざまな部分で組織を立ち上げ、今取り組みをさせていただいているところでございます。なかなか6カ月弱で成果と言われても厳しいものが正直ありますが、今はまだ形にあらわれない、そういう中でも取り組んでいる、それがやがてしっかりとした形にあらわれてくるものと私は信じております。山口議員もめげずに質問をされるということで、私もめげずに自分の方針、考え、これが揺れることのないようにしっかりと答弁をしていきたいと、このように思っております。

まず、南部町の活性化、人口流出等でございます。先般の議会でもございました。非常に厳しい、難しい、一つだけの対策では解決できない、そういう大きな課題でございますけれども、まず人口の減少、この要因は、経緯は二つございます。これは、新町になっても減少の形態は同じでございました、私も個人的に調べました。年間減少する数の半分はまず自然減でございます、およそ半分です。いわゆる100人亡くなった方がいた場合に、産まれる子供はちょうど半分しかない、そして残りの100人減った場合の100人分は転出でございます。いわゆる年間の南部町の減少の半分が転出、半分が自然減、この推移になってございます。理由はさまざまあります。農業、基幹産業である町としての農業の厳しい部分、そしてまた農業だけではない環境整備等々もあるでしょうし、そういう中で私どももさまざまな対策を講じ、住宅または分譲地、これについてもその取り組みの一環でございますし、先般7月にいわゆる少子化対策、先般の議会でも質問を受けておりました。早速少子化対策委員会を設置し、ここには若い女子職員、女子の立場でこの原因は何なのか、これをしっかりと考えてほしいということで、もう既に会議も開いて立ち上げを

しております。ですから、男子だけではなく女性から見た場合に、どうして結婚しないのか、そういう部分も含めながら若い女性職員から検討していただいて策定書を提出してもらうようにしております。さまざまな多分恐らく意見が出てくるでしょう、女性からとしてのいわゆる出産の問題、仕事の問題、環境の問題、そういう部分をしっかりと調査をしながら今後とも取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、雇用機会の拡大でございますけれども、中央では景気が上向き状況と言われておりますが、我々地方にいる住民からすると、まだまだ、まだまだというより全くまだそういう傾向が見られないのが地方の状況ではないかなと、こう思っております。そういう中で平成18年1月に多摩川精機株式会社さんが第一福地工業団地に進出しております。なかなか企業誘致も大変でございます、整備をしても来る会社がない、そういうところにまた新たな整備費を費やして、来ないという状況になればもっと大変である。これは私も何回ももう同じことを申し上げておりますから、間違いなく100%来る、こういう状況であれば、これは町も整備費を出しても、これはいいと思います。しかし、はっきりわからない状況でこれ以上整備というのも非常に難しい、現在ある工業団地、ここについて誘致をしていく、こういう活動をしていかなければならないと、このように思っております。

それから、地域の支援ということで、これも6月議会に説明をしてございます。地域安定型雇用促進事業、いわゆるパッケージ事業、この事業に取り組むためには、地域の指定を、認定を受けなければならないということで、南部町も早速18年の7月にこの指定を申請し、受けました。これを受けないと、南部町内でいわゆる食料品製造業、飲食食料品小売業等々の事業主が何かしたいといったときに、その助成を受けられない。ですから、我々もそういう方が出たときに、すぐそれに対応できるようにすぐ申請をして取り組みをしているところでございますので、ぜひそういう希望、チャレンジャー、そういう方が出た場合には、そういう事業をしっかりと活用できるようにしていただきたいなと、こう思っております。内容につきましては、創業から6カ月以内にかかった経費の2分の1、金額にして150万円から限度額500万円までの助成金が受けることができます。従業員の雇い入れ支援としても1人当たり30万円、上限100人の奨励金も支給をされることになってございます。これらについても広報紙でしっかりもう既に啓蒙しておりますし、あとはそれを見て、どういう方々がやってみようという気持ちになってもらえるのかなと思っております。そういう方々がぜひ出てほしいなと。

今まだはっきりとした具体化にはなっておりませんが、ホームセンターコメリさんが南部町内に新店したいということで、担当課の方では打ち合わせを進めているところでございまして、大

体開店までこぎつけることができるのかなという今感触を受けております。そういう部分も開店ということになれば、また雇用の面においては、我々も地元住民の雇用という部分を会社の方にもぜひお願いをしていきたいと、こう思っております。

それから、出産手当の増額についてでございますが、先般も議員からも50万円でも100万円でもというお話をいただいたわけですが、ここについては私も一貫している考えがありまして、だれでも少ないよりは多い方がいいと、当然でございます。お金を取られるよりはただの方がいい、住民はそうだれでも思うでしょう。しかし、我々理事者という立場になったときに、果たしてそれでいいのかなと、いわゆる手弁当という言葉がありますが、そういう部分もやっぱり自分たちが生きていく中で、子供を育てていく中で自分たちでもやっぱり負担しなければならない部分というのがあってはないかなと、こう思っております。そういう中で国民健康保険世帯に対しての出産一時金が国の方で30万円ございましたけれども、10月1日からは支給額35万円と、新聞等でもおわかりのことと思いますけれども、私はただ、今35万円に上がったのは非常にうれしいです、国の方もある程度考えてくれているなということで。ただ、一時金で絶対ではもう一人産もうとか、そういう気持ちにはならないだろうと、私は思っております。それよりも環境がどうなっているのか、子供を育てていく上で保育はどういうふうになっているのか、学童保育があるのか。今今度国では来年度から各小学校において、いわゆる地域子供たちを預かる支援策をやるということでございますが、我々学童保育を進めてきた町村からすると、国も遅いなという、もっとそういう手だてが先にあれば、各地域で学童保育というのも事業費を負担してやらなくてもよかったわけですが、そういう動きも出てきております。ただ、私もこの部分については、一時金を仮に100万出しても、ではそのために子供をもう一人つくということにはつながらないと思っております。それ以外の部分できっちりと子供を育てやすい環境、そういう環境をどういうふうにしていけばいいのか、こっちの方がむしろ大事なのではないのかなと、こう思っております。旧南部町時代にいわゆる一時金を実施した時期がございました。第2子までが5万円、第3子20万円、第4子、それに10万円の加算という事業を展開してまいりましたが、効果がなかったということで17年の3月で廃止しております。ですから、そういう部分もやっぱりあると、それ以外の部分でしっかりと考えていかなければならない、そのためにも先ほど申し上げました女子だけの考えで子供を育てていくとき、どういう課題があるか、こういうのを今取り組みをさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4歳児、5歳児の保育料無料化でございますが、先ほども申し上げました。少ないよりは多い方がいい、お金を出すよりはただの方がいい、住民サイドからすると聞きやすい言葉だと

思いますけれども、ではその部分をどういうふうにだれがでは負担をしていくのか、恐らく町しかないわけでございまして、では4歳、5歳はいい、6歳はどうなのだ、3歳まではどうなのだ、さまざまな課題もございます。また、今後保育園等も公設でやっぱりいくべきか、民設移行にしていくべきか、こういう議論をこれからしっかりとしていくことになるわけでございます、仮に、あくまでも仮に民営化となっていく場合に、では今まで公設の場合は無料化しました。民営化になったとき無料化というのは、恐らく無理になってくるでしょう。そのときではどうするのかと、そういうことも我々今考えながら判断していかなければならないわけでございますので、正直現段階において無料化の実施ということは大変厳しいものがあります。

今財政の方も大変苦慮しているのが、いつになったら地方交付税の金額が安定して計算できる歳入を組めるのかと、ここが今担当課も大変苦慮しておるところでございます。毎年減っていく一方、いつになったらとまるのか、いつになったら安定した南部町の人口から見た場合の交付金がかうなります、これが後年こういう形で進めますよと、全く見えない、そういう中で今新町もスタートしておりますので、まず今ここで財政の安定化というのをひとつ、これは頭に入れて取り組まなければならない、そしてその後にはっきりとした歳入の見込み、これが出てきたときに、ではどういうサービスをまたプラスできるのか、無料化は別にしても多少の減免とかできるのか、これはやっぱり財政が安定する形をしっかりと見てからではないと大変なことになる、町自体が。それだけでなく今起債制限比率等々も県の方に計画書を出さなければならない南部町でございますから、安易に歳出の部分をしていけばいけない。ただ、その中でもやらなければならない事業というものはありますので、ここはしっかりとそういう中でも取り組みをしなければならないと、こう思っております。

それから、社会施設整備等でございますが、子育てタウン施設等々、今南部町においてもそれぞれの町営住宅があります。そしてまた、今後も旧町村時から既に計画もされております第二苦米地団地等につきましても今年度10戸、そしてまた19年度、20年度各10戸ずつという計画で進めてございますし、広場団地については21年度以降に70戸の整備と、こういう事業も計画をされてございます。それからまた、分譲地につきましても、これは福地、小松沢団地ですか、一部取り壊しをし、20年度から販売予定、福地前平団地ですか、これも19年度以降取り壊して20年度販売という計画もしております。森越団地のところもそうでございますし、そういう部分をまずは計画的に進めながら、その後またしっかりとした住宅整備または分譲、有効活用、午前中の川守田議員さんの質問もありました。いわゆる遊休財産、こういう有効活用も図っていかなければならない、その中で売却というのも視野に入れながら、できるだけ南部町に地元の町民ももちろんで

すけれども、いわゆる他町村から南部町に住んでいただけるような環境は整えていきたいと、こう思っております。旧福地村時代に、いわゆるあけぼの団地、東あかね団地、あかねと、大きな三つの団地、これは一部は民間の方が団地整備したわけございまして、村の方もやった整備もございまして。この成果は、もうはっきりと数字に出ているわけございまして、やっぱり建ったときに福地地区の人口は減っていません、ふえております。ただ、今ほとんどの分譲地に整備されてからは、やっぱり福地地区も減少しているということでございまして、これは月日がたってきたということもあるのですが、福地地区は特にそういう分譲住宅に力を入れてきた地域でございまして、旧名川、旧南部、その地区よりは減少が本当に率が少ない形でできておりますので、これは非常に成果が出ていたのだらうと、そういう部分を参考にして新南部町としても取り組んでいきたい。

ですから、森越分譲地、今年度これから分譲することになるわけですが、担当課の方ともいわゆる販売金額について通常のコストでもしこれが売れ残るようなことがあって、途中から安くするということは、今度は不公平になるでしょうと。いわゆる最初買った人は100万で買って、次に買う人がおおよそ80万で買えるということになると、大変不公平、先に入った方から文句が出るでしょうし、そういう部分も考えながら家を建てていただければ固定資産税も入ってくるわけですから、そこは従来より安価で設定していいのではないかと、そういう形で今進めております。そういう中で、その中でも20戸の計画の中で、例えば限定した何戸については何歳以下のご夫婦、町外の方とか、そういう部分は工夫する必要はあるのかなと、こう思っております。いずれにしても、同じ購入するにまた不公平感という問題も発生しますので、そういう部分も考えながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、農業の振興でございまして。本当に農業の方々、厳しい状況がまだまだ続いておりますし、恐らくこれからも続いていく傾向はぬぐえないものがあります。その中で南部町としてさまざまな事業においても支援をしてきております。今非常に困っていることは、県単事業等々においても、今まで3分の1県が出していた、そういう補助金を4分の1にされているのです。いわゆる33%から25%に約8%、この分をもう県はカット、カット。それに従わないと事業できないわけございまして。では、その8%をそのままだれが負担するのか。農家の方々にでは負担してもらいます、これも私は厳しい農家の中で大変なことだろうということで、基本的には来年度の予算編成も出てきますけれども、できるだけ県が3分の1から4分の1に補助率を下げた場合においても、トータルで何とかさまざまな事業において半分は自己負担していただいて、半分は県と町で何とか助成できる形にしたいなと、その8%は町が今度今までよりふえるわけです。で

も、そこは農業に力を入れていきたいという公約した一人としても、そこは町として支援していきたいなど、こう思っておりますので、山口議員からもひとつご理解をいただいて、今後ともまた農家の方々にもご支援をいただきたいなど。

梅の対策でございますけれども、今年は非常に梅が全国において豊作だったということから、大変いわゆる豊作貧乏、安値で取引がされておりました。ただ、出荷した方々は時期的な部分もあったようでございます。それは、一部の時期かもしれません。それなりの価格で取引されたときもあったそうですが、全体的には本当に安値、そういう中で梅だけに助成する、これもできない、いわゆる共済制度、こういうのを立ち上げてやる可能性があるのかなと、こう考えたときに、共済制度というのは、やっぱり組織が多くて初めて成果が出るものであって、例えばリンゴみたいに青森県全域がリンゴをやっている。そういう中で一部の地区が不作だった、米についてもそうです。県内で米全部つくっている、そういう中で例えば三八地区が不作だった、そこに共済金を充てましようと、こういうのは成り立つのですが、小さいところで共済金を集めて支給するといっても、全部が共済対象になりますから、意味がなくなるわけなのです。言った意味がわかると思いますが、そういうことで、それも非常にやっぱり一つの地区で共済制度というのは成り立たない、難しいなど。

梅の農家のいわゆるプロフェッショナルの方と私は以前話をしたことがございます。農家の方々にしかられるかもしれません。梅は単年度で判断してはいけない、その方は5年スパンで梅は考えていると。安いときもある、ただ1回高値があると、5年間のトータルではまずまずの金額になるのだと、これは本当に梅を大変やっている方のお話でした。すべてがそういうことでもないのしょうけれども、安いときもあります、高いときもある、そういう中で今年は非常に安い、今後も梅の関係者から聞くと、梅は厳しい部分があるのではないかなと。そうなると、加工品の部分も考えていかなければなりませんし、現在においては、ただ助成金を出してということも大変厳しいものがあるということをご理解をいただきたいなどと思っております。

次に、教育委員会のあり方でございますが、ここは教育委員会の方から答弁をさせたいと思います。また、2回目等の質問もあろうかと思っておりますので、必要に応じて担当課長等からも答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（沼畑繁君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） それでは、山口議員の質問にお答え申し上げます。

教育委員会のあり方についてであります。ご質問にありましたように、教育委員会の廃止論が浮上したことは事実であります。しかし、今教育改革の中で各自治体の実情に合わせた行政ができるように、制度の弾力化、首長との連携と教育委員会の機能強化が審議されております。このことから、今後一層充実した教育委員会にすることが必然であります。教育の目的を遂行するための基礎づくりの場は義務教育であり、担い手は学校であります。学校教育では、生きる力を育成するために教育活動の実践に英知を結集して全力を尽くしておりますが、最も根幹をなすものは学力であると思います。なぜならば、学力のないところにみずから考え、判断し、行動する力は育たないと信じております。また、一人一人の児童生徒が夢を実現し、豊かな生活を送るために絶対必要なことと私は信じております。教育委員会は、いかに支援し、学校と連帯していくかが重要であると考えております。

先ほどご質問にありました学力の具体的なチェック機能についてであります。このご質問は大変難しい問題であります。我々もどのようにしてチェックしていけば学力向上が図れるのか模索してまいりたいと、こう考えております。町長は、教育の充実を施策の一つに挙げ、特色ある学校づくりや文化、スポーツの大会に大きな支援をしております。このことにより学力のレベル向上に相当な援助をしているものと、効果が上がっているものと考えております。子供たちは、文武両道を目指し、頑張っていることは言うまでもありません。生きる力の育成と根幹をなす学力向上にも大きな役目を果たしていると思っております。

次に、強い教育委員会のあり方ということですが、私たち教育委員会事務方としても多々反省しなければならないことがあります。このことを踏まえ、教育委員会は教育活動の支援と教育環境の整備に一層努力するとともに町部局との連携を強化し、機能向上を図る必要があると思っております。そのためには我々職員の意欲と資質向上に努めてまいりたいと思っております。以上のことを考え、教師一人一人の次に一番子供の近いところにいる教育委員会の存続を希望しているところであります。

以上であります。

○副議長（沼畑繁君） 再質問はありませんか。山口博个君。

○32番（山口博个君） 再質問します。

人口流出歯どめ対策についてであります。雇用機会の拡大、特に男子型企業の誘致と育成について、私は雇用機会の拡大、企業誘致の是非、この問題について、議会でも余り議論していない。

ただ、先ほど町長が言いましたとおり、関西、関東の地域では、今や状況が好転し、仕事をしたくても人が足りない、そういう状況下にあります。好不況の業種間の格差もあると思いますが、私は福地の工業団地に進出している企業は、皆関連のある企業とは思いません。思いませんけれども、それぞれやっぱり中央とのつながりを持っていると思います。その方たちを一つの企業誘致なり、あるいは拡大なりに向けて利用と言えば語弊がありますが、チャンスがないのかな、そういうことを考えます。

私は、古い話ですけども、やはり東京へ行って自分で商売を見つけるために1年半ほど毎月行った経験があります。東京近辺に行きますと、仕事はあります。そのときに感じたことは、東京の八重洲口に青森県の出先機関があります。そこへ行ってお願いをすると、行く前もそうですけれども、大分協力してくれます。そして、1件1件私は企業訪問をしました。1年半かかりました。大体80%ぐらい門前払いを食わされます。でも、粘り強く歩きますと、入れてくれるのです。話も聞いてくれるのです。だから、来る企業がないで済めば、それで終わりですけども、来なかったら、こっちから出向いてみる、それでもだめだったら攻め方を変える、そういう前向きな、積極的な、やっぱり雇用拡大の原点があるものですから、そこに向かってやる行動は幾らでもあると。来ない、来ないでは何もならない、来ない、来ないならばどうすることもできない。来なかったらどうするのだ、やっぱり企業は私のような者でも死にたくない、倒産したくないと、そういう思いがあるし、我が社に働いている従業員、その家族を考えたときに、倒れていられない。だから、どんなことでもするのです。行政といえども、やっぱり来ないからといって指をくわえているわけにはいかない、私はそう思います。そういったことも含めてこの人口の流出の歯どめ策の手段として雇用の場を拡大したいと。そうすると、攻め方、やり方としては、そういうこともあるのではないだろうか、こう思うのです。ここのところを助役さんからご答弁いただきたい。

次、4、5歳児保育料の無料化、町長にしかられるかもしれませんが、私は町の活性化を図りたいのです、南部町の。そこが原点なのです。だから、雇用の場を拡大する。男子型というのは、奥さんをもらう、奥さんをもらえば、子供が出るのです。だから、男子型と特定しているのです。女子でだめだと言っているのではない、人口をふやす、出生率を上げる、それ以外に行政の大きな課題は、私はそこにあると思うのです。だから、手段として、選択肢として雇用機会の拡大をふやし、子供が産まれる、結婚する、住みよい町、団地をつくってあげる、一連の自分の考えとしては、活性化のための手段として言っているつもりなのです。ここのところをご理解していただきたい。この4、5歳児保育料の無料化も、あるいは出生児を多くやるための団地

づくりもすべてそれに私はつながっていると、自分では思っております。そういう意味で言っているのです。

それから、町民の所得向上策について、これは農林課長から答弁いただきたいのですけれども、今一番懸念されていることは、企業が競争原理を取り入れた、ただ競争する、競争することによって勝ち抜く、そういう一方的なルールを無視した、生きざまを無視したやり方に走ったのではないかと、そういう方向が、今農産物につきましても見直しをされ始めてきている。だから、我が南部町で生産する農産物は、安心、安全が売り物だという農産物をPRする必要があるのではないか。ものは何で種類はどうあろうと、とにかく南部町で売っているものは安心して買えるのだと、そして安い、新鮮だ、これを売り物にできないだろうかと、私はそんなことを考えて言っている。農業のことを知りませんから、ほずない話をしていると思うでしょうけれども、ほずあるように教えていただきたい、こういうふうに思うのです。

そして、さっき梅の話をしました。これは、一般企業ですと、保険、共済、それから利益保険、倒産防止、そういう三つ、四つのセキュリティをやります。農家だからできないということは決していない。セキュリティとか保険とか保障というのは自分持ちです、これが原則だ。それに幾らかでも行政が手助けをしてあげられないのか、こう言っているのです。そのところも再度ご検討していきたいし、せっかく1年かかってつくった5年がスパンだと町長は言いますけれども、負の資産にしてはいけな、せっかくつくられたものを。余りにかわいそうだ、私はそう思うのです。だから、課題として取り上げたのです。だから、下手すると2年も3年も続くかもしれない。それでは大変だと、そう思って、今始まったことではありません。旧名川時代から何回もこの質問をしてきております。このぐらいにして、まだしゃべりたいけれども、助役さんの答弁をいただきたい。

○副議長（沼畑繁君） 赤石助役。

○助役（赤石武城君） 町長が先ほどの質問には多々答えましたので、私から時間もありますから簡単に。やっぱり攻めは最大の防御と、こう言いますので、すべての生活においてはやっぱり攻めが大事だと思います。攻めの農業というふうなことからして、農業の振興は私どもの方の第2次、第3次の産業にも大きな効果があると思います。そういう意味でできるだけ農業振興には力を入れていくというふうなことが町長の公約でございます。

なお、それは内発的な方でございますが、外発的には、やはり人口の流入のことが問題だろう

と。いいあんばいに八戸の近辺というふうなことで、さまざまなネットワーク、交通ネットワークを通して町のPRに努め、人口の流出に対応したいと、そうっております。

○副議長（沼畑繁君） 馬場助役。

○収入役兼掌助役（馬場宏君） 所得向上についてですが、3町村合併して南部町になりました。やはり農業が基幹産業であると思っております。農業がよくならなければ町の活性化、所得向上にはつながらない、こう思っております。生産力を高めるために限られた予算をいかに配分するか、現在も行っておりますが、所得を生み出すものへめり張りをつけた予算の執行と、こういうものが大切だと思います。今まで行っている事業、関係機関と連携をとりながら強化して継続していくことが大事だと思っております。幸いに南部町には、町民一人一人郷土を愛し、発展を願う強いエネルギーと潜在力がございます。町としては支援し、それらを引き出し、結集していけば、所得の向上につながるものと思います。

以上です。

○副議長（沼畑繁君） 答弁、町長。

○町長（工藤祐直君） 農業の部分、非常に町としても支えていかなければならないという思いはしっかり持っております。ただ保険の先ほどの部分、では梅がそうだった、来年はでは違う作物、これをでは全部対応をしていかなければならない、そういう問題も起きますし、個人が保険負担とした場合に、町は全部に対応しなければならないという部分もありますので、非常に難しい、かといって切り捨てるという考えは持っておりませんし、どうやって高値でまず売ることができるのか、そのためにはやっぱりいいものをつくらなければいけない。梅についても今回の原因はやっぱりいいものはそれなりの値段をしているということでございますので、そういう技術面においても力を入れてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○副議長（沼畑繁君） 山口博个君。

○32番（山口博个君） 私が言いたかったのは、南部町の年間予算が一般会計で約100億、特別

会計で100億を超えるでしょう、二百数十億、大体1カ月20億です。5カ月経過して、既に100億のお金を使っている。2万2,000の住民に対して1人100万、そのぐらい行政サービスをしている、その効果が現実的に受けているだろうか、こんなことを考えたから5カ月で検証してみてもいいですか、こう言ったのなのです。そういうことも町長だけの問題ではない、町長を支える助役はもちろんのこと、一番原点で現場で働くのは課長です。その人たちがそういう認識に立たない限り前進しない。町長は、スーパーマンではない、皆さんがバックアップしてくれるから横綱になれるのです。そういうことを自覚していただいてお願いをしてごあいさつを、あと8秒ですけれども、終わります。

○副議長（沼畑繁君） 以上で山口博介君の質問が終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

○副議長（沼畑繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

○副議長（沼畑繁君） 35番佐々木元作君の質問を許します。佐々木元作君。

（35番 佐々木元作君 登壇）

○35番（佐々木元作君） 今定例会において発言の機会をいただきありがとうございます。通告に従い順次ご質問申し上げたいと、こう思います。

さて、聖寿寺館跡についてであります。6月定例会において工藤幸子議員がるる細部にわたってご質問申し上げておりました。工藤町長も南部800年の歴史の重み、そしてこの地に南部藩の基礎を築いた初代の方への思いをみずからの新南部町初代町長の思いを重ね、みずから乗り切っていく、こういう覚悟を話されておりました。

先般教育民生常任委員会において、7月10日でしたか、現地を訪れる機会がありました。その広大な面積と指定地域の居住する民家の中に国指定の聖寿寺館跡の公有化事業が進められるということが平成22年をめぐりに進行されているということも伺って、大変大きな感銘を受けてまいりました。南部町を標榜する今、全町を挙げてこの計画の実現とその成果については、全国的に情報を発信するとともに、より多くの議会議員はもとより町民への周知を図っていただきたい、そ

う思い、その意義について質問いたすものであります。

2点目であります、かつて我が名川地区においていろいろな団体をもって花巻市在住の方々との交流を図りながら名川秋祭りのイベント等の機会も生んだことがありました。生徒さん方の交流もあるやに聞いておるわけですが、その中身と全体的なことへの拡大が人的交流のことへ図られないのか、そのこともお伺いするものであります。さらに、町長には全国的に数力町村南部町あるいは南部町があらうかと思えます。南部氏ゆかりの地区との交流を図る意味で、我が南部町は800年の歴史を大切にするという意気込みを発信する機会としてサミットなるものを開催できないものでしょうか、そのことを町長からお伺いいたします。

3の今後の方向性についてであります、現地を訪れた際に、教育委員会の方々から多くの地権者の優秀な生産者の居住する果樹地帯をよくも多くの方々の理解を得て、かの地が国指定までのその努力を私は高く評価するべきだと思います。そのことについて今後どのような方向性が目指されるのかお伺いするものであります。

第2点目の災害対策についてであります。工藤町長は、名川町長就任の年に大変な災害に見舞われ、その折の卓越した経験と指導性を持って今日まで災害対策に取り組んでこられた実績を持っておられます。私は、馬淵川流域で生活する今日、64年の時間の中で、その恩恵とその対策に時間を要した思いがあります。南部町において、それぞれの馬淵川の恩恵と災害に悩まされてまいりました歴史は、南部地区においても、さらに福地地区においても、そのような経験があるのではないのでしょうか。今後3地区に同時に起こり得る災害の対応にどのような心構えで臨むのか、その考えと、今後対応される資材の配置等についてお伺いするものであります。

通告の前後しましたけれども、対策本部なるものを設置した折、3地区における広範な場所にその適切な判断、指令が心配するわけであります。各地区消防団の存在する今日、地区消防団との連携、そして地域との広域的な中で対応する職員の方々の情報、それらの取り組みをお知らせください。

さらに、危険箇所、ハザードマップとかという言葉だそうですが、それらのことが点検あるいはチェックされておるのかあわせてお伺いいたします。

あとは、自席において再質問でお伺いいたします。

○副議長（沼畑繁君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、佐々木元作議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

聖寿寺館跡について３点でございますけれども、まず平成16年９月30日付の官報告示をもって聖寿寺館跡が三光寺地区と本三戸八幡宮地区をあわせて国指定史跡となっております。聖寿寺館跡は、南部氏総本家の室町時代から戦国時代の本拠地であります。南部氏は、甲斐源氏の諸流で南北町時代に勢力を伸張し、戦国時代に東北北部地方に覇を唱えた東北地方を代表する武士団であったというふうに伺っております。南部氏は、14世紀末から聖寿寺館を本拠地としましたが、天文８年、1539年に家中の内紛によって焼失したとされております。発掘調査等において掘立柱建物跡、竪穴跡などが検出されておりました、東西6.2メートル、南北14.2メートルの大型竪穴建物跡は、青森県内においても中世の最大規模の事例となっております。そういう歴史、こういう部分が調査した中でしっかりと文献資料として一致する、そういうことから国指定の史跡になったということでございます。我々も歴史をさかのぼる上で非常な役目を果たす聖寿寺館跡になるでしょうから、きっちりと今後も調査発掘または土地の売買、そういうことも今後出てくると思っております。ただ非常に工藤幸子議員ご質問のときにも申し上げましたが、歴史をしっかりと把握する、そのためには、それ相応の予算も伴っていくと、こういう部分も覚悟していかなければならないのかなと、こう思っておりました。

それから、人的交流と南部サミットの開催をと、こういうことでございまして、南部氏によって結ばれました山梨県南部町、そして身延町また青森県においては当南部町、八戸市、七戸町、三戸町、岩手県は二戸市、盛岡市、遠野市の９市町が文化、経済の交流を通じて相互の振興への寄与を図ることを目的に昭和59年11月から南部首長会議、いわゆる南部サミットをもう現に開催をしてきております。開催地は、構成市町で持ち回りとしまして、ことし７月の山梨県南部町及び身延町の合同開催で23回目を迎えております。なお、南部町は三戸町と合同で、旧南部町です、南部町は三戸町と合同で昭和63年、平成８年、平成15年に合同開催をしてございます。首長会議におきましては、講演会、そしてまた観光物産展を開催、当然南部氏の歴史書の発刊、そしてそのほかにも少年少女剣道交流大会、子供サミット等も実施してきておりました。

私も就任して１週間後でございましたでしょうか、ことしの２月に南部サミットが開催されて、初めて参加をさせていただきました。そのサミットの中で今後とも南部氏にゆかりがある９市町村でもって連携を深め、交流を続けていきたいと思います、こういう確認の会議でございまして、そのほかに架空の合併によります平成南部藩という設立も宣言をいたしました。そして、この８月に平成南部藩のホームページも開設をしてございます。ですから、今までもう既に旧南部町時代、それぞれのサミットを踏まえながら取り組んでいるところでございますから、今後も

しっかりと継承していかなければならないと、こう思っております。また、今年度の新たな事業としまして、いわゆる9市町村の他の自治体で行われている地域づくりの実情をお互い理解し合い、意見交換を通じて南部氏のゆかりのある、そういうそれぞれの自治体の実感をする、こういうことを目的に構成市町村の首長が他の自治体に出向き、いわゆる1日市長、首長を務める、1日国がえ、この計画を今しております、今年度は私が、これは旧市町村を3ブロックに分けております。そして、そのワンブロックずつの首長が1日国がえということを行いましょうということで、今年度は南部町長私が八戸市に行くことになっております。そして、二戸市長が南部町にお見えになると、八戸市長が二戸市に行かれる、1日首長を務めるという予定であります。

また、首長会議とは別に、いわゆる当南部町、そして青森県南部町の教育委員会におきましては、南部町時代から平成5年からでございますが、小学校5年生、6年生の交流事業を毎年実施をしております。南部町の子供たちが5年生のときに山梨南部に行けば、6年のときには南部町に逆に来ていただくと、2年間の中での交流を平成5年から行っておりまして、ことしは7月25日から27日までの3日間、山梨県南部町で交流会を開催されておりまして、当南部町から南部地区の生徒でございますけれども、30人が参加をしております。

今後の方向性についてでございますけれども、平成17年12月国、県の指導のもと聖寿寺館跡をどのように保存、管理し、また発掘等調査、研究し、整備、活用するか、今後の方向性を明らかにするために保存管理計画書を、平成17年でございますから、旧南部町時代に策定をしております。その方向とは、史跡聖寿寺館跡を単に現状保存するにとどまらず、積極的に文化財としての価値を高め、理解を深め、地域住民がより親しみ活用できる史跡公園としても整備を進めようとするものであります。そのために平成17年度から国庫補助事業を活用し、土地の公有地に着手し、平成19年度からは発掘調査をまた再開し、文献調査等も含め、それらの調査成果をもとに5年後の平成22年度には整備基本構想を策定することにしております。予算については、土地の公有化事業、国庫補助事業、8割の補助でございます。発掘調査50%補助という、受けながら進めるわけでございますが、非常に予算額は大きい予算規模になっていきますので、財政を考慮しながら歴史を守る、継承していかなければならない、これは私どももしっかりと認識をしながら財政面も並行に考える必要もあるわけでございますけれども、できる部分はしっかりと取り組んでまいりたいと、こう思っております。

そして、前に戻りますけれども、いわゆる人的交流、子供たちの交流を含めてでございますが、今子供たち、いわゆる旧3町村、それぞれ交流先が違っております。ここを合併してもさらに別々でいいのかなという課題が残っております。教育委員会の方には、早いうちにそういう別々

のいわゆる交流先、研修先、これを検討していかなければ、また来年度になって時間がないから、結局また今年度と同じようなと、こういうふうになってはいけないということで、海外視察も含め、人数も違います、負担金も違います、行き先も違います、これをできるだけ早く統一していく必要があるのではないかなと、こういうことで教育委員会の方には、今度中学校1校海外に行きますが、それがもう終わり次第、来年度はどうするのか、すぐ検討してほしいと。というのは、これは負担金の保護者の関係も出てきます。ですから、そういう部分統一していくと、今まではまちまちですから、そこを統一するとすると、負担金の問題も生じてきます。そうすると、早目に保護者の方々にもこれは通知していかなければならないものですから、そういう部分を含めながら、せっかく南部町になったわけですから、いつまでもそれぞれが別々ということもやっぱりよくないのかなと、こう思っております。ですから、いろいろな課題があります。交流一つとっても、研修一つとっても、やっぱり合併という初年度数年は子供たちに限らず、他の団体組織についても同じことが言えます。非常にまだ課題を抱えてスタートしておりますので、一つずつしっかりと取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

それから、災害対策についてでございますが、今佐々木元作議員から当時のお話をさせていただいて、私も振り返ってみました。就任して1カ月半でございました。10月27日だったというふうに記憶しておりますが、台風でもない、単なる予報は低気圧でございました。今回、ことし日本各地で大きな災害になっておりますが、あれも台風とかではない、低気圧から発生した災害でございまして、まさしく同じ状況で、ああいう状況になるとだれしも思っていなかった。それが一晩で朝起きると、県道がない、農道がない、そういう災害に直面をしまして、そのときに消防団の方々が昼夜を問わず活動していただきました。ですから、私は消防団の方々については、しっかりとこれは支援していかなければならない、だれ一人自分のために活動している消防団はいない、まさにサイレン一つでもって仕事をなげうって現場に行く、そういう消防団員、まさに真のボランティアの団員でございますから、何とか消防団については支援していかなければならないと、こういう思いで旧名川時代、また南部町に入っても全く同じ意思で取り組みをさせていただきたいと思っております。

南部町の防災対策でございますけれども、1月1日に合併しまして、住民の生命、身体及び財産、これを災害から守る、当然なこととございまして、そういうために現在南部町暫定地域防災計画、これを運用してまず対策を講じることとしてございます。

資材等の確保でございますが、町及び防災関係機関、また当地域における重要水防区域、危険

箇所等について常日ごろから具体的な防災工法を検討するとともに、活動に必要な資材、資機材及びそれを備蓄する防災倉庫を整備、点検をしております。さまざまな備蓄がございますが、資料は必要であれば後で資料も提出、総務課の方からでもさせたいと思っております。土のう袋等についても8,600袋、土入りの土のうについても700袋と、そのほかにもさまざまな備品は備蓄をして、そしてまた消防関係者を含め、そういう方々からも必要な部分、要望も出ております。そういう部分については、対応してまいりたいと、このように思っております。

次に、対策本部でございますけれども、町の地域内に災害が発生し、または発生する恐れがあるため応急処理を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、町長は災害本部を設置し、防災応急対策を実施するものとしております。これは、その状況をしっかりと確認をして、必要に応じて対策本部というのは設置しなければならないわけでございます。ただ、すぐ対策本部を設置というふうなときでないときもあります。いわゆる状況を把握をするために対策本部と同じメンバーで構成するわけでございますけれども、準備はしっかりと整えて、状況においてすぐ対策本部に切りかえる、こういうやり方も時にはしていかなければならない。いずれにしてもいつでも対策本部は設置できる状況下にしておかねばならないと、こう考えております。

それと今分庁舎含めて庁舎が三つあるわけございまして、そのときのいわゆる対策本部、これをしっかりとしていかなければならない。恐らく範囲も広くなりましたので、各分庁舎での機能、これもしっかりとしていかなければならないと考えておりますので、現在各分庁舎においても総合サービス課に防災担当職員をそれぞれの庁舎に配置して体制を図れるようにしているところでございます。

また、水防関係情報については、県の防災システムを設置しておりますし、岩手県北、青森県内の雨量、馬淵川及び馬淵川水系の水位など、リアルタイムで収集できるほか、気象情報の警報、注意報についても24時間体制で情報収集できる体制を整えております。

いま一つ私も担当課の方にも話はしておりますが、福地庁舎、本庁舎なわけでございます。そのときに南部町全域でもっての災害が発生したときに、本庁舎が本部でいいのかなという部分も考えていかなければならない。いわゆる各分庁舎からの連携、連絡、また消防団が各地区から集まるとき、幹部の方々、それを考えたときに時間的な部分も発生してくるだろうと。ですから、本庁舎だから場所がもう本部が本庁舎ということだけでもいけないと、事によっては本部設置を移して、できるだけ災害地から連携をとれる、そういうシステムも考えておかねばならないと。ただ基本的には本庁舎で設置というのが一般的だろうと思いますが、これは災害に応じまして設置場所も移動があり得ると、そこまで考えなければならぬだろうと、こう思ってお

ります。そこはまた、関係団体の方々からも指示を仰ぎながら、いや、それでもやっぱり県との関係の連携のためにはやっぱり本庁舎の方がいいと、こういう意見もあるうかと思えますし、まず臨機応変に対応できる体制はしっかりと頭の中に入れておかなければならないと、こう思っております。これからまた、台風時期にも入ってきます。できるだけ台風が来なくて、これからまさしく農家の方々が楽しみにしている収穫の秋、出来高の秋でございます。無事に収穫できるようにまず我々も願いながら、万が一の有事の際には万全を期して体制をとれる状況にしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（沼畑繁君） 再質問ございませんか。佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 私は、8分だけ質問しまして、町長は20分答弁していただきまして、さすが私が言わんとするものをすべて心得ていただきまして、懐かしさと感謝の念でいっぱいでございますが、さて私は心配しておりますのは、聖寿寺館の地域の大変多くの方々の居住地の中に広大な指定地域が存在している。ちょっとだけ歴史研究会の中の一人でございますが、ちょっとだけはかじり込んでおりますが、あの地域が時は中央で織田信長の天下覇権のころ最大の勢力最大のエネルギーが結集されたエリアだったろうなという思いが、先般町長が南部地区のお祭りの席上で南部駒に乗って堂々と行進した様が時あたかも南部光行公にダブったのではないかなと、こういう思いがしておりまして、その覚悟が初代をつかさどった方の思いを南部町の初代町長として乗り切っていくという覚悟になったのかなと、こう思っておりますが、平成18年度の予算にも若干計上されておるやに聞いておりますが、公有化はまだ、着手されているのか、そういう折衝がされておるのか、またお伺いします。

それから、せっかくのこういう機会ですので、国道筋の地域にPR板ぐらいの、私の地域、虎渡地区から国道4号線には、ようこそ南部藩の発祥の地、こういうのがありますが、PR板みたいな地図の掲示をされるようなものがないのかなという思いがいたしております。

それから、教育委員会あるいは町当局の配慮の中に、やはり我々議員の、南部地区の議員の方々はもう既にご存じだろうと思えますが、私ども南部町全議員の認識の中に、今町長が答弁されたことへの将来に向けて予算を伴う事業の展開が進める中で、ぜひ共通した認識を持っていただくために、一遍その地を訪れる機会を、そして工藤幸子議員からるガイドなる説明をつけ加えていただけるならば、この理解度は早いのではないかと、こう、これは議長もしくは町長部局、教育委員会、公用車等でも機会をつくっていただきたい、お願いを申し上げたいと思います。

子供さんたちの交流、町長は大変、名川地区の場合でもかつて平泉やそれぞれの交流先があったわけで、いいところをやっぱり町長は、南部町というものを踏まえて、ばらばらな交流先よりこの調整が必要だという認識は、我が意を得た気持ちでございます。ぜひ教育委員会を通しながら調整をなさって、次の世代の子供たちにも南部町というものの意識をぜひ醸成されるような努力をしていただきたいと思います。

2点目の災害対策でございますが、私は現地に訪れたことはありませんが、大向地区にも災害、馬淵川のはんらん等で堤防を構築しているやに聞いておるのです。現地に行ったことはないものですから、あそこの横断、橋を越える中で右手の方に見えるエリアがそうなのかなと思っておるわけですが、やはり300ミリ、250ミリという中で、結果的には馬淵川の許容する延長面積に対して川そのものの川幅は絶対的にやっぱり狭いのが土木事務所あるいは関係者の方々が申されておるわけですが、同時に起き得るのではないかと。名川地区での四反田地区で洪水しておる折に苫米地104号線の道路に喫水したとかというのを聞いたりしておるものですから、そういう折に今町長も触れてはありましたが、指令塔の一貫性が右往左往するようなことであれば、やはり困るのではないかなと、場合によっては対策本部なりの移動も考えるというようなことの柔軟さはあるみたいですが、特に消防団、統一された消防団組織ではない現状の中で、名川地区消防団、福地地区消防団、南部地区消防団、やはり組織というものは統一された指令の中に行動が展開する、そのふなれな部分も調整というか、そのようなことへの対応をいま一度検証しておるのかどうか、その辺をお伺いします。

町長は、急傾斜等の災害箇所あるいは点検もしておるというふうなことを申されておりますが、やはり私どもの地域も水防災の事業が指定になって宅地のかさ上げ、着工してから既に10年の時間が、四反田地区あるいは私どもの地域に来てから10年の時間が経過しております。やはりいずれこの自治体にでも、国でも県でも、そういう予算が伴うものには、認識の中では必要といえども、すぐすぐそういう予算対応はなされないのが実情です。ですから、じっくりその箇所の点検あるいは必要な場所の認定等を速やかに調査、把握されて、そういう国家、県策事業の予算化の中に取り組む恒久的な対応が求められたと思いますので、そのようなこともお願い申し上げたい。

以前二戸地区あるいは葛巻地区、岩手県の山間地域に馬淵川の水源が、語源があるわけで、その辺の雨量が結果的に中流地域の私どもの地域への洪水となって被害をもたらす。では、何時間後にこのエリアまで水が来るのかと、そういうふうなことまで把握、連携がされているのか、いま一度担当課でも結構ですからお知らせしていただきたい。

先ほど町長は、800袋あるいは700袋の土のうや、その準備も各分庁舎を通して独自準備はして

おるといふ答弁でございますが、排水ポンプあるいはそういう業者さんと言えはなんですが、シミュレーションではないでしょうが、事前の9月、10月、台風15号は9月30日まで来るかもしれません。来ないのは願わくはなわけですけれども、どうぞそういうシミュレーションの中で、備えあれば憂いなしと、こういう思いでいま一度ご質問申し上げます。

○副議長（沼畑繁君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 聖寿寺館跡につきましては、非常に面積も広範になりまして、土地の公有化の着手、これも大変だなと思っております。南部地区は、面積的にも非常に町自体が面積が少ない地域でございますので、逆に土地単価が非常に高いということも聞いておりますので、この公有地着手というのが非常に大変だろうと、どういう形で所有者の方と話し合いが、折り合いがついていくのか、今から少し問題だなというふうに考えております。教育委員会の方では、それでも準備は進めておりますし、詳しいことは教育委員会の方からお話をさせたいと、こう思っております。

どの事業を行うにしても予算が伴うわけでございまして、聖寿寺館跡、恐らくかなりの金額の計画書になっているはずでございます。その事業を進めていくときに何かの事業を我慢してもらう、そうでないとやっていけないわけです。そういう部分も考えながらいかなければならないと。これも100%やる、ほかのものも要望100%やる、これはもうとても追いつけない。ですから、一つのこの事業を完全にやっていくとなると、何かの事業を我慢してもらっていかなければならない、そういう中で、できるものをしっかりとやりながら、恐らく時間をかけながらこれは整備していくことになるでしょうし、必要最小限の部分はやっていかなければいけないと。大事なものは、きっちりと歴史を子供たちにも教えながら継承していく、このことが大事であろうと思っております。

それから、災害対策に関係してでございますが、岩手県の石切所の観測所、ここからこの南部町に来るにおおよそ5時間から時によっては5時間半かかるのです。ですから、旧名川時代にも常に石切所の水位が現在何メートルなのか、これをリアルタイムでチェックしてきました。その状況に応じて何時間後にどういう体制を組むか、対策本部においても消防団と検討しながらまず対応してきたわけでございまして、恐らく合併して南部町、旧3町村、水害の町でもあるわけでございまして、同時にそういう事態になる南部町の地域でございますから、この石切所の水位、ここをしっかりと確認をして事前対応と、これをとっていかなければならないと。それでも堤

防を超えてしまうことがあるわけです。事前に土のうを積んで対応をする。しかし、その土のう以上の水位になってしまったこともありました。ですから、本来もう堤防をかさ上げしてもらわない限りはどうにもならない部分、または川の幅を広げる、こういういわゆる町の事業ではない、国、県の事業のもとでやってもらわなければならない部分がありますので、そういう部分はしっかりとこれから国、県の方に要望を出していきたいと、こう思っております。

非常に災害の場合は、いつも私も疑問に思うのですが、災害に遭って、その箇所しか災害事業ではない、やれないようになっているのです。間違いなく今度はここを直して、次の部分がもう崩れかかっている、見え見えですよと思っても、それは事業対象に、災害対象にはなりません。ちょっとやっぱり考えが甘いかなと、こういつも思うわけですが、制度上どうにもならないということで、いつも疑問を持っているのですが、そういう部分も危険箇所等を踏まえながら確認をしながら対応はしていかなければならないだろうと、このように考えておりますので、ご理解を賜り、あと担当課の方からも必要に応じて答弁をさせたいと思います。

○副議長（沼畑繁君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 佐々木議員さんにお答えいたしますが、予算のことを先ほど聞かれましたけれども、17年度は3筆購入いたしました。それから、18年度は1筆ということを用意して予算化しております。

それから、国道沿いに看板ということでございました。南部町時代に三戸町から南部町に入る橋の三戸町寄りの方に一つ看板を立てております。それから、相内の直線道路のこちらから行くと見るとところに看板立てております。ただ、大きくなって南部町ですから、まだ看板のPRが足りないと思いますので、今後これを考えていきたいと思っております。

それから、南部氏聖寿寺館のお話をもう少しみんなにPRしたらということでございますので、これから検討してみんなにわかっていただきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど小学生、中学生もありますけれども、町内の方にもお知らせしなければならない。それから、全国におられる研究者といいますか、その人たちにも教えていかなければならないのではないかなと、このように考えておりますので、これからこのようなことを検討してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（沼畑繁君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 先ほどの質問の中で消防団の活動のお話がありましたけれども、基本的には各消防団、自分の区域を守る区域で消防団活動するということになっております。ただ、それに連合体方式もっておりますので、大きな災害のときには、それぞれが指示があったときには動けるようにしております。

あと一つですけれども、大きな水害あるいはまた地震があったときには、道路が遮断されるときも予想されます。そういうときには、必要があるときには現地対策本部の設置も考えていかなければならないのかなと、現在はそのように思っております。

以上であります。

○副議長（沼畑繁君） ほかに質問ございませんか。佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 大変懇切な答弁ありがとうございます。

最後ですが、がけ崩れ、山崩れの例もございました。そのようなときに公民館の避難場所というようなものが指令ではないのですが、勧告なり、あるいはされたこともございます。先ほどのなれない言葉でしたから、ハザードマップなんて言いましたが、正しいのかどうか、もしそういうものが作成されているのであれば、どうぞ危険なことをあおるのも何かと思いますが、職員の中で想定問答集ぐらいでもこの地域には起こり得る可能性があるなというものをどうぞ把握する意味で検討していただければと思います。

大変サミットには、町長がもうあちこち参画されたり、またこれは先ほどのこれは町長が今度二戸の方へ行くとか、二戸の首長が名川の町長室で弾頭を切ってみるとかというふうな交流なわけですか。ぜひそういうときはお会いする機会があれば、殿と言わなくても、ようこそとぐらいは言えるのではないかなと、どうぞ社教課長さんも前向きな気持ちで歴史の重みと大切さを後世まで続けていく努力をお互いに惜しまず続けたいものだと思いますので、町長ともどもよろしくお願い申し上げて答弁は要りません。ありがとうございました。

○副議長（沼畑繁君） これにて一般質問を終結いたします。

.....

散会の宣告

○副議長（沼畑繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月6日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時03分）

第 5 回南部町議会定例会

議事日程（第 4 号）

平成18年 9 月 6 日（水）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|--|
| 第 1 | 報告第27号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第24号 | 南部町健康増進センター条例及び南部町総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第142号 | 平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 3 | 議案第143号 | 平成17年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 議案第144号 | 平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 議案第145号 | 平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 議案第146号 | 平成17年度南部町共同墓地公園特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 議案第147号 | 平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第148号 | 平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第149号 | 平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 議案第150号 | 平成17年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 11 | 議案第151号 | 平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について |
| 第 12 | 議案第152号 | 平成17年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 13 | 議案第153号 | 平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 14 | 議案第154号 | 平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 議案第155号 | 平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 16 | 議案第156号 | 平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 17 | 議案第157号 | 平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 18 | 議案第158号 | 平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 19 | 議案第159号 | 平成17年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 20 | 議案第160号 | 平成17年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 21 | 議案第161号 | 平成17年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定に |

ついて

- 第 22 議案第162号 平成17年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第163号 平成17年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第164号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第165号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第166号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第167号 南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第168号 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第169号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第170号 青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 31 議案第171号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合理約の変更について
- 第 32 議案第172号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 第 33 議案第173号 字の区域の変更について
- 第 34 議案第174号 土地の処分について
- 第 35 議案第175号 工事請負契約の締結について
- 第 36 議案第176号 平成18年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 37 議案第177号 平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 38 議案第178号 平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 39 議案第179号 平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 40 議案第180号 平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 41 議案第181号 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 42 議案第182号 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 43 議案第183号 平成18年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 44 議案第184号 平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）

第 45 議案第185号 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（38名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立 花 寛 子 君	22番	大久保 俊 和 君
24番	滝 田 米 作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金 嘉 君	27番	工 藤 久 夫 君
28番	坂 本 正 紀 君	30番	河 端 幸 蔵 君
31番	相 田 耕 作 君	32番	山 口 博 个 君
33番	沼 畑 繁 君	34番	小笠原 義 弘 君
35番	佐々木 元 作 君	36番	伊 達 一 夫 君
37番	金 沢 和 夫 君	39番	東 寿 一 君
40番	宮 野 正 君	41番	西 塚 芳 弥 君
42番	野 田 清 八 君	43番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 助 役 赤 石 武 城 君

収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商工観光課長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長職務代理者	谷 内 弘 司 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。定足数に達しておりますので、これより第5回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

報告第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第1、報告第27号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第24号、南部町健康増進センター条例及び南部町総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 報告第27号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

この専決処分の理由としましては、南部町健康増進センター及び南部町総合交流ターミナルについて、平成18年9月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、行政財産の使用料に関する特例を定める必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

3ページをお開きください。南部町健康増進センター条例及び南部町総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例。主な改正の内容をご説明申し上げます。中段の第11条の2、地方自治法第238条の4第4項の規定による許可を受け、温泉保養館バーデハウスふくち、ふくち屋外プール及びふくちアイスアリーナの施設を使用する者は、別表7に掲げる使用料を町に納入しなければならないとしております。別表7、下段になりますけれども、施設の区分ごとにご説明申し上げますが、温泉保養館バーデハウスふくちのレストランの部分、それと温泉保養館バーデハウスふくちにおける自動販売機の機械の設置、ふくち屋外プールにおける自動販売機の設置、ふくち

アイスアリーナにおける自動販売機の設置、これらの使用料の額を町長が別に定める額という内容で改正しております。

同じく南部町総合ターミナル条例の一部改正についてもバーデハウスと同じ内容で、交流ターミナルアヴァンセふくちの売店、これは４ページの別表第２になります。交流ターミナルアヴァンセふくちの売店、それから交流ターミナルアヴァンセふくちにおける自動販売機の設置及び農産物及び特産品の販売所の使用料についても町長が別に定める額といたしております。

ちなみに、これらの使用料の額につきましては、従前の額と同額を基準にしまして、当事者間との合意を取りつけております。

以上でご説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第27号は原案のとおり承認されました。

.....

議案第142号から議案第163号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第２、議案第142号から日程第23、議案第163号までを会議規則第37条の規定によ

り一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第142号から議案第163号までの平成17年度南部町各会計歳入歳出決算認定について、議案22件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました議案第142号から議案第163号までの決算認定議案22件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第142号から議案第163号までの議案22件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

なお、決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

議案第164号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第24、議案第164号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) 議案第164号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

これは、人事院規則の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

次の６ページをお願いします。７条は、職員の休息時間を置いておりましたが、これを削除し、廃止するものです。このことによりまして、午前１０時から１５分間、午後３時から１５分間休息時間を設けておりましたが、なくなります。

８条の２及び８条の３は、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務ができること、また深夜勤務及び時間外勤務の制限がありますが、その対象の子を小学校の始期に達するまでの子から小学校に就学している子まで拡大するものであります。

附則、この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。２０番、立花寛子君。

○２０番（立花寛子君） 現在職員の休憩時間は十分に保証されているのでしょうか。現状をお知らせしていただきたい。

また、条例から休息時間は削除されて全く休みなしとなった場合、仕事の効率が低下するなどということは考えられないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず、休憩時間ではありますが、これまではお昼が１２時から４５分まで休憩時間をとっております。それで、職員の方からもっとお昼の休み時間が長い方がいいとかというお話が出ておりませんので、特に異論はないと思っております。

それから、休息時間、それぞれ１５分間ずつなくなりますけれども、これにつきましてはこれまでも設けてはありましたが、ほとんどは休まない状態で仕事をしているというように見ておりました。ただ、時間をとっておりますので、休みたい方は自由に休めるという形をとっておりましたので、この改正につきましては民間ではそのような時間をとっていないということで、民間の方にも合わせていきましょうということで条例改正を掲げたものですので、よろしくお願いします。

○議長（工藤久夫君） ２０番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 職員の皆さんからなかなか休み時間を長くするという声は出ていないということですが、やはり私は見ておりますと、1時間は今の時代、まして公務員の皆さん方は1時間の休み時間は普通になってきているのですから、1時間にしてほしいなと何回も発言してきたわけですがけれども、休み時間を1時間にして退社は午後5時とすることは非現実的なのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今のご意見でございますけれども、休憩時間、お昼休み1時間の方は確かに長くとれますので、職員の体を休める、リフレッシュする、また頭の切りかえができるように頭を休めるということは確かによろしいと思います。ただ、勤務時間は1日8時間という設定がございますので、例えばその15分を1時間にしましたとなりますと、今度は終わりの時間がこれまで5時であったのが5時15分になりますので、そうした場合に今度は住民の方がこれまで勤務時間が8時15分から5時までということでなれておりますので、住民の方にも若干変更がかかっていきますので、今のお願いもわかりますけれども、休憩時間だけを削除して、休憩時間のお昼の休み時間は移動かけないでいった方がいいのかなという感がしておりましたので、そのように設定していきたいと考えております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第164号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

休憩時間の廃止は、ますますの労働条件の悪化を招くことになります。1日の勤務時間の間に休憩時間を設けることは、労働者の人間の尊厳を維持するために必然的なものと言わなければなりません。地方公務員の労働条件の悪化は、民間労働者の労働条件をより厳しいものに変えてい

く見本になります。

以上の理由により、議案第164号に反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第164号は原案のとおり可決されました。

議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第25、議案第165号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 7ページ、議案第165号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由でございます。南部町リサイクル推進員に対する報酬及び費用弁償を定めるため、条例の改正を行うものであります。

8ページをお開きください。別表第2中の行政員の報酬額を定めた条例にリサイクル推進員の年額の報酬額1万2,000円を追加するものでございます。これは、合併事務調整事項でございました福地地区で委嘱しておりましたリサイクル推進員を名川、南部地区に拡大するに当たり、報酬額を条例で定めて公務災害補償を適用できるようにするものでございます。リサイクル推進員の業務でございますけれども、ごみ収集所の巡回とごみの収集分別の指導でございます。町内会

ごとに1人委嘱するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第165号は原案のとおり可決されました。

議案第166号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第26、議案第166号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第166号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

これは、消防組織法の一部改正によりまして、条項を改正するものであります。

次の10ページをお願いします。南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の

一部改正と南部町の消防団設置等に関する条例の一部改正であります。いずれの条例も消防組織法の条項を用いている部分を改めるものであり、条例の内容が変わるものではないです。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第166号は原案のとおり可決されました。

議案第167号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第27、議案第167号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第167号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。これは、健康保

険法等の一部改正に伴い、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領等の一部が改正され、それに伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例。第1条といたしまして、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を次のように改正する。第7条第2項中にあります「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改めると。

第2条といたしまして、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。第5条第1項各号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改めると。

それから、第6条第2項中、同じく「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改めると。

この条例は、18年10月1日から改正すると。

内容は、今ご説明申し上げました特定療養費という字句を保険外併用療養費に改めるものでありまして、療養費の算定給付についてはこれまでと変わらないものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第167号は原案のとおり可決されました。

議案第168号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第28、議案第168号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第168号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。これは、障害者自立支援法の施行に伴いまして、青森県ひとり親家庭等医療費給付条例事業実施要領等の一部が改正され、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例。南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を次のように改正する。第3条第2項第2号中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設等」に改めるものでございます。これは、障害者自立支援法が施行されたことに伴いまして、知的障害者福祉法の一部が改正され、青森県の事業実施要領等が改正されたことを受けて、南部町の条例の一部を改正するものでございまして、字句の修正だけでありまして、給付対象額等の算定方法はこれまでと何ら変わらないものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第168号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第29、議案第169号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 15ページでございます。議案第169号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産育児一時金の額の増額をするなど、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例。第4条第1項第1号中とございますが、ここの部分は高齢者の負担割合の変更でございます。詳しくは、70歳以上の高齢者のうち現役並みの所得者の自己負担が今まで2割であったものが3割になると、これは10月からでございますが、現役並みの所得者ということは、課税所得が145万円以上ということでございます。

次の第5条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。これは、出産育児一時金を10月1日から5万円増額をいたしまして、35万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第169号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

同項第4号中「10分の2」を「10分の3」に改めるについてであります。70歳以上の高齢者の医療費の自己負担割合を重くするものであり、負担がふえることとなります。住民に負担を強いる内容の議案になっており、賛成できません。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第169号は原案のとおり可決されました。

議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第30、議案第170号、青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第170号、青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。市町村合併に伴いまして変更するものです。

次のページをお開きください。第5条第1項中でありましても、組合議会の議員の定数を「9人」から「8人」に改めるものです。

別表第2中でありましても、議員が選出される区域についてであります。4区の西目屋村、そ

れから 5 区の藤崎町、大鰐町、田舎館村、これを一つにし、4 区とするものです。

それから、6 区から 9 区までをそれぞれ 1 区ずつ繰り下げをするものであります。これは、西目屋村に隣接いたします岩木町、相馬村が弘前市と合併したことによるものであります。

附則、この規約は平成18年12月 1 日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第170号は原案のとおり可決されました。

議案第171号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第31、議案第171号、青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第171号、青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合同規約の変更についてであります。消防組織法の一部を改正することに

より変更するものです。

次のページをお願いします。青森県消防補償等組合規約の一部変更についてですけれども、消防組織法の条項を用いている部分を改めるものであります。

附則、この規約は青森県知事の許可のあった日から施行し、平成18年6月14日から適用する。以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第171号は原案のとおり可決されました。

議案第172号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第32、議案第172号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第172号、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてご説明いたします。

これは、障害者自立支援法の施行に伴い、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更をするものでございます。

次のページをお開き願います。三戸郡福祉事務組合規約の一部を変更する規約。三戸郡福祉事務組合規約の一部を次のように変更する。第3条第1号中「知的障害者授産施設」を「障害者支援施設やまばと寮」に改め、第2号中「知的障害者更生施設」を「障害者支援施設明幸園」に改めるものでございます。

次に、第3号を改めまして、第4号を削るということにつきましては、変更前の第3号は知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業に関する事務、それから変更前の第4号は障害児（者）地域療育等支援事業及び障害者の総合的な在宅支援に関する事務ということになってございましたが、これはいずれも三戸郡地域生活支援センターで行っていた事業でございますので、この支援センターで行っていた事業及び障害者の各種在宅支援に関する規定の整理をするため変更するものでありまして、従来の事務の内容を変更するものではございません。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第172号は原案のとおり可決されました。

議案第173号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第33、議案第173号、字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） それでは、議案第173号についてご説明をいたします。

議案第173号、字の区域の変更について。下の欄の提案理由でございますが、青森県が施行した土地改良事業（県営高橋地区圃場整備事業（区画整理））の工事完了により、字区域を変更するものであります。

次のページをお開きください。字区域変更調書、三戸郡南部町大字苫米地字堤添9の2、13の2、以下順次記載されておりますが、これらは平成14年度から着手しておりました旧福地村高橋地区の水田が県営事業によりまして大型区画整理工事がなされたことにより換地処分され、田の形状に変更が生じまして字の境界が異動になったため、地方自治法では字の区域を変更しようとするときは議会の議決を経て県知事に届け出なければならないとなっておりますので、今議会に提案させていただいたものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第173号は原案のとおり可決されました。

議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第34、議案第174号、土地の処分についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それでは、議案第174号、土地の処分について。

次の土地を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（南部町条例第61号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

提案理由についてであります。旧名川町の森越地区にあります町営住宅団地、森越団地の建てかえに伴い発生しました団地跡地について、宅地分譲を行い、土地を処分するため議決を求めるものであります。

次のページ、27ページ、28ページを見ていただきたいと思います。処分する土地の内容であります。所在地は南部町大字森越字森林25—2から25—22まで20件であります。地目は宅地で、面積は合計で5,696.81平方メートル、約1,726坪の土地を処分するものであります。処分の方法は売り渡して、処分価格は合計で6,765万6,000円となります。各分譲地の処分価格は、25—2から25—7までは1坪当たりの単価に換算いたしますと3万8,500円、25—8から25—22までは1坪当たり3万9,500円で、不動産鑑定を行いまして価格を設定しております。分譲地の区画数は20区画であります。18区画が宅地としての分譲地となります。1区画の坪数ですが、最小が82坪、最高が123坪で、平均坪数が約93坪となっております。

今後の販売の周知についてであります。議決後9月末から町民の方々にはパンフレットと広報を通して、町外の方には地元の新聞を通して販売をしていきたいなというふうに思っております。

以上、簡単ですが、議案第174号について説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） 森林の団地は、向山に団地を建てたときに同じぐらいの戸数をあそこにもやると、当初そういうふうに聞いておったのですけれども、状況が変化するというのかな、充足率がよくないと言えばいいのかな、そういうことで遊休資産を売却ということだろうと思いますけれども、現在向山と、それから雇用促進住宅と、それから今のこの森林に町営住宅あるわけですが、その充足率というか、どの程度入っているか、入居しているのか、それを教えてください。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） ただいまの質問ですけれども、まず向山団地、町営住宅はすべて今は空きの状態がありません。雇用促進住宅については、ちょっと私の方で周知していませんので、担当課長の方からお願いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 32番。

○32番（山口博个君） 向山は100%ですか。こっちの森林は。森林も。それなら、売らないで建てた方がいいのではないですか。100%なものだったら、建てた方がいいと思うけれども、町長はどうですか。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 固定資産税の部分が変わってくると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 32番。

○32番（山口博个君） 思い出していますけれども、なぜか名川町、特に剣吉地区には貸し家がないと。そういうことで、議会でも再々この話になったのです。そういうことから、個人で、あるいは町で町営住宅が建てられないというのであれば、それと古かったしという理由で、猛烈に雇用促進住宅の旧名川というのですか、剣吉地区に設置するのを陳情したはずですが、ところが、

いざ建ってみましたら大変不自由だと。高い、エレベーターがないと、そんなことで多分この充足率が悪いと思う。そういうことから、こうして見ていますと、このごろは何だか入居者募集の横断幕が張られました。せっかく建てた、それと建物としては立派だからいいとは思いますが、けれども、駐車場のそばだし、商店街のそばだし、いいはずなのだけれども、なかなか面倒くさいものだのと、そういうふうに見ています。私も前からこの森林の団地の残ったところですか、町長にも質問してきました。大体剣吉地区は町営住宅はいいのではないかとということで、売られることになるだろうと、そういうお返事も聞いておりました。でも、きのうの一般質問でも実はこのことを言いたかったのですけれども、あそこに子供天国をつくってほしいと、そういう願いがあったわけです。これはいたし方ありませんけれども、やっぱり売れば、きのうのお話ではないけれども、できるだけ町内のお客さんを優先すると思うけれども、町外からも入れるように、まず宣伝してほしい。そして、人口をふやすと。名川はいいところだと、特にその中でもここは一番いいのだと。値段は安いと、そういう宣伝をして、できるだけ早く完売と。そうしたら、1年か2年以内に建てると、そういうふうに指導していただきたい。町長。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） きのう一般質問の中でもご答弁をいたしました。販売方法について、担当課長の方ともけさもちょっと打ち合わせをしましたが、18区画のうち全部町内というのではなくて、やっぱり人口増につながるためには町外の方を何区画か限定するのも必要ではないのかなと、そこで若干のメリッ的な部分も考えながら、できるだけ早目に、期間を設けながら建ててもらおうと。ある程度その区画、本当は格差が出てはいけないのですけれども、人口増対策事業という考えからすると、一部の区画はそういう形でいいのではないのかなと。これ、早急に担当課の方とどういう販売方法をするかということを検討しましょうということで、けさも打ち合わせをしておりますので、もう少ししていただければ販売の仕方ははっきりして、できるだけ早く売買できるようにしたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第174号は原案のとおり可決されました。

議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第35、議案第175号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) 29ページであります。議案第175号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結することについて、地方自治法により議会の議決を求めるものであります。

提案理由であります。ふるさと運動公園(陸上競技場兼サッカー場)整備工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものであります。この工事に係る予定価格が5,000万円以上であったため、請負契約の締結について議会の議決をお願いするものであります。

30ページに入ります。工事の表示等であります。名称はふるさと運動公園(陸上競技場兼サッカー場)整備工事。場所は、南部町字上名久井字下名久井地内。請負代金であります。5,355万円であります。契約の相手方は、南部町大字剣吉字上町28、山田建設株式会社、代表取締役山田輝男。

この入札会につきましては、8月の21日、6社による指名競争入札により執行しております。予定価格及び落札価格でありますけれども、税抜きで申し上げます。予定価格が5,398万3,000円

に対し、落札価格が5,100万円でありました。落札率でありますけれども、94.47%となっております。工期は、明年19年3月22日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず初めに、指名業者の所在地はどうなっておりますか。また、南部町には指名希望建設業者は何人いるのでしょうか。そのうち、今議会の内容に当てはまる等級を有する指名希望業者は何名になっているのでしょうか、説明を求めます。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） まず最初の質問であります、業者の所在地ということでありますけれども、6社のうち南部町が4社でございます。そして、三戸町が1社、そして五戸町が1社、以上6社であります。

そして、この工事の設計額が5,668万2,000円でありますので、南部町の建設業者工事施工能力審査規則がございまして、その第12条の中で、この工事についてはA級のランクの業者さんという定めがございまして、A級の業者を選定したわけではありますが、それから三つ目の質問であります、南部町内に土木工事におけるA級ランクの業者が幾らですかということではありますが、合計7社ありますので、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今7社ということでありましたが、それは南部地区、もしくは福地地区の業者なののでしょうか。要するに、名川地区4社になっている、南部地区、福地地区からの業者が含まれていないのはどういう理由からでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今の南部町内の業者A級で指名になった業者は4社でございましたけれども、その中で旧町村別に今ご質問がありました、4社とも旧名川町の業者が指名入札に参加していただきました。そのほかに、福地とか旧南部というお話でしたけれども、土木の工事ではありますが、A級にランクされている業者は7社と先ほどご説明申し上げました。旧町村ごとに申し上げますと、7社のうち旧南部町が1社で旧福地村の業者は1社でございます。あとの5業者は旧名川町という所属になってございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） どうもこの説明だけでは、指名競争入札というやり方自体が問題を含んでおりますが、透明性が確保されているというふうには理解できないのですが、この点を明確にお答え願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 業者の選定の手順でありますけれども、南部町建設業者選定規定という規定がございます。その中で指名業者の選定第2条にもろもろ書いてございますが、その中で指名審査会なるものを設置しまして、工事の発注ごとに審査会を開催し、指名業者、いわゆる業者の選定に当たっておるところでございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第175号、工事請負契約の締結について討論を行います。

今日のような不況下で公共事業のむだや浪費に徹底的なメスを入れなければならない時期には、一層厳しく透明性、公正性を確保する必要があります。指名競争入札自体が制度上、発注官庁や政治家の恣意性が働くという問題点が指摘されております。指名業者の選定に納得がいかない、その点で工事請負契約の締結には反対いたします。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第175号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

.....
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

.....
議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第36、議案第176号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 31ページでございます。議案第176号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず、第1条でありますけれども、歳入歳出予算の補正は、既定の予算の総額に5,200万3,000円を追加し、予算の総額を98億2,769万8,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。41ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。2款1項4目の財産管理費のところでは372万3,000円の追加補正でありますけれども、11節需用費において352万円の追加補正、これは修繕料でありまして、本庁舎、そしてまた南部分庁舎のもろもろの修繕料に係る補正であります。

次に、5目の企画費のところではありますが、142万3,000円の追加補正であります。8節の報償費13万5,000円ではありますが、これは謝礼金でありまして、町内循環バス運行調査委員会の委員の謝礼であります。9節旅費につきましても、その委員会委員の費用弁償に係るものであります。13節の委託料ではありますが、105万円、これは町内循環バス運行調査業務委託料に係る経費であります。

次に、6目の総合サービス費ではありますが、106万5,000円の追加補正、7節の賃金ではありますが、98万円ではありますが、これは南部分庁舎のバスの運転手2名分の臨職さんの賃金の補正であります。

8目の防犯対策費ではありますが、103万7,000円の補正であります。18節備品購入費、同額の103万7,000円ではありますが、これは業務用備品と書いてありますけれども、防犯指導隊員の制服の購入経費であります。隊員33名分を追加補正するものであります。

次に、10目の地域交通対策費51万3,000円の追加補正ではありますが、8節の報償費12万とありますが、これは青い森鉄道活用会議委員に対する報償費であります。

最後のところの20目の下水道事業元利償還基金費の562万5,000円の減額補正でありますけれども、特定財源の中ではありますが、県支出金が同額の562万5,000円の減額補正であります。歳出の積立金のところではありますが、25節ですけれども、下水道事業元利償還積み立て基金への減額補正するものであります。積立金を減額するものであります。これは、下水道事業について事業費が配分が減になりましたので、県支出金同額を積立金を減額するものであります。

次に、42ページの2款2項1目の税務総務費の11万の補正でありますけれども、19節の負担金補助及び交付金の6万円ではありますが、青色申告会運営に対する補助金でありまして、3団体分追加補正しておるところであります。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費の100万3,000円の追加補正は、13節の委託料で住基ネットワークシステムコンピューターの保守料を追加補正するものであります。

最後のところの2款4項2目の南部町農業委員会委員選挙費の34万6,000円の追加補正であり

ますけれども、節において投票管理者の配置見直しによりまして、節の組み替え等を行うものがあります。

43ページに入ります。43ページの3款1項1目の社会福祉総務費の368万9,000円の追加補正でありますけれども、19節の負担金補助及び交付金の342万9,000円の追加補正であります。社会福祉協議会への補助金であります。旧南部地区の専門員の人件費1名分を補正して、補助するものであります。特定財源のところに繰り入れとありますが、340万、これは地域福祉基金を取り崩して充当するものであります。

次に、4目の老人福祉費の152万6,000円の追加補正であります。28節の繰出金104万3,000円でありますけれども、これは介護保険特別会計への繰出金でありまして、事務費の繰出金であります。

次に、5目の老人福祉施設費の63万8,000円の追加補正であります。11節の需用費59万6,000円、修繕料と記載されておりますけれども、これは名川老人福祉センターの修繕料を追加補正しているものであります。

最後のところの6目の障害者福祉費のところで補正額822万1,000円の追加であります。この補正は、障害者自立支援法の施行に伴っての経費の補正でありまして、特定財源のところに国庫289万1,000円、県費57万、計346万1,000円特定財源を歳入で補正しております。一般財源の投入額は476万円であります。その中で、詳しくは13節の委託料402万6,000円の中でサービス利用計画作成に係る補正が357万円、移動支援事業で32万円、それからコミュニケーション支援事業で13万6,000円あります。18節の備品購入費269万9,000円ありますけれども、説明の欄にありますとおり、自立支援受給者管理システムの備品を購入する経費であります。20節であります。扶助費であります。146万7,000円、これは日中一時支援事業に対する扶助費を補正計上するものであります。

44ページの最後にありますが、4款1項8目環境衛生費のところで426万4,000円の追加補正であります。この中で、13節の委託料25万9,000円、臭気検査業務委託料と記載されておりますけれども、悪臭防止法による検査業務の委託料を補正計上するものであります。次に、19節の負担金補助及び交付金191万1,000円の補正追加であります。補助金でありまして、ごみステーション設置のための補助金であります。町内16カ所分について補正計上して補助するものであります。これにつきましては、歳入でまた説明申し上げますが、寄附金が190万歳入で補正されております。これを間接充当して、この補助金の充当するものであります。それから、28節の繰出金であります。198万1,000円の追加補正、これは簡易水道事業特別会計への繰出金でありまして、旧

南部町の二又地区にあります簡易水道事業に対する特別会計への繰出金であります。

45ページをお願いします。45ページの6款1項3目農業振興費の25万5,000円の追加補正であります。18節の備品購入費であります。25万4,000円、これは業務用備品と記載されておりますが、中身的には有害鳥獣駆除用の備品を3セット分購入し、町民の方々に貸し出すための備品を購入しまして、町民の方々に貸し出しするという備品であります。

10目の農業施設費の中で47万の補正であります。この中で19節の負担金補助及び交付金47万円であります。補助金であります。産地直売施設という記載でありますけれども、旧福地村のジャックドセンターを管理運営している福地フレッシュ会からの要望でございましたが、業務用冷蔵庫購入、1台であります。94万円の2分の1を補助するためのものであります。

11目の農村整備費の61万7,000円の補正は、農道の草刈りのための4路線、8キロメートルにわたる除草のための委託料であります。

次のページの12目のところでの農業集落排水事業費5,932万9,000円の減額補正であります。28節の繰出金の減額であります。農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものであります。特別会計の事業費の減並びに特会の収支状況によりまして、一般会計から繰出金を減額するものであります。

6款2項2目の林業振興費の100万8,000円の追加補正であります。林道維持管理費という委託料であります。草刈りのために委託料として補正計上するものであります。

7款1項2目の観光費であります。283万1,000円の追加補正であります。11節の需用費のところでは253万8,000円の追加補正でありますけれども、説明欄のところでは印刷製本費157万5,000円とあります。観光パンフレットの増刷、3万部増刷するための経費を補正しております。修繕料に係るところは60万2,000円ではありますが、観光看板を修繕するものであります。

次に、3目の観光施設費のところでは65万円の補正でありますけれども、11節の需用費65万円の補正であります。消耗品費40万5,000円とあります。これは、パークゴルフのための用具を購入して、利用者のために使用していただくための補正であります。

47ページに入ります。8款1項1目の土木総務費のところでは105万8,000円の追加であります。節のところでは13節の委託料85万8,000円とあります。これは、ガードパイプ公告業務と記載されておりますけれども、旧福地地区の国道104号線のガードパイプに南部町をPRするために委託料として計上しております。

8款2項1目の道路橋梁費のところでの補正額4,063万7,000円の補正でありますけれども、この補正は二つありまして、3,494万9,000円が除雪経費、残り道路維持経費として568万8,000円を

追加しております。節の区分につきましては、除雪経費が主なものでありますけれども、最後の15の工事請負費400万とあります。説明欄の中に道路維持工事200万、そして道路改修工事200万とあります。上の方の道路維持工事につきましては、旧南部町の大向18号線の維持工事であります。道路改修工事につきましては、側溝改修のための補正でありまして、あけぼの団地内、そして天魔平根岸線の側溝改修のために200万追加補正するものであります。

次に、9款1項2目の非常備消防費のところで1,150万4,000円の追加補正であります。11節の需用費の中で1,119万と補正あります。これは、消防団員の活動服を購入する経費でありまして、消防団員662人分、現団員分を662人分の消防団員の活動服を購入するために補正計上するものであります。

次に、10款1項2目の事務局費のところでありますが、13節のところで委託料19万とあります。これは、就学指導に係る委託料でございます。

49ページに入ります。49ページの10款2項1目の学校管理費851万7,000円の追加補正であります。この中で、13節委託料134万6,000円とあります。耐震化優先度調査と説明しております。これにつきましては、福田小学校、剣吉小学校、それから向小学校、南部小学校、計4小学校に係る耐震化優先度調査のための委託料を計上しております。次に、15節の工事請負費の525万円の追加補正であります。遊具新設工事、これは旧名川町において統合した南小学校に遊具を新設するために工事請負費を計上するものであります。

次のページの10款3項1目の学校管理費のところで317万4,000円の追加補正であります。説明のところの右の方の13節の委託料53万9,000円とあります。説明の中にもありますが、耐震化優先度調査、福地中学校1校調査するため45万を追加補正するものであります。続きまして、15節の工事請負費であります。105万円でありますけれども、グラウンド改修工事と説明しております。名川中学校のグラウンドを100メートル走路改修するために105万円を追加するものであります。

次に、2目の教育振興費のところで394万5,000円の追加であります。11節の需用費129万9,000円、消耗品と説明しておりますけれども、これは教師用指導書、あるいは指導用教材を補正計上するものであります。13節の委託料の264万6,000円の追加であります。これは名川中学校における校内LAN、コンピューターでありますけれども、保守委託をするために補正計上しております。

次に、10款4項1目の幼稚園管理費でありますけれども、317万5,000円の追加補正であります。7節の賃金312万5,000円でありますけれども、臨時職員、名川幼稚園につきましては2人分、

それから南部幼稚園につきましては1人分を臨時職員として雇用したため、追加補正するものがあります。

それから、10款5項の一番最後のところ、2目の公民館費であります。251万の補正でありますけれども、11節の需用費におきまして231万1,000円の修繕料とありますけれども、これは福地公民館、剣吉公民館、それから苜米地分館を修繕するために補正計上するものであります。

51ページに入ります。3目の社会教育施設費のところ、160万9,000円の補正でありますけれども、13節委託料で160万9,000円を追加しております。各種保守点検業務の委託料でありまして、これは名川の町民ホールに係る業務を補正計上して、保守点検するものであります。

それから、最後になりますが、52ページでありますけれども、10款7項1目の給食センター管理費の193万4,000円の追加補正であります。13節の委託料100万ちょうどの補正額であります。これは、学校給食センター建設のための基本設計業務を作成してもらうための委託料であります。各種申請のために基本設計、イメージ設計が必要なため、補正計上をするものであります。それから、28節の繰出金につきましては、学校給食センター特別会計へ財源補てんのために繰り出しするものであります。

以上が歳出の説明であります。歳入についてご説明申し上げます。38ページに入ります。戻っていただいて、38ページになります。38ページの歳入であります。1款2項1目の固定資産税で6,903万6,000円という補正額であります。この補正額は、償却資産の総務大臣配分にかかわるものであります。具体的には、独立行政法人鉄道建設運輸施設支援機構の過年度修正に係る固定資産税の補正であります。過年度と申しますと、平成15年度におきましては2,277万7,000円、16年度におきましては2,437万1,000円、17年度におきましては2,188万8,000円という過年度の修正であります。これは、本来運輸施設支援機構から旧福地村に入るべき固定償却資産を他市に交付していたため、それが発覚したため過年度にさかのぼって当町へ納付されるというものでございます。

それから、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金839万7,000円の補正額でありますけれども、これは青森県が当町に施設を有するものの固定資産等に係る償却資産等に係るものを確定額に伴い補正計上するものであります。

それから、次の8款1項1目の地方特例交付金264万3,000円ありますが、これは確定額に伴って補正するものであります。これは、恒久的減税額の4分の3を町村に交付するということでありますので、確定額を補正計上しております。

次に、38ページの最後のところになりますが、13款2項1目の民生費国庫補助金289万1,000円

の補正でありますけれども、歳出でもご説明申し上げました障害者自立支援法施行に伴う国からの補助金であります。

それから、39ページですけれども、14款2項の4目農林水産業費県補助金562万5,000円の減額補正でありますけれども、農業集落排水促進事業補助金でありまして、事業費の配分が減になるために県支出金が減額されるものであります。

それから、16款1項1目の一般寄附金であります。190万の補正であります。一般寄附金であります。これは、旧南部町に所在します特定医療法人博進会南部病院様から100万円、そして医療法人湘洋会ナンプクリニック様から90万円、計190万円を一般寄附金で受けておりますので、受領しておりますので、歳入に計上し、歳出につきましては間接的に町内会さんへのごみステーション設置のための補助金に充当しておるものでございます。

17款1項4目の介護保険特別会計繰入金1,042万1,000円の補正であります。これは介護保険特別会計の過年度の精算繰入金であります。

それから、17款2項1目の財政調整基金繰入金9,901万2,000円減額計上であります。これは、財源調整のために減額するものでありまして、減額後の財政調整基金の残高は、この補正後におきましては4億9,084万3,000円とするものであります。

4目の地域福祉基金繰入金340万円であります。これは歳出で説明申し上げましたが、社会福祉協議会への補助金が歳出化されましたので、この基金から取り崩して充当しております。

18款1項1目の繰越金であります。5,655万3,000円を追加補正し、繰越金総額を1億655万3,000円とするものであります。このことにつきましては、決算書にも出てまいりますが、17年度の実質収支額が南部町決算において2億1,355万3,000円でありました。そして、自治法によりまして基金に繰り入れた額が1億700万でありました。1億700万のうち財調基金へ5,000万、減債基金へ5,700万、これを引いたものが確定額の実際の繰越金でありまして、1億655万3,000円で、当初計上が5,000万円でありましたので、その差額分を確定して補正計上したものであります。

雑入につきましては、調整額であります。

以上、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。川守田君。

○25番（川守田稔君） 43ページをお開きください。民生費、1款19節社会福祉協議会への補助金ということなのですが、この性質上、私は反対するものではないのですけれども、以前にも申したように、本来の社会福祉協議会のもともとの機能と現在は介護保険からのサービス料云々というのを受けておる事業団体になっている部分が、いわゆる民間の業者と同じ土俵に立っている部分と公の部分に立っている部分が混在しているわけですし、そういったものは民間側の方から見れば、明らかに不公平感があるのだと思うのです。ですから、そういった部分をちゃんとそういう事業の区分をはっきりさせて、組織的に分離してからこういった補助金はおろしていくべきではないのかなと思うのですが、見解を伺います。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） この社会福祉協議会の補助金につきましては、社会福祉協議会に福祉専門員という方が配置されてございますが、その方の人件費でありまして、当初において計上すべきでありました手当とか、それから厚生費、社会保険の部分に係る人件費を計上漏れということがわかりまして今回追加したわけございまして、今まで各地区にそれぞれ1名ずつ配置されておりまして、それを引き続き社会福祉のための専門員の方の人件費を補助するということで、今回提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） そういうことを聞いているのではなくて、本来社会福祉協議会というのを組織しなくてはならなかった時期もあるわけですね。それは、ほんのささやかに始まったわけですよ。役員がいて。それが、いつの間にか福祉事業ということを抱え込みながら、その経緯も仕方なかったことはないと思うのです、私。その経緯からいけば。ですが、今のこういう現状にあって、しからばそういう、ほとんど事業団体ではないですか。それも、社会福祉にかかわる事業者が公平に受け取るべき介護保険の中から料金をいただいているという事業者ではないですか。そういったのを行政が抱え込んでおくべきではない。ましてやそういうあいまいな形態で町が補助金の支出を続けるということに問題があるのではないかと断言しているわけですね。趣旨としては、私は反対するものではないのですが、そういった組織をちゃんと整備し直してから差し上げたらいかがなものでしょうかと、そういうことを断言しているわけですね、金銭の性質

を問うているわけではないのでして、そのところをもう一回。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず、社会福祉協議会の方の地域福祉専門員と、それから介護保険事業の関係でございますが、介護保険事業の方は町から委託をして事業を行っていただいて、その報酬として介護保険の方からお金をいただいているということで、福祉専門員の方と、それから介護保険事業の方は別個に考えなければならないとは思ってございますが、その補助につきまして、19年度に向けましてどのようにあればいいかということは、これからちゃんと精査といいますか、ちゃんと見直しをしまして、これから補助の部分についてはそういうふうに見直しをして補助をしていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） 毎年社会福祉協議会に協力金みたいな形で1口1,000円という協力が来るのです。それが町内会の回覧板、組長さんのところへ来るのです。そうすると、町から言われましたから集めて歩いていますみたいな、そういう感じで皆さんから集めているわけです。ちなみに、私払っていません。私は払いません。何で払わないかという、その根拠は何なのだと。事業者である部分があるのに対して、ましてや町内会を使ってそういう金を集めて歩くというやり方は何なのだという、それは組長さんに聞いてもわかりません。わからないので、払いません、私は。ちゃんと取るのだったら、直接取りに来いとしゃべっておいてくださいと、多分伝わっていないと思うのですけれども、そういう非常にあいまいな性格があるのです、現在の社会福祉協議会というのは。私が言いたいのは、あくまで社会福祉協議会の本来の機能の部分と営業的な部分というのは分けて考えるべきであるし、そういう整理をした時点で、はっきりさせた時点で町は支出するべきではないのかという、そのことだけを言っているのですから、そのことについて教えてください。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 今年度の地域福祉の関係と、それから介護保険の方の業務を分ける

べきではないかというご指摘でございますが、それにつきましては町で補助金を出している関係は、本来町が行わなければならない福祉事業をお願いをしているための補助金であるという性格もありますので、その部分につきましてはこれからちゃんと精査をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） 確かに町が行わなければならなかった事業ではあるのですね、最初の始まりは。ですけれども、今見てください。いろんなそういうNPO法人であれ、お医者さんであれ、同じような事業を展開しているわけではないですか。それも、どこのデイサービスを受けるかというのは、個人の自由ですね。ということは、現在はもう町が担わなくてはならなかった福祉事業というのは存在しないわけですが、多分。私はしないと思っています。するのであれば、答えていただきたい。今行われている福祉サービスの中で。そういう意味から考えれば、どこの自治体の社会福祉協議会も同じ状態なのかなと考えることもあるのです。ですけれども、あいまいなままでこのまま行政が支援し続けるのはいかなものかなと。事業者であるのであれば、事業者の責任として、金銭的なところは責任を持つべきであろうし、それができない事業者であるのであれば、それは自然と消えていくという、それは世の中の常ですので、そういう思いがあるので、私は今質問しました。そのことをちょっと答えてください。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず最初に、福祉事業は本来町で行うものではないというお伺いですが、福祉事業につきましては実施主体は市町村ということになってございます。それを市町村でそれなりの人員を抱えて実施できない部分が多々ありますので、これを実施できる団体の方へ委託をします。南部町では、たまたま社会福祉協議会の方へさまざまな福祉事業を委託してございます。そういうことで、福祉の実施主体は市町村であるということをご理解いただきたいと思います。

そののはっきり区別して考えなければならないということにつきましては、先ほど来申し上げていましたとおり、これからちゃんと精査をして、考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。坂本正紀君。

○28番（坂本正紀君） 44ページの3款民生費、4目学童保育費のところですけども、この学童保育は旧福地では2カ所で実施されておりましたが、今は南部町として実施している学童保育は何カ所あるのか、そしてまた南部町全体の小学生の人数からして、学童保育の利用者は何割くらいあるのかお伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 学童保育の箇所数につきましては、南部地区が2カ所、それから名川地区が3カ所、それから福地地区が2カ所となっております。

人数につきましては、小学校1年生から3年生までで、どうしても学校が終わった後、うちに帰ってかぎっ子になると、一人っ子になるという子供さんだけを現在学童保育として預かっていますので、小学生から考えまして大体全体の1割あるかぐらいかなと思っていました。ということで、大体1割、2割……。児童数については、申しわけございませんが、今手元にございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 28番、坂本君。

○28番（坂本正紀君） 私が言いたいことは、今補正は35万9,000円ですけども、全体的に見て学童保育の経費が2,378万円ですか。やはりかぎっ子を当然世話する、面倒見るのはいいことではありますけれども、特定だけではなくて、お金というのはやはり公正を持った考え方でも見ていかないと、特定の人たちだけに負担するというのもいいことなのですけども、全体的な視野から見た場合も考えてみる必要があると思いますので、どのぐらいの児童が利用しているか、後でお知らせいただきます。

それはそれでいいとして、次は44ページ、4款8目環境衛生費、19節のごみステーション設置補助金のことですけども、先ほど課長の方の説明として町内16カ所ということですけども、私が聞くところでは、今までごみステーションのかごは町内会で準備しておったように、旧福地ではそのように記憶していますけれども、どのような形でこの町内16カ所のごみステーショ

ンの補助金が行われているのかお伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これは、旧南部町の時代に、やはり南部病院から寄附金をいただきまして、ごみ箱を設置した経緯がございます。そのやり方に基づきまして、今回も南部病院の方から寄附の申し出がございました。その申し出につきまして、町内会長会議のときに事情をお話ししてご理解をいただいております。その後、町内会の方から希望をとりまして、やりたい町内会を抜き出しております。抜き出したというよりも、町内会16申し込みがございまして、16の分を南部病院の方で補助してくださるというようなお話でしたので、希望した全区域、16町内会について、今年は補助する予定でございます。

なお、これからも病院の方では補助していきたいというようなことでございますので、この事業が終わり次第、また希望をとりまして、南部病院の方にお知らせして、また事業実施に向けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 28番、坂本君。

○28番（坂本正紀君） そうすれば、これ16カ所というのは旧南部町さんに限るということなのでしょうか。それと、今新しい南部町全体の町内から申し込みがあれば、それもだんだん実施するかどうか、ちょっとさっき聞こえなかったものですから、お伺いします。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 済みません、説明が足りず、申しわけございませんでした。

対象区域は、現在の合併した全町でございます。それで、今申し込み受けているところが福地、名川、それから南部地区それぞれの地区で申し込みを受けておりますので、希望団体、ただし町内会に対して今回は1カ所というようなことでお願いしてございますので、来年度についてもまた全町について希望をとりまして、予算化してまいりたいと考えております。

○25番（川守田稔君） わかりました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 32ページの歳入のところですけども、これ特殊な補正額ということで、7,700万という状況が町税に固定資産税として補正されておりますけれども、この新南部町の法人数、どのくらいの法人数が存在しているのでしょうか。それと、またこういうふうに特別に予定できる法人が存在しているのか、その辺ちょっと。今ではわからないと思うのですけれども、調べておいていただきたいと思います。それが1点。

それから、34ページ、清掃費、保健衛生費があるのですが、この清掃費はごみのほかに何かあるのでしょうか。ごみ関係ばかりのものなのでしょうか。例えばいろんな施設があるのですけれども、その役場庁舎とか、それから公共事業のいろんな施設とか、そういうふうなものの清掃といますか、端的に言いますとお掃除、そんな関係のものも入っているのでしょうか。どういう状況の、ここをちょっともう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 先ほどの質問であります、町税のところでの法人数は幾らかというのは、これは担当課長の方からですけれども、ただ、今のこの補正の7,700万というものは、償却資産にかかわる分を、先ほど申しました独立行政法人鉄道建設運輸施設支援機構からの6,900万何がしの補正であります。もう一つが、町内にある県分の施設の、例えば青い森鉄道とか、そういった償却に係る分の確定額を計上したのです。

それから、先ほど4款の衛生費のことについてのご質疑であります、今回の補正は先ほど申しましたとおり、44ページ以降に衛生費の補正がございまして、そこでは先ほど申しましたごみステーションの補正だとか、簡易水道事業に対する補正だとか、そういったものが今回の補正でありまして、衛生費そのものは当初予算においてはごみ処理だとか、し尿処理だとか、いろんな衛生管理にかかるものを当初予算で計上しております。今の補正は、先ほど申しました補正の中身を、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○12番（工藤幸子君） そうすると、公共施設の端的な衛生費とかお掃除とかというのは、どう

いうふうになっているか、その辺がわかりますか。例えば庁舎で年間500万だ、700万だと清掃費をかけていると思うのですけれども、そんな関係が、今の補正には関係ない。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 清掃という、今ちょっと理解したのは、庁舎の清掃、クリーニングのことですね。あれは庁舎管理費の中に入っておりますので、目的別につきましては建物ごとに、目的ごとに何款、何款の中で計上しますので、今回のこのように庁舎の清掃だとかというのは総務費の中で計上しております。当初予算で計上しておりますので、そういったことでご理解願いたいと思います。

○12番（工藤幸子君） では、当初予算で変更なしということですか、わかりました。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 先ほど法人数の町全体の数とか、それからこれから新たにできるというような数がどれくらいあるのかというご質問でしたけれども、大変申しわけございませんけれども、資料が今手元にございませんので、後ほど工藤議員の方へお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○12番（工藤幸子君） 了解。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 45ページ、6款1項3目農業振興費の中の備品購入費で有害鳥獣駆除用具とありますが、何か貸し出しもするようなさっきの説明でしたが、どのようなものなのでしょう。

それから、46ページ、7款1項3目観光施設費の需用費の中で先ほどパークゴルフ用具の購入という説明がございましたが、パークゴルフについてはきのうですか、町長が一般質問でも触れておりましたけれども、コースが設定をされてあるのでしょうか。この用具とは、どのような形

で利用されるものなのでしょうか、お伺いします。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） お答えいたします。

農業振興費の中の備品購入費25万4,000円の内訳でございますけれども、業務用備品でございますけれども、これは有害鳥獣捕獲用の備品でございます。というのは、有害鳥獣というのは農作物をまず有害にするカラスの捕獲が非常に困難だということで、猟友会の方から要望がございまして、南郷の方ではスピーカーを使って鳥のヨセコというのですか、カラスの声を流して、それで寄ってくるカラスを捕獲するというふうなことが非常に効果があるというふうなことで要望がございましたので、サクランボとかいろんな害が出ておるカラスの駆除につきまして、スピーカーを一式買いまして、それを3地区の猟友会の方に貸し出しをして捕獲してもらうというふうな内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 長根議員のパークゴルフについてのご質問にお答えします。

先般町長の方からグラウンドゴルフとパークゴルフと併用で行えないかということで計画しているということで、商工観光課としましては今現在チェリリン村にございますグラウンドゴルフ場、この中にパークゴルフのホールと、それからポールといいますか、旗、それらとホールの穴をあける器具、これらを設置したいという考えで予算要求しております。貸し出し等でスティック等は考えておりません。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） グラウンドゴルフと併用という考え方、それはそれでよろしいのですが、ただカップを切るのは、それはふだんはふたをしておけば特に問題はないのでしょうか、スタートする台とか、いろいろ取り外しが無理な面も出てくるのではないかと。そうした場合に、併用という形がどうなっていくのか、その辺までお考えでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） あくまでも練習等のための設備という考え方でありまして、スターター等に関しましてはコンパネ、その上にホームセンター等で売っているマットを当てたいと。中には、玄関用のマットでも代用できるのではないかとということが意見として出ておりましたので、それらも考慮してスターター台は正規の高台みたいな感じにはできませんけれども、簡易的なもので対応したいと考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 進めていただくことは結構なことなのですが、グラウンドゴルフ協会も新町には統合した協会がございますし、旧町村にそれぞれもともとの協会が、クラブといいますが、協会といいますが、形としては残っております。その辺との話し合いとか、調整は行っているのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 旧福地地区にはさくらの会という団体がございまして、その中のほとんどの会員がグラウンドゴルフ協会に加入しているということを伺っておりました。名川地区に関しましては、つい先月でございますけれども、パークゴルフ協会も設置しましたよというお話をいただいております。パークゴルフ協会が設立しましたという連絡を受ける前に、パークゴルフができないかという要望をした方々がございまして、その方々とは現在のグラウンドゴルフ協会との会員と愛好者との話し合いの場は持っておりました。よろしいでしょうか。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 小中学校の耐震度の調査をしたそうですが、震度何度ぐらいまで耐えられるのか、その結果をひとつお知らせください。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま耐震度と言いましたけれども、これの今の調査は耐震診断の、耐震診断というのは建設年度に応じて調査をして、優先順位を決めるための調査であります。実際に耐力度、耐震度をはかる調査ではありません。これは、一回にやるというのは予算もかかるものですから、県の方ですぐやれないのであれば、古い学校、そういう学校、それから設計図をもとにしてどのような順位で町で優先順位を決めて計画するのかという最初の調査であります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

議案第176号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後0時07分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

議案第177号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第37、議案第177号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第177号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,539万円とするものであります。

61ページをごらんください。歳出からご説明いたします。1款1項給食費、1目給食管理費、補正額3万6,000円の内訳は、11節需用費の133万4,000円は名川給食センターの設備修繕料であります。12節役務費4万円は、危険樹木剪定料です。これは、福地給食センターの分です。13節の委託料133万8,000円の減額は、福地給食センター業務委託料の契約により、当初の予算を下回ったため減額し、需用費との相殺により補正額3万6,000円としたものであります。

56ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。2款1項他会計繰入金、一般会計からの繰入金を93万4,000円とし、4款1項繰越金を89万8,000円減額し、歳出の補正のため他会計繰入金と繰越金で3万6,000円を調整したものであります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第177号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第38、議案第178号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(有谷隆君) 議案第178号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,742万7,000円とするものであります。

68ページをごらんください。初めに、歳出からご説明申し上げます。1款1項1目の管理運営費、補正前の額7,720万1,000円に補正額7万4,000円を減額する補正となっております。内訳としましては、11節需用費から59万6,000円を減額し、12節役務費に6万7,000円、13節委託料に45万5,000円を増額補正するものであります。委託料の施設管理業務の内容としましては、レジオネラ菌対策のための給湯配管、貯湯タンクの洗浄業務委託となっております。

次に、67ページをごらんください。歳入からご説明申し上げます。5款1項1目の繰越金、補正前の額10万から7万4,000円を減額する補正となっております。前年度の繰り越しを減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第178号は原案のとおり可決されました。

議案第179号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第39、議案第179号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 69ページです。議案第179号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出それぞれに1億3,863万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億2,093万7,000円とするものでございます。

歳出の方から説明いたします。75ページです。お願いします。第1款総務費でございますが、1項2目の連合会負担金でございます。これは、連合会の方の額が確定したことにより、追加で64万7,000円を負担金として計上するものでございます。

次に、第5款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金でございますが、17年度の精査が終わりましたので、国、県から1,126万1,000円ずつが交付金として入ってきますので、補正額2,391万7,000円を減額するものでございます。

次の3目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは高額医療の方は70万円以上の

高額ということでございますが、これは新たに小さいといいますか、小規模保険事業者の財政の安定を図るために創設された事業でございます。県内の保険事業者の保険料、これの平準化を図るのが目的の事業でございます。連合会の方から１億１,６１１万７,０００円が入ってきます。それで、一般財源を合わせまして１億５,７８３万９,０００円を補正するものでございます。

次に、９款諸支出金でございます。１項償還金及び還付加算金でございますが、保険税の還付が２５０万円でございます。それから、事業確定したことにより、補助金等の返還ということで１５１万でございます。

次に、７４ページをお願いいたします。歳入の方ですが、第３款国庫支出金、国庫負担金、２目高額医療費共同事業負担金でございますが、国の方から１,１２６万１,０００円の負担金でございます。

第５款県支出金、２項県負担金の１目高額医療費共同事業負担金として、同じく１,１２６万１,０００円でございます。

次に、第６款共同事業交付金でございますが、新しくできました２目保険財政共同安定化事業交付金として、連合会から１億１,６１１万７,０００円が入ってくるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１７９号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第40、議案第180号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第180号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,049万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,769万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについてご説明いたします。85ページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は72万6,000円の追加でございまして、地域密着型サービス運営委員会委員報酬及び職員の人件費でございます。

第2款保険給付費、第1項保険給付費、1目介護サービス等諸費は1,006万3,000円の追加、居宅介護サービスの給付見込み増によるものでございます。3目高額介護サービス等諸費は500万円追加、給付見込み増による追加でございます。

86ページをお願いいたします。第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業、任意事業費、2目任意事業費は同じ4款の地域支援事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費からの支出科目の変更による追加でございます。

次に、第7款諸支出金、第1項返還金及び還付加算金、2目償還金は2,102万6,000円の追加、国、県への返還金でございます。

同じく第7款第2項繰出金、1目一般会計繰出金は1,042万1,000円の追加で、平成17年度決算による一般会計の方への返還分でございます。

第8款予備費、1目予備費に1,218万5,000円を追加してございます。

次に、歳入についてご説明いたします。83ページをお願いいたします。第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、4目地域支援事業交付金は38万2,000円の追加で国庫負担分でございます。

第4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分は644万7,000円の追加で平成17年度精算によるものでございます。

第5款県支出金、第4項県補助金、2目地域支援事業交付金は19万1,000円の追加、県の負担

分でございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金は85万2,000円の追加でございます。職員給与費と事務費繰入金でございます。4目地域支援事業交付金は19万1,000円の追加、町負担分でございます。

第10款繰越金は5,242万8,000円、前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第180号は原案のとおり可決されました。

議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第41、議案第181号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第181号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補

正予算（第２号）についてご説明いたします。

第１条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,279万1,000円とするものでございます。

補正内容ですけれども、県と実施協議し、事業内容を精査したことによる各節への組み替えでございます。

95ページへ移動してください。歳出でございます。95ページです。22節補償補てん及び賠償金とありますけれども、これが740万の減額となっております。これが水道企業団の方と水道の移設について立ち会いしたところ、移設が必要ないというところで、これを組み替えしてございます。各節に割り振って、事業促進を図るものでございます。それから、27節の公課費でございまして、これは平成17年度12月末の修正申告の消費税の8,000円でございます。

94ページへお戻りください。歳入でございます。諸収入、雑入8,000円でございます。これは、平成17年度確定申告による１月から３月分の還付金の8,000円でございます。先ほどの歳出の8,000円とは年度が異なるものでございます。たまたま金額が同額になったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第181号は原案のとおり可決されました。

議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第42、議案第182号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第182号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,860万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,440万3,000円とするものでございます。

内容は、県の事業費の配分の変更による補正でございます。

99ページをお願いいたします。99ページ、これは地方債の補正についてでございますけれども、これは起債の充当率が変更になってございます。95%から100%になったことによる限度額の補正でございます。

103ページへお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款1項2目の施設管理費でございます。これは、下名久井地区及び苫米地地区の処理施設機械整備の修繕料の補正でございます。修繕費として130万円、それから公課費として確定申告により消費税の公課費を90万円補正してございます。

それから、2款1項1目施設建設費でございます。これは、施設建設費として7,080万円の減額としております。内容は、旅費について、これは電気機械の製品検査のための旅費でございます。それから、負担金補助及び交付金でございますけれども、この負担金というのは水道加入金、福田処理場ができることによって、新しく水道に加入する加入金となってございます。あとは、減額補正でございます。

それから、102ページへお戻りください。歳入についてご説明いたします。これは、先ほど申しましたとおり事業費の変更による補正でございます。上名久井地区と福田地区の増減額による補正でございます。県支出金でございます。3,787万5,000円の補助金の減額となっております。これは、50%補助でございます。

それから、繰入金でございますけれども、町債及び諸収入の増と事業費減額による繰入金の減額としてございます。

5 款の諸収入でございます。雑入として旧名川と旧福地の12月期までの消費税確定申告分還付金による増でございます。それから、もう一つ、工事契約解除違約金として前中村創業と解約したのがございまして、この違約金も含まれてございます。

それから、町債でございますけれども、これも配分額の変更によりまして町債を補正したものでございます。それから、先ほど申しましたように、起債充当率が100%に変更したために、95%から100%まで5%分の補正額を計上してございます。

それから、7 款の繰越金でございます。これは、前年度の繰越金をそのまま受け継いで計上してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第182号は原案のとおり可決されました。

議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第43、議案第183号、平成18年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第183号、平成18年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

これは、場所は南部地区の二又地区でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ616万1,000円とするものでございます。

この補正内容でございますけれども、平成18年度予算においてろ過装置、クリプト対策として借上料として計上しておりましたが、これが県との事業精査によりまして、補助事業が対象になるということでございましたので、補助事業対象にして事業費を見直したものでございます。事業の見直しによりまして、町の持ち出しが860万円ほど減額になるものでございます。

110ページにお進みください。歳出よりご説明いたします。消耗品ですけれども、水質の検査用品代7万3,000円でございます。それから、修繕料でございます。これは漏水補修及び滅菌器の補修費として計上してございます。10万円でございます。それから、12節役務費でございますけれども、通信運搬費として、これはろ過施設がなくなったことによる9万1,000円の減額でございます。それから、13節の委託料でございます。これは、変更認可をとらなければ、そのクリプトの事業に取りかかれないということで、変更許可作成業務として、当初計上していなかったものでございますから、500万円を計上したものでございます。あと、使用料については、これもクリプト対策として計上していた借上料を、なくなったものですから、それを減額補正したものでございます。

109ページへお戻りください。歳入でございます。一般会計からの繰入金として198万1,000円を繰り入れしてございます。

それから、繰越金といたしまして前年度決算額繰越金によりまして17万3,000円を繰越金として計上してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第183号は原案のとおり可決されました。

議案第184号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第44、議案第184号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第184号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,314万3,000円を追加し、予算総額を30億5,871万8,000円とするものでございます。

今回の予算補正の理由でございますが、2点ございます。一つは、前年度からの繰越金の確定に伴うもの、もう一つは市場のトイレの改修に伴うものでございます。

116ページをお願いします。歳入についてですけれども、前年度からの繰越金を当初243万9,000円と見込んでおりましたが、繰越金の確定に伴い1,314万3,000円を追加し、1,558万2,000円とするものでございます。

117ページをお願いします。歳出についてですが、トイレの改修工事を実施したいので、13節の委託料と15節の工事請負費合わせて226万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

予備費の補正は、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 市場も建ててから20年以上たっていたと思います。大分古くなってきて、合併前には屋根の雨漏りを修理いたしましたし、これからはいろいろな修理費がかかってくるのではないかなと、こうも思っているところですが、しかしトイレの改修、よく町長が決断してくれたなと、こう思っておるところでございます。今までは金がない、金がないという答弁ばかり聞いてきたのですが、やはりやるべきところはやっていただかないと困るなと、こうも思っておりますので、本当にありがとうございます。私も時々あの市場に行って利用している方ですので、大分古くなってきたなとは感じておりました。また、今年度も5カ月経過したわけですが、販売状況はどうなっているのか、その辺も例年と比べて、ひとつお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 最初にトイレの改修ですが、改修工事といいましても、別に壊れて改修するものではございません。説明不足で申しわけございませんでした。今回改修するに至った経緯でございますけれども、6月16日に町営市場で町長と語る会が開催されました。そのときに、ぜひ洋式の水洗トイレに改修してもらいたいという出席者からの強い要望がございました。それで改修するものではございますけれども、今現在卸売場の市場のトイレというのは、男女五つずつございます。そのうちの二つずつを洋式の水洗トイレに改修するという計画でございます。

それから、もう一つの今年度の販売状況等についてでございます。結論から申しますと、これまで経験したことないくらい大変厳しい状態になっております。4月から8月までの5カ月間の総売り上げ、総額で約8億1,600万円になってございます。去年の8月末、1年前ですけれども、9億400万でございました。率にして9.7%、額にして約8,800万円の減少になってございます。減になった主なる理由でございますけれども、一番の理由は梅の安値でございます。去年は、1年間でおよそ2億円の売り上げがございました。今年度は1億円しかございません。その差額が一番大きな理由でございます。

次に、過去5年間の販売状況と比較してみますと、過去5年間の売り上げ額というのは、平均

でございますけれども、10億9,500万円、およそ11億円ございました。今年度は、先ほど申しましたように、8億1,600万ということですから、率にしますと25%ほど、額にしましておよそ3億、2億7,900万円ほどの大変な落ち込みになっています。

その5年間の平均との比較で、落ち込んでいると思われる理由について述べてみたいと思います。一つは、出荷量の減少です。やっぱり5%から10%減少になってございます。それから、生産者が直接販売する産直施設などあるわけですが、それらの取扱量が近年どんどんふえてきて、その分市場に回ってきていないというのが一つあると思います。それから、契約栽培あるいは量販店等の直接買い付けといったことも考えられます。そういった農産物の流通形態の多様化というものが一つ挙げることができると思います。それから、もう一つは、ナガイモ、ニンニクなどのように、極端な落ち込みになっていますので、それらによって価格が減っているということです。先ほど最初に申しましたとおり、大変な落ち込みになって、対応に現在大変苦慮しているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 売り上げが大変伸び悩んでいると、こういう説明ですが、これからまた収穫に入るわけですが、リンゴの値がどうなっていくのかまだわかりませんが、とにかく精いっぱい努力して、生産者にもいいように、市場にもいいように、ひとつ精いっぱい努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 累積赤字の解消という、そういう状況がこの中に入っていますでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 市場特別会計は単年度決算でございまして、累積の赤字という計算は

しておりませんので。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） 先ほどの伊達議員の質問に関連して、ちょっと気になることがあるので、お伺いします。

以前八戸の大手の市場の方とお話ししたときに、あと5年、10年たったら、果たしてここら辺の農家の人、生産者はどれだけ残るものだと。結局彼らもそういうなりわいですから、地物を集めるという感覚と、全国から集めるという感覚も両方を考えているわけなのですが、南部市場の場合となりますと、この辺のものだけということになりますよね。そういったときに、そうすると5年後、今は何とかやっている、高齢化している農家のあれがさらに5年後、10年後ということになると、どれだけの生産能力が残っているのかなというのをまじめに考えているのだそうです。それでちょっと気になるのですが、落ち込みが、売り上げのどうのこうのという金額の問題は、梅の値段もそうなのでしょうけれども、結局生産者の生産年齢というか、生産能力の方の構造的な問題なのではないのかなという気がして、前から、その話を伺ってからそういうことを考えていたものですが、そうなのであれば、多分5年後と言わず、3年後とか、そういったスパンでもって対策を講じるとか、農業立町の町をうたうのであれば、それぐらいのことは、町の生産能力の反映として南部市場があるとすれば、そういった物の見方ができるのかなと考えましたが、そういったことはどう考えているのか。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 農家の落ち込みがどんどんという話がありましたけれども、5年間ごとに農林業センサスが行われております。かつて私も農林商工の方に在籍したことがありまして、その当時のものを見たら、5年間で1割程度ずつ農家が減少になっております。私ども一番心配しているのが生産力の低下でございます。今市場の価格で求められているのは、やっぱりよい品物。極端な言い方をすれば、6,000円の梅があって、300円の梅があるのです。同じ日にそういう取引になります。それから、今盛んに出ているリンゴのつがるなんかもそうです。よいものは4,500円くらいします。安いのだと300円です。ですから、生産量もさることながら、よいも

のを生産するように、農林課などと連携をとりながら、市場でもそういう情報発信、荷受けの際とか、そういうときに農家の方々にこういうものはこうです、こうですという情報をできるだけ詳細にお伝えするようにしながら、町長から言われていることは、価格というのは、これは時の相場でしょうがないのだと、荷物を集めなさいということを常に言われています。それで、私たちも職員一丸となって、いかにして荷物を集められるか。先ほど議員から地場ものということですので、うちの方は確かに地方市場ですので、主たるものは地場ものです。ただ、一部下りものも扱っています。これは、八戸市場から経由して入ってきますけれども、メロンとか、そういったものですが、桃とか、そういうこの辺にないものを、その時期、時期に仲買人の方々の要望に応じまして下りものも若干取り扱っているという現状でございます。

説明になったかどうか分かりませんが、そういう状況でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ナガイモとニンニクの出荷量が低下しているという話でしたけれども、ニンニク、例えばふくちホワイト六片のようなニンニクを出荷するにしても、非常に生産するだけではなくて、商品化するのに手数料がかかるということで、生産地で減少状況にあるのではないかなと思っているのですけれども、その辺、他町村では機械を導入したりして生産を拡大しているわけですが、南部町ではその辺までは考えていないという、そういう状況でしょうか。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） ナガイモ、ニンニクについてのお尋ねでございますけれども、最初にナガイモの方から。ナガイモは、安値になりまして、二、三年この傾向が続いて、出荷量というのはさしたる変化はないのですが、安値でやっぱり下がっていると。17年、18年といいますが、4月、8月の5カ月間の比較でございますけれども、ナガイモの場合は販売額で見ますと400万ふえているのです、その4カ月間で。単価的には安いのですけれども、出荷量が若干こうなっているということです。

それから、ニンニクでございますけれども、ニンニクは350万円ほど、同じ時期の比較で減っています。その理由でございますけれども、かつてニンニクは芽どめの薬と、芽が動かないような薬がありまして、それが使われておりました。ところが、ここ数年芽どめの薬を散布すれば発

がん性の疑いがあるということで禁止になりました。それで、農家の方々はどういうふうになったかといいますと、農協の冷蔵庫に主にストックするようになりました。農協の方では、系統出荷の方に回りますので、市場の方に余り出回ってこないというのが現状でございます。ただ、うちの方の強みは、翌日決済でお金が支払われます。きょう上場してもらいますと、あしたお金が払われます。それがいいのだと考えている農家の方もありまして、うちの方に回してくれる、ずっと継続して出荷しているという、そういう方々もございます。何とかそういう方々をふやして、もっともっと出荷してもらうように田子の方、倉石、新郷、そっちの方まで職員が出かけて、出荷を促しているという状況でございます。

以上です。

○12番（工藤幸子君） 了解。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第184号は原案のとおり可決されました。

議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第45、議案第185号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計

補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） それでは、議案第185号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

第１条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億9,663万1,000円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。123ページをごらんください。６款繰越金でございますが、平成17年度の決算を精査した結果、398万1,000円の繰越額が生じたので、調整額の324万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。124ページをごらんいただきます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の補正額については、396万9,000円を増額補正し、一般管理費の総額を２億7,587万7,000円とするものです。内訳につきましては、３節職員手当等は児童手当の法改正に伴う措置で35万円の増額補正するものです。15節工事請負費につきましては、361万9,000円の補正をお願いするもので、内容につきましては浴場のろ過タンク設備について、腐食状況が進行しており、再三修繕を施してきましたが、これ以上修理で対応するには非常に難しい状況にあることから、今回交換工事をお願いするものでございます。

３款予備費、１目予備費でございますが、財源調整のため72万円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第185号は原案のとおり可決されました。

.....

散会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で本日の本会議の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議終了後、引き続き決算特別委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

また、来る9月14日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午後1時49分)

第 5 回南部町議会定例会

議事日程（第 5 号）

平成18年 9 月14日（木）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|---|
| 第 1 | 議案第142号 | 平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 2 | 議案第143号 | 平成17年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 3 | 議案第144号 | 平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 議案第145号 | 平成17年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 議案第146号 | 平成17年度南部町共同墓地公園特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 議案第147号 | 平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 議案第148号 | 平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第149号 | 平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第150号 | 平成17年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 議案第151号 | 平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について |
| 第 11 | 議案第152号 | 平成17年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 12 | 議案第153号 | 平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 13 | 議案第154号 | 平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 14 | 議案第155号 | 平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 議案第156号 | 平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 16 | 議案第157号 | 平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 17 | 議案第158号 | 平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 18 | 議案第159号 | 平成17年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 19 | 議案第160号 | 平成17年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 20 | 議案第161号 | 平成17年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 21 | 議案第162号 | 平成17年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |

- 第 22 議案第163号 平成17年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 南部町農業委員会委員の推薦について
- 第 24 請願第 1 号 ふくちジャックドセンターに関する請願書
- 第 25 陳情第 4 号 町道相内103号線の拡幅改良舗装整備についての陳情書
- 第 26 陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情書
- 第 27 発議第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書案
- 第 28 総務企画常任委員会報告
- 第 29 農林商工常任委員会報告
- 第 30 教育民生常任委員会報告
- 第 31 建設常任委員会報告
- 追加第 1 報告第28号 平成17年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 追加第 2 議案第186号 八戸圏域水道企業団規約の変更について
- 追加第 3 議案第187号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（38名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立 花 寛 子 君	22番	大久保 俊 和 君

24番 滝田米作君
 26番 佐々木金嘉君
 28番 坂本正紀君
 31番 相田耕作君
 33番 沼畑繁君
 35番 佐々木元作君
 37番 金沢和夫君
 40番 宮野正君
 42番 野田清八君

25番 川守田稔君
 27番 工藤久夫君
 30番 河端幸蔵君
 32番 山口博个君
 34番 小笠原義弘君
 36番 伊達一夫君
 39番 東寿一君
 41番 西塚芳弥君
 43番 佐々木由治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤祐直君	助 役	赤石武城君
収入役兼掌助役	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	西塚友雄君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	川井和男君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	出納室長	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君
市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君
教育委員長	赤平實君	教 育 長	角濱清輝君
学務課長	佐々木秀雄君	社会教育課長	工藤光行君
選挙管理委員会委員長職務代理者	谷内弘司君	農業委員会会長	沼畑俊一君
農業委員会事務局長	後村森夫君	代表監査委員	松本陽一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中野 雅司 主 幹 板垣 悦子
主 査 岩間 孝幸

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。定足数に達しておりますので、これより第5回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議案第142号から議案第163号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第142号から日程第22、議案163号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第142号から日程第22、議案第163号までの平成17年度南部町各会計歳入歳出決算認定について、議案22件を一括議題といたします。この議案22件については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。委員長、山口博个君の登壇を求めます。山口君。

（決算特別委員会委員長 山口博个君 登壇）

○決算特別委員会委員長（山口博个君） おはようございます。決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第142号から議案第163号までの平成17年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案22件につきましては、9月6日、7日に開催の本委員会におきまして慎重に審査した結果、全議案が原案のとおり認定されました

ことをご報告いたします。

以上。

○議長(工藤久夫君) 決算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審議結果は、議案第142号から議案第163号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論はありますか。20番、立花寛子君。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 議案第142号、2005年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

財政問題を考えるとき、財政指標の数字だけにとらわれてもいけませんし、財政指標の数が高いからといってすべてだめとも言えません。当町の示している数字が他町村と比較してどの辺に位置しているか、またその数字の内容が何をあらわしているのか、分析に力を入れなければなりません。地方財政危機を宣伝する余り、切実な住民要求を抑え込む結果にならないように注意する必要があります。現在の財政状況は、合併したとはいえ、正確な決算は示されておりません。財政危機を乗り切るには合併しかないと言って合併した現在の財政状況をしっかりつかみ、不要不急の項目の見直し、不用額の洗い出し、建設費用の単価の適正化などを確認し、必要に応じ、起債も活用して、若者の定住を図るため子育て支援に力を入れる予算編成にしてゆくことが求められております。以上の理由を述べ、反対討論いたします。

議案第147号、2005年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。国保は、国民皆保険という考え方のもとで、他の公的医療保険に入っていない国民はすべて加入しなければならない強制加入の国の制度です。ところが、余りに高い保険料のために納められなくなった住民に対して、事実上、制度からの締め出しにも等しいやり方が強行されております。社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とするとの原則に立つなら資格証明書、短期保険証の交付をやめ、正規の保険証を発行すべきです。その上で、十分な納付相談を行うべきではないでしょうか。全国的に保険税の減免が行われています。法定減額制度のほかに、申請減免の制度があります。首長の権限で、国保税の引き下げができます。ぜひ実施していただき、国保加入者の負担を軽減することを求め、反対討論いたします。

議案第148号、2005年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。老人医療費の有料化を実施するため、公的医療制度の抜本的改悪の突破口として老人保健法が

くられました。75歳以上の高齢者を対象とした医療制度の創設は、全員からの保険料徴収と年金からの天引き、支払えない人への保険証の取り上げなどの導入を計画しています。高齢者の長期入院患者からの食費、居住費の自己負担化や療養病床の6割削減は患者を病院から締め出すものです。最も医療を求めている高齢者に負担を押しつけ、保険証1枚でどんな病気でもだれでも安心して医療機関にかかることのできる公的保険制度の土台を壊すことは絶対に許されません。主に政府の医療制度改革に反対していることを表明し、医療を破壊する法案は廃案にするしかないことを表明し、反対討論といたします。

議案第149号、2005年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。保険料の負担に苦しみ、申請で取り残され、認定で1割が排除され、サービス利用で2割が利用せず、利用者も平均で5割以下の利用で我慢し、支給限度額があるために十分サービスを受けられないという実態が全国的に存在しています。必要なとき、必要な介護が受けられるという社会保険本来の機能から見てもほど遠いというのが介護保険の現実ではないでしょうか。こうした現状から、利用料や保険料を減免する自治体がふえてきております。介護心中や介護殺人と思われる事件も後を絶ちません。医療保険の負担に反対する悲鳴もかつてなく大きなものになっております。国が制度として住民税非課税者の保険料、利用料に対し、免除、軽減する措置を確立することは最小限の課題ではありますが、町独自の施策を用意すべきです。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。最初に、議案第142号、平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第142号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第143号、平成17年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第146号、平成17年度南部町共同墓地公園特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第143号から議案第146号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第147号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第149号、平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第147号から議案第149号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第150号、平成17年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第163号、平成17年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの14件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第150号から議案第163号は原案のとおり認定されました。

南部町農業委員会委員の推薦について

○議長(工藤久夫君) 日程第23、南部町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名

推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、小職議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、小職から指名することに決しました。

これより指名いたしますが、本件につきましては議会推薦の農業委員は3人とし、議会議員からは18番、馬場又彦君、42番、野田清八君を指名したいと思います。

よって、地方自治法第117条の規定により馬場又彦君、野田清八君は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

(18番 馬場又彦君 退席)

(42番 野田清八君 退席)

○議長(工藤久夫君) お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は3人とし、南部町大字沖田面上村14番地、馬場又彦君、南部町大字平字野場4番地、野田清八君、南部町大字苫米地字大在家14番地、苫米地春美氏を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員には馬場又彦君、野田清八君、苫米地春美氏を推薦することに決しました。

ここで馬場又彦君、野田清八君の着席を求めます。

(18番 馬場又彦君 着席)

(42番 野田清八君 着席)

請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第24、請願第１号、ふくちジャックドセンターに関する請願書を議題といたします。本件は、農林商工常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂本正紀君。

（農林商工常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○農林商工常任委員会委員長（坂本正紀君） 農林商工常任委員会の請願審査結果を報告いたします。

去る９月１日の本会議において、本委員会に付託されました請願第１号、ふくちジャックドセンターに関する請願書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、お手元に配付しております請願審査報告書のとおり、農業観光振興のため必要であると認め、採択となりましたので、ご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 農林商工常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第１号は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第25、陳情第４号、町道相内103号線の拡幅改良舗装整備についての陳情書を議題といたします。本件は、建設常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。佐々木幹夫君。

（建設常任委員会委員長 佐々木幹夫君 登壇）

○建設常任委員会委員長（佐々木幹夫君） 建設常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

去る９月１日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第４号、町道相内103号線の拡幅改良舗装整備についての陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、お手元に配付してあります陳情審査報告書のとおり、道幅が狭く、緊急車両等が通れないため、拡幅改良が必要であると認め、全会一致で採択となりましたので、ご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第４号は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

陳情第５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第26、陳情第５号、義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。本件は、教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。山口博个君。

（教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（山口博个君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

去る９月１日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第５号、義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、お手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、教育水準を維持、向上をさせるために必要であると認め、採択となりましたので、ご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第27、発議第14号、義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書案を議題といたします。本案提出者の説明を求めます。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） 発議第14号、義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書案について提案理由の説明をいたします。

この意見書は、義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情書が本定例会で採択されましたので、関係大臣に送付するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

教育費予算は未来への先行投資であり、子どもたちが生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところであります。

これまでその根幹を成してきた義務教育費国庫負担金は、今年度から2分の1から3分の1に変更され、財政難を抱える地方自治体にとっては、地方交付税に依存する度合いが高まることになりました。地方財政を圧迫させることなく全国的な教育水準を確保するためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではありませんし、教育の機会均等を保障するためにも義務教育費国庫負担制度を堅持することは今こそ重要であります。

また、現在多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施されており、具体的な教育効果に結びつくことが期待されています。しかしながら、日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べてもまだまだ脆弱と言わざるを得ません。

このような状況を改善するためには、すみやかに教職員の定数改善を実施し、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保することが必要であります。

以上の観点から、下記の事項について特段のご理解をいただきますよう、地方自治第99条の規定により意見書を提出いたします。

- 1．教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

２．義務制第８次・高校第７次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な人員・人材を確保すること。

平成18年９月14日。提出者、南部町議会議員、山口博介。賛成者、南部町議会議員、伊達一夫、同じく、夏坂清蔵、同じく、長根和夫、同じく、工藤幸子、同じく、工藤和夫、同じく、相田耕作、同じく、小笠原義弘、同じく、佐々木元作、同じく、宮野正。

以上で意見書案の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

総務企画常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第28、総務企画常任委員会の報告を求めます。委員長、金沢和夫君の登壇を求めます。金沢君。

（総務企画常任委員会委員長 金沢和夫君 登壇）

○総務企画常任委員会委員長（金沢和夫君） 総務企画常任委員会所管事務調査の報告をいたし

ます。

当委員会は、去る6月29日、旧公共建造物と遊休用地の現状調査を実施いたしました。調査時点で、使用されていない町所有の土地、建物は44件ありましたが、その中から旧町営住宅、統廃合で廃校となった小中学校、保育所など、12カ所を選定し、視察をいたしました。

委員会の意見、要望を申し上げます。現在使用していない町所有の土地、建物については、既存の建物のまま利用できる施設は少なく、現状の維持管理、多額の撤去費用、今後の活用方法など、多くの問題があると思います。積極的に取り組む必要があります。特に統廃合による学校の跡地については、町としましてもすぐに対応は難しいと思いますが、総合振興計画と土地利用計画を策定するとのことでありましたので、計画的に進めていただきたい。また、土地利用の検討委員会を立ち上げて、土地の売却代替や地域での有効活用など、地域住民の意見を聞きながら取り組むことも必要ではないかと考えます。今後このまま放置しておくことは、景観を損ねることもありますので、速やかに対応していただくことを町当局に要望をしまして、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

総務企画常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員会の報告は承認することに決しました。

農林商工常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第29、農林商工常任委員会の報告を求めます。委員長、坂本正紀君

の登壇を求めます。坂本君。

（農林商工常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○農林商工常任委員会委員長（坂本正紀君） 農林商工常任委員会の報告をいたします。

最初に、所管事務調査の報告をいたします。当委員会は、去る7月3日に農林課主要事業の現況調査を実施いたしました。調査は、5項目を選定し、1、福地ホワイト六片種、新たな振興について、2、高橋、片岸地区圃場整備事業、3、上名久井畑地帯総合整備事業、4、果樹振興支援事業、若本観光さくらんぼ園、5、林道長谷線舗装事業、以上5項目をそれぞれ巡回して現地視察いたしました。

委員会の意見、要望は、報告書に記載のとおりでございますので、詳細はごらんいただいて、総括意見を申し上げます。現地を視察して感じたことは、当町の基幹産業である農業基盤の安定を図るためにもぜひグリーンツーリズム事業を積極的に推進していただきたいと思います。合併しても町の財政は厳しい状況下にあると思いますが、四季折々の豊富な自然の恵みを生かし、達者村や福地ホワイト六片種を広域的にPRして日本一の農業観光の町づくりを目指して頑張ってくださいことを切望し、所管事務調査の報告を終わります。

次に、視察研修の報告をいたします。去る7月19日から7月21日までの2泊3日の日程で建設常任委員会と合同で視察研修を行いました。19日は、岩手県紫波町の中山間地域直接支払制度の実施状況について視察研修を行いました。紫波町は、水稻、果樹、野菜、花、畜産物と他品目の農産物を生産している農業の盛んな町で、中山間地域等直接支払制度を積極的に取り組んでいました。平成17年度に岩手県中山間地域モデル賞を受賞した水持集落の代表者から協定集落の組織体制整備に際して工夫した点や組織体制の特徴について、また農道、水路等の共同草刈りなど、協定に基づく共同取り組み活動の特徴と成果について説明を受け、当町の事業取り組みとの違いや今後の課題等について意見交換をし、水持集落の現地視察を行いました。

21日は、岩手県北上市にある県立農業ふれあい公園農業科学博物館を見学いたしました。岩手の風土を背景にはぐくまれてきた農業の歴史や昔の農作業の様子、人々の暮らしなど、岩手農業の現状を研修してまいりました。

以上で農林商工常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 農林商工常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

農林商工常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、農林商工常任委員会の報告は承認することに決しました。

教育民生常任委員会報告

○議長(工藤久夫君) 日程第30、教育民生常任委員会の報告を求めます。委員長、山口博个君の登壇を求めます。山口君。

(教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇)

○教育民生常任委員会委員長(山口博个君) 教育民生常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

当委員会は、去る7月10日に農業集落排水、公共下水道事業の現状調査と平良ヶ崎城跡の発掘現地調査及び国史跡指定聖寿寺館跡土地公有化事業調査を実施いたしました。

最初に、農業集落排水、公共下水道事業について報告いたします。現地調査は、環境衛生課から説明を受けて、苫米地地区農業集落廃水処理場の運転状況、上名久井地区農業集落廃水処理場建設現場、公共下水道南部浄化センター建設予定地の3カ所を視察いたしました。

委員会の意見、要望を申し上げます。既に供用開始している苫米地、片岸、下名久井地区の農業集落排水事業については、当初の計画で予定した加入率を達成するために加入促進を図っていただきたい。今後予定されている福田、上名久井地区の農業集落排水事業と南部地区の公共下水道事業については厳しい財政の中での事業であることから、加入促進はもちろんのこと整備後も事業の成果、結果を的確に把握して、将来は町内全域にわたって整備に取り組んでいただきたい。

次に、平良ヶ崎城跡の発掘現地調査及び国史跡指定聖寿寺館跡土地公有化事業調査について報

告いたします。調査は、社会教育課から説明を受けた後、それぞれの現地を調査いたしました。旧南部中学校舎跡地にある平良ヶ崎城跡は、奥州の中世期を解明する上でも非常に重要な城館であることから、平成17年から3年計画で発掘を行っており、調査当日は猛暑にもかかわらず、一生懸命発掘作業を行っておりました。平成16年9月に国史跡指定となった聖寿寺館跡は、単に城館の現状保存にとどまらず、文化財としての価値を高め、理解を深め、地域住民がより親しみ、活用できる史跡公園としても整備が進められるとのことでもあります。土地公有化事業に当たっては、地権者の理解と協力、そして町当局の取り組みに対する努力に敬意を表するとともに、できるだけ早期の完成を望むものであります。完成の暁には、平泉に負けることのないくらいの日本を代表する貴重な文化遺産になることを切望いたします。そして、議員全員が意識を高めるためにも町名の由来を物語る南部藩発祥の地について勉強する機会を与えていただくことを町当局に要望しまして、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

教育民生常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会の報告は承認することに決しました。

建設常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第31、建設常任委員会の報告を求めます。委員長、佐々木幹夫君の登壇を求めます。佐々木君。

（建設常任委員会委員長 佐々木幹夫君 登壇）

○建設常任委員会委員長（佐々木幹夫君） 建設常任委員会の報告をいたします。

最初に、所管事務調査２件について報告をいたします。一つは、去る６月19日に行いました町営住宅の現状調査についてであります。既存の町営住宅、今後建設予定地、分譲予定地、合わせて18カ所を建設課の説明を受けながら現地視察しました。

委員会の意見、要望は、報告書に記載のとおりでございますので、詳細はごらんいただいて、総括意見を申し上げます。今後建設予定の住宅については、入居者からアンケートをとり、住宅マスタープランに意見、要望を反映させていただきたいと思います。住宅使用料については、滞納者が年々ふえている状況であります。善良な入居者との不均衡を生じないためにも滞納整理に努力をしていただくことを切に要望いたします。住宅周辺の環境整備については、周辺の田畑に物が投げ捨てられているところや道路に雑草が生え茂ったままのところも見受けられるので、注意を促して環境整備をしていただきたいと思います。町営住宅の現状調査については、以上でございます。

次に、７月31日に行いました建設課関係主要事業の現状調査について報告いたします。本年度の建設課主要事業の中から福地地区はあかね団地内道路舗装改修工事ほか４カ所、名川地区は青鹿長根飛鳥線道路改修工事ほか２カ所、南部地区は沖田面62号線道路維持工事ほか３カ所を建設課の説明を受けながら現地視察いたしました。

委員会の意見、要望は、報告書に記載のとおりでございますので、詳細はごらんいただいて、総括意見を申し述べます。今年度の建設課関係の主要事業は、ほとんどが継続事業で取り組みは順調に進んでいますが、４点ほど町当局に要望を申し上げます。

一つ、工事発注は、地域活性化のためにできるだけ地域の業者を選定していただきたい。

二つ、道路舗装工事は、コンクリート舗装の利点も踏まえながら、交通量、地盤などの道路事情に合わせてアスファルトとコンクリートの使い分けを検討していただきたい。

三つ、一部の工事現場で工事請負金額が表示されているが、町民へ情報公開するためにもすべての工事に表示をしていただきたい。

四つ、今後は道路改良工事だけでなく、道路維持管理、穴埋め、除草等でございますが、ふえると予想されます。特に道路の除草については、主要道路は町で対応すると思いますが、地域で対応できる道路は町民の協力を得ながら経費の一部でも助成して、今後取り組む必要があると思います。以上のことを要望いたしまして、所管事務の報告を終わります。

次に、視察研修の報告をいたします。去る７月19日から21日までの２泊３日の日程で、農林商

工常任委員会と合同で視察研修を行いました。本委員会は、20日に福島県三春町の街なみ環境整備事業と公営住宅整備事業について視察研修を行いました。街なみ環境整備事業につきましては、三春町固有の空間を創出している裏道、参道、街路の修景整備を行い、歴史観を創出した道路整備を進めることによって、県道、国道整備もその環境にふさわしい演出がされて、国、県、町が一体となった整備が進められていると感じました。公営住宅整備事業につきましては、基本的な住宅形態を備え、衣食住にわたる近年の変化や高齢者の対応を受けとめる住宅づくりを進めております。福祉サービスが整った高齢者向け住宅を視察いたしました。

以上で建設常任委員会の報告を終わりますが、先ほど言ったとおり、町が基本的に一生懸命やれば、県でも国でもそれについてくるというような感じを受けた研修でありました。以上で報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

建設常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、建設常任委員会の報告は承認することに決しました。

日程の追加

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

ただいま町長から報告第28号、平成17年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について、議案第186号、八戸圏域水道企業団規約の変更について、議案第187号、人権擁護委員の候補者の推薦について、以上報告1件、議案2件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定

により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、報告1件、議案2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで追加日程表と議案書を配付するため11時5分まで休憩いたします。

(午前10時55分)

.....
○議長(工藤久夫君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時05分)

.....
追加提出議案提案理由説明

○議長(工藤久夫君) ここで町長から追加提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、追加提案でございます報告案件1件と議案2件につきましてご説明を申し上げます。

まずは、報告第28号、平成17年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります。が、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法に基づき、附属書類、審査意見書を添えて議会に報告いたすものであります。

次に、議案第186号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてであります。が、企業団の理事を廃止するため、規約の一部を変更するもので、地方自治法に基づき、構成団体の議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第187号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。が、人権擁護委員の任期満了に伴い、新任者4名及び再任者4名を推薦するもので、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（工藤久夫君） 追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

報告第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第1、報告第28号、平成17年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それでは、報告第28号、平成17年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてご説明をいたします。

報告理由であります、平成17年度青森県新産業都市建設事業団の決算が同事業団の理事会で承認されまして、地方自治法施行令に規定されました附属書類に幹事の意見をつけまして提出されましたので、地方自治法第312条第3項の規定、これは地方開発事業団設置団体の長は、事業団より決算の提出を受けたときは当該団体の議会に報告しなければならないと定めてあることから、その規定に基づき、報告するものであります。

それでは、事業団の決算につきまして、決算書類から抜粋してまとめた決算資料によりご説明をいたします。冊子ではなくて、A4を綴じ込みました平成17年度特定事業決算資料、それから平成17年度特定事業以外の事業決算資料のご準備をお願いいたします。

それでは、初めに、特定事業決算からご説明をいたします。特定事業といいますのは、事業団設置団体から委託されまして、事業団が取得造成した土地を事業団が処分する事業でございます。

次のページをお開き願います。受託事業の概要であります、現在事業団が管理している取得造成した用地は金矢工業用地、それから桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地の四つでございます。表の下欄でございますけれども、処分率についてであります、平成17年度末現在で金矢工業用地が13.7%、それから桔梗野工業用地が89.6%、百石住宅用地が95.2%、それから八戸北インター工業用地が57.3%で、全体で55.4%の処分率となっております。その下の（2）番の平成17年度用地売却実績でございますけれども、平成17年度は百石住宅用地1件でございます。

それでは、2ページをお開き願います。決算の概要でございますけれども、収益的収入及び支出、いわゆる損益計算書でございますけれども、金矢工業用地につきましては表の中ほどの収入

の計がございますけれども、収入合計が375万1,601円、下から4欄目の支出でございますけれども、支出合計が41万3,208円、その下の欄でございますけれども、当該年度純利益338万393円の黒字でございます。前年度繰越剰余金が44億862万565円のマイナスと、翌年度繰越剰余金が44億528万2,172円の赤字となっております。

それから、次の桔梗野工業用地についてでございますけれども、表の中ほど、収入合計でございますけれども、101万5,681円、支出合計が下から4欄目でございますけれども、6,157万3,499円、当該年度純利益が6,055万7,818円の赤字でございます。前年度繰越剰余金が31億2,782万5,289円のマイナスと。翌年度繰越剰余金が31億8,838万3,107円の赤字となっております。

次の百石住宅用地につきましては、表の中ほどの収入合計1億829万9,253円、それから下から4欄目の支出合計でございますけれども、575万5,942円、当該年度純利益1億254万3,311円の黒字でございます。前年度繰越剰余金が20億7,894万7,317円のマイナスと。翌年度繰越剰余金が19億7,640万4,006円の赤字となっております。

それから、八戸北インター工業用地につきましては、表の中ほどの収入合計35万1,645円、それから支出は下から4欄目でございますけれども、支出の計が6,204万1,753円、当該年度純利益は6,169万108円の赤字でございます。前年度繰越剰余金、これが11億9,244万9,215円、それから翌年度繰越剰余金が11億3,075万9,101円となっております。

次、3ページをお開き願います。の資本的収支及び支出についてでございますけれども、現在事業団では造成事業を実施してございませんので、ゼロでございます。

次に、特定事業以外の事業の決算についてご説明をいたします。6枚綴りの、このA4判で説明をいたします。事業団につきましては、旧福地村が加入していきまして、合併後、新南部町になって継続して加入しているものでございます。特定事業以外の事業といいますのは、事業団の管理運営に係る事業でございます。これは一般管理会計として処理してございます。

それと、あと設置団体から委託されて造成した工業用地など、売却できる用地を有する場合、その用地の環境整備を行う一般事業、これは一般事業会計として処理していますが、この二つの事業でございます。

次のページをお開き願います。先ほどご説明した一つ目の平成17年度一般管理会計決算でございますけれども、上の表から2欄目の一般管理会計歳入の総額ですけれども、収入済額が6,339万638円で、この主なものは設置団体、これは青森県と九つの市町村でございますけれども、その負担金、旧福地村の17年度の負担金は11万2,000円でございます。それと、前年度繰越金、それから新産会館の賃貸料でございます。

2 ページをお開き願います。歳出総額でございますけれども、上から 2 欄目の事業団費の総額は支出済額が3,271万5,342円、この主なものは事業団の運営費、それと新産会館の管理費でございます。あと、下の表になりますけれども、一般管理会計の17年度歳入合計が6,339万638円、それから17年度歳出が3,271万5,342円で、差引額の3,067万5,296円が翌年度の繰越額となります。

それから、3 ページをお開き願います。この一般事業会計につきましては、八戸北インター工業用地に係る臨海事業と、それから桔梗野工業用地に係る市川事業、それから百石住宅用地に係る百石事業の三つの事業をまとめたものでございます。それでは、決算についてご説明をいたします。上から 2 欄目の事業収入総額ですけれども、収入済額が1,851万6,608円で、この主なものは積立金運用益の利息でございます。

次、4 ページをお開き願います。歳出でございますけれども、表の上から 2 欄目の事業支出の総額は、支出済額が1,843万1,428円で、この主なものは用地の環境整備に係る賃金と積立金でございます。

5 ページをお開き願います。中段の表でございますけれども、一般事業会計の17年度の歳入1,851万6,608円、それから17年度歳出1,843万1,428円で、差引額 8 万5,180円が翌年度へ繰り越しとなります。

以上、事業団の特定事業及び特定事業以外の事業決算についてご説明申し上げましたけれども、配付してあります決算書類の冊子につきましては、後でござんいただければと思います。なお、両決算につきまして幹事より審査の結果、公正かつ適正に行われているとの意見書をいただいておりますので、申し添えてご説明といたします。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 青森県新産業都市建設事業団というものに対しては、初めてこういう決算のよしあしが提出されたと思うのですが、こういうやり方では内容まで見ることもできないし、もう少し今議会でなく、これは今すぐ採決を求められるものだと思いますが、12月の議会に提出されるとか、事前に配付されることはできなかったのでしょうか。県の時間的なそういう動きだったのか、説明を求めたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 今の立花議員のご質問でございますけれども、事業団から決算書が提出されたのが議会の告示が済んでからでございます。この決算の報告は、認定ではございませんで、あくまでも報告ということで今まで旧福地村ではこういう報告は毎年されていたと思うのですけれども、旧名川と旧南部は初めてでございますので、3月の議会、それから6月の議会でも事業団の規約の変更とか等々のご審議をいただいております。ということで、あくまでも事業団の決算報告は報告ということになってございますので、事業団から決算書が提出されたら速やかに議会に報告するということでございますので、次からできるだけ事業団の方をお願いして、早目に書類を提出してもらうようにして、早目に議員の皆さんにもお配りしたいと思っていましたので、ご理解をお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 山口君、32番。

○32番（山口博介君） 私も初めてこれを聞きましたけれども、やっぱり議会に出すには当初の目的と言えいいのかな、全くわからない。ただ、報告だけ、そういうのだとしゃべってもだめと。ただ報告しっ放しというのならしゃべらない方がいいのではないのか。報告しない方がいいのではないのかなと、そう感じるのです。この新産事業団の事業につきましては、特に金矢なんているのは大変問題があるということで、もう最初から疑問視されていました。私が多少かかわった企業もそこへ行ったのもあります。覚えている。でも、大分当初目標に対して、進捗状況と言えいいのか、そういったのが成立しなかったのではないかなと。それが現在ま尾を引いている。だから、当初どういう目的で、どのぐらいの年数で、どのぐらいの経費をかけて、現在はこんなのですよということを聞いて、初めて結果が分かると思うのですけれども、当初の目的が一つもわからないと。それをただ報告だけ聞けと、こういうのでは多少納得いかないのではないかなと、こう思うのですが、もう一回説明してください。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 私も勉強不足でございまして、当初の目的、できたのはちょっとひといてみたら新産に指定された昭和39年、2事業団ができてございます。その後、多分いろんな

事業をやって、現在は金矢、それから桔梗野、百石、八戸北インターだと思いますけれども、その辺の沿革、詳しいことにつきまして今度事業団からお聞きしまして皆さんにお配りしたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） これは、私も初めてなものですから、まだ概要すらよくわからないままなのですが、これは町からどれほどの持ち出しをしとるのか。

それと……何ほか。11万2,000円ですか。それと、11万2,000円出して、どういう恩恵を受けているのか、ちょっとご説明いただきたい。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 11万2,000円の負担金は、あくまでも事業団の運営管理経費でございまして、事業自体は今青森県、それから八戸市、旧百石町が委託をして事業団に用地造成の委託をして、事業団では自前で起債を起こして、あと委託を受けた市町からは出資もございすけれども、そういう関係で、現、今の南部町にとりましては加入しているための負担金が、運営するための負担金が11万2,000円ということでございます。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） ということは、運営するだけ、例えば福地の工業団地というのもこの事業の中の何かなのですか。違いますか。ああ、そうですか。では、何でこの事業に運営負担金、払わなければならないというのはどういう根拠から、そういう加入しているということなのか。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 加入した経緯は、多分新産都市に八戸が指定された時点でその近辺町村に多分声をおかけして、構成市町村ができたと思うのですけれども、とにかく11万2,000円と

いう経費につきましては、構成団体として事業団を事務的に運営していくための経費と。住宅、工業用地を委託する場合は、ある程度の規模だと思うのですけれども、ですから金矢にしても桔梗野、北インターにしても百石にしてもかなりの広大な土地でございまして、それは委託する場合は事業団の計画に乗かって、設置団体の議会の議決も得てやっている事業でございまして、福地の団地につきましては旧福地村が独自にやったものでございますので、事業団には委託していないということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 報告第28号、2005年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について討論を行います。

今なぜ報告第28号が提出されたのか、提出される時期が問題ではないでしょうか。採択を求められても調査、研究する時間さえ与えられないことは問題です。この点に対して、反対し、反対討論いたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、報告第28号は原案のとおり承認されました。

議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第2、議案第186号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第186号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてを説明いたします。

提案理由でございますが、八戸圏域水道企業団の理事を廃止することについて、構成団体と協議するため地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。規約第10条中、理事の廃止に係る関係条項を記載のとおり変更、整理するものでございます。「副企業長及び理事」としていたものを「及び理事」を削り、副企業長のみの規約としたものでございます。廃止の理由としては、企業団設立から20年が経過し、運営が安定してきたことと構成団体の行財政計画が進む中、企業団としても経営及び組織の合理化を図るため改正するものでございます。施行は、平成19年4月1日でございますが、12月議会でもいろいろお話ししたのでございますけれども、県の許可申請後の関係規則等の事務処理期間を見込むために構成市と町で9月議会に提案することとしたため、本議会に追加提案したものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第186号は原案のとおり可決されました。

議案第187号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 追加日程第3、議案第187号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について説明を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、議案第187号でございますが、今回は任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

南部町人権擁護委員の候補者に次の8名の方々を推薦したいので、議会の同意を求めるものであります。まずは、新任の方々でございますけれども、住所、南部町大字沖田面字南本村63番地、氏名、石井みほ子氏、昭和31年2月11日生まれ。次に、住所、南部町大字上名久井字上町3番地2、氏名、四戸清榮氏、昭和18年5月29日生まれ。次に、住所、南部町大字剣吉字荒町23番地、氏名、岩間和博氏、昭和31年3月17日生まれ。次に、住所、南部町大字杉沢字あけぼの13番地83、氏名、玉川洋子氏、昭和17年10月20日生まれ。以上が新任の方々でございます。

次に、再任の方々でございますが、住所、南部町大字大向字勘吉6番地12、氏名、谷内久造氏、昭和11年3月14日生まれ。次に、住所、南部町大字沖田面字門前40番地、氏名、工藤俊美氏、昭和14年5月1日生まれ。次に、住所、南部町大字相内字上ノ平18番地の1、氏名、橋本とも子氏、昭和30年11月10日生まれ。次に、住所、南部町大字剣吉字上町10番地、氏名、赤石ケイ氏、昭和9年11月28日生まれ。

以上、この8名の方々を適任と認め、推薦いたしたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第187号は原案のとおり同意することに決しました。

.....

閉会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 平成18年第5回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、9月12日に告示されました南部町農業委員会委員に当選されました委員の皆様に対しまして、心よりお祝いを申し上げますとともに、本日議会推薦により農業委員会委員に就任されます議員の皆様とともに、南部町農政発展のためにご尽力くださるようお願いを申し上げる次第であります。

さて、本定例会は、9月1日から14日までの14日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与の方々には何かとご多忙の折ご出席をいただき、まことにありがとうございました。また、今議会に提出いたしました全議案とも慎重審議いただき、ご議決、ご承認を賜りましたことに対

しまして心から御礼を申し上げます。ご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後の町政運営に生かし、本職初め職員一丸となって事務事業の推進に努めてまいり所存であります。

景気回復の波も地方にはなかなか広がらず、地域経済は、依然として停滞した状況にあり、合併をなし得ても、なお予想を超えた厳しい状況にあります。今こそ足元をしっかりと見詰めて、南部町の持つ資源を生かし、地域と行政が連携し合いながら新たな町づくりに鋭意努力し、取り組んでまいり所存でございます。

なお、初日、議員の皆様から発議がなされ、全会一致で反対の採決がされました産業廃棄物処理施設建設に対する町の意見書でございますが、この後、夕方、知事の方に地域住民の反対の要望書を添えて、そしてまた議長を初め、関係議員の皆様と提出してまいりたいと思っております。議員各位、参与の皆様におかれましても、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君）　ここで一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

9月1日開会、きょうで閉会ということで14日間、長い会期ではありましたが、何とか9月定例会も終えることができました。とりあえず私の方から皆さんに連絡しておくことは、二、三ございますが、来月の26日に田子町で三戸郡の町村議員の研修がございます。来年がこの当町の当番になっているようでございますので、10日までの出欠ということで、月越してから案内の方は発送することになりますけれども、忙しい折ではございますが、なるべく皆さん参加していただきたいと思っております。

それから、先ほど町長のあいさつにもありましたように、きょう地域の地元の議員さんと議長、副議長、あと教育民生常任委員長の議員、それから町長、担当課長とで、きょう知事の方に行ってまいります。なるべく議会の皆さんの意思、そして地域の住民の意思が県政に反映されるように、私も意見をちゃんと言ってきたと思っております。いろいろ中央では、求人倍率も上がって、非常に景気が回復してきたということが言われていますけれども、この地域はまだ中央と比較すると、私ども議員も努力しないと厳しい状況が続いていると思いますが、何とか新町の発展のために、議会としてもできるだけ取り組みをしていきたいと思っておりますので、これからも皆さんの力添えをよろしくお願いして、お礼のあいさつといたします。

これで第5回南部町議会定例会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤 久夫

南部町議会副議長 沼畑 繁

署名議員 庭田 豊茂

署名議員 夏坂 清蔵